

十和田市 都市計画マスタープラン



平成23年3月

青森県 十和田市

目 次

序 章 都市計画マスタープランについて

1. 都市計画マスタープランの目的と役割・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 目的
 - (2) 位置付けと役割
 - (3) 対象区域と目標年次
2. 都市計画マスタープランの構成・・・・・・・・・・ 3

第1章 十和田市の現況と課題

1. 十和田市の概要・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 位置と地勢
 - (2) 歴史と沿革
 - (3) 人口の動向
 - (4) 産業の動向
 - (5) 土地利用の状況
2. 都市計画の現況・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 土地利用
 - (2) 道路・交通体系
 - (3) 都市施設
3. まちづくりの課題・・・・・・・・・・ 17

第2章 都市の将来像

1. 都市の将来像と目標・・・・・・・・・・ 20
 - (1) まちづくりの基本理念
 - (2) 都市の将来像
 - (3) まちづくりの基本目標
2. 将来都市構造・・・・・・・・・・ 23
 - (1) エリアの設定
 - (2) 拠点の形成
 - (3) 都市軸
3. 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・ 27
 - (1) 人と自然が共生する「しぜん感動・創造都市」
 - (2) 安心・安全を支える「くらし感動・創造都市」
 - (3) にぎわいと活力あふれる「しごと感動・創造都市」
 - (4) いきいきと活躍できる「しみん感動・創造都市」

第3章 分野別まちづくり方針

1. 土地利用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
 - (1) 住居系土地利用
 - (2) 商業系土地利用
 - (3) 産業系土地利用
2. 市街地のまちづくり方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 7
 - (1) 既成市街地
 - (2) 新市街地
 - (3) 中心市街地
3. 道路・交通体系のまちづくり方針・・・・・・・・ 4 1
 - (1) 道路・交通体系
 - (2) 道路ネットワーク
 - (3) 公共交通
 - (4) 歩行者・自転車
4. 観光のまちづくり方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 6
 - (1) 観光資源のネットワーク
 - (2) 観光基盤と体制の強化
5. 自然環境と緑のまちづくり方針・・・・・・・・ 4 7
 - (1) 自然環境と緑地の保全や整備
 - (2) 緑地の配置
6. 下水道・河川のまちづくり方針・・・・・・・・ 4 9
 - (1) 下水道
 - (2) 河川
7. 防災のまちづくり方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 1
 - (1) 防災機能の強化
 - (2) 建築物の耐震化・不燃化
 - (3) 自然災害対策
 - (4) 防災体制の強化
8. 福祉のまちづくり方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 3
 - (1) 安全な歩行空間の確保
 - (2) 公共公益施設の改善
 - (3) 住宅の改善
 - (4) ボランティア活動の推進
 - (5) 子育て支援環境づくり
9. その他の公共施設のまちづくり方針・・・・・・・・ 5 4
 - (1) 生活排水処理施設
 - (2) 清掃(ごみ処理)施設
 - (3) 斎場・墓園

第4章 地域別まちづくり方針

- 1. 区域区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 2. 地域別まちづくり方針・・・・・・・・・・ 56
 - (1) 元町地域・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
 - (2) 前谷地・下平地域・・・・・・・・・・ 63
 - (3) 稲生地域・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
 - (4) 金崎地域・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
 - (5) 西小稲地域・・・・・・・・・・・・・・ 85
 - (6) 東小稲地域・・・・・・・・・・・・・・ 91
 - (7) 相坂地域・・・・・・・・・・・・・・・・ 97

第5章 実現化方策

- 1. 実現に向けた基本的な考え方・・・・・・・・ 103
- 2. 協働によるまちづくり・・・・・・・・・・ 103
 - (1) まちづくり主体の役割
 - (2) 市民参画によるまちづくりの推進
 - (3) まちづくり活動の支援
- 3. 都市計画マスタープランの運用・・・・・・・・ 106
 - (1) 庁内体制の強化
 - (2) 広域的な調整と連携
 - (3) 計画的かつ効果的な事業実施
 - (4) 都市計画マスタープランの見直し

参考資料編

- 資料 - 1 十和田市と都市計画の現況
- 資料 - 2 市民アンケート調査結果
- 資料 - 3 地域別市民懇談会
- 資料 - 4 市民説明会及び意見募集
- 資料 - 5 十和田市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱
- 資料 - 6 十和田市都市計画マスタープラン策定委員名簿

序章 都市計画マスタープランについて

1. 都市計画マスタープランの目的と役割

(1) 目的

十和田市は、平成 17 年 1 月 1 日に、旧十和田市と旧十和田湖町が合併し、新十和田市が誕生しました。

今後、進展する人口減少や少子高齢化社会、近年の地球環境への意識の高まりをはじめ、中心市街地活性化のためのまちづくり三法改正による新たな取り組みなど社会情勢は大きく変化しています。また、本市においては、合併後の新市として一体的な都市としてのまちづくりが求められています。

このような背景や課題を的確にとらえ、新市が、魅力ある住みやすいまちとして持続的に発展できるよう、都市計画分野においてまちづくりを進めていく指針として、「十和田市都市計画マスタープラン」を策定するものです。

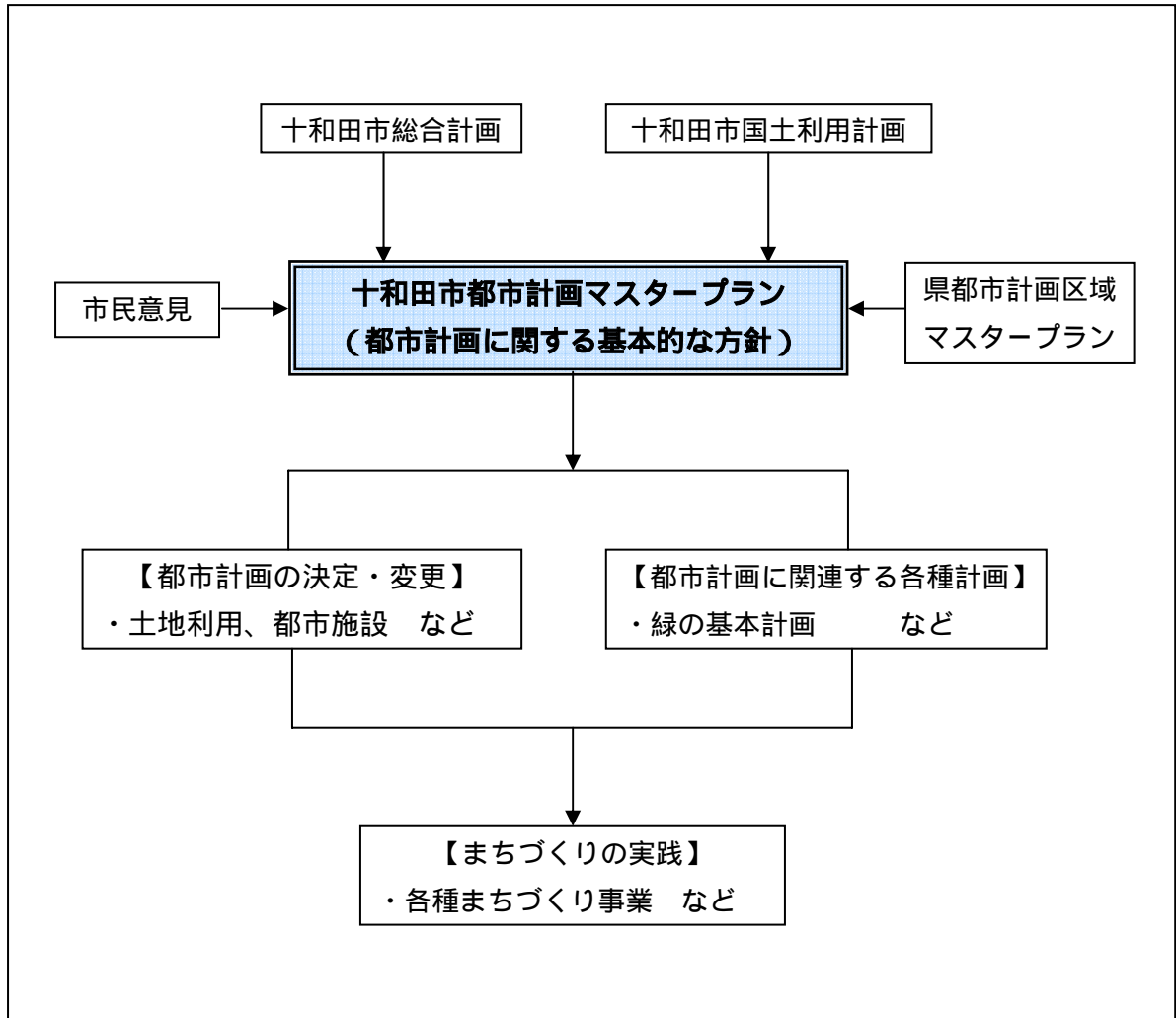
(2) 位置付けと役割

市町村都市計画マスタープランは、平成 4 年の都市計画法改正において、都市計画法第 18 条の 2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置付けられ、市町村の「総合計画」、「国土利用計画」及び県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）に即して定められます。

十和田市都市計画マスタープランは、十和田市総合計画で定めた、めざすべきまちづくりについて、都市空間を具体化していく手段として、概ね 20 年後の長期的な都市計画の基本的な方針を示すものです。

今後、土地利用や都市計画道路、都市公園、下水道などの都市施設は、この十和田市都市計画マスタープランに基づき計画及び整備されます。

十和田市都市計画マスタープランの位置付け



(3) 対象区域と目標年次

対象区域

対象区域は、都市計画区域を主体とするものですが、都市は農村なども含めて一体的に捉える必要があることから、十和田市全域を対象とします。

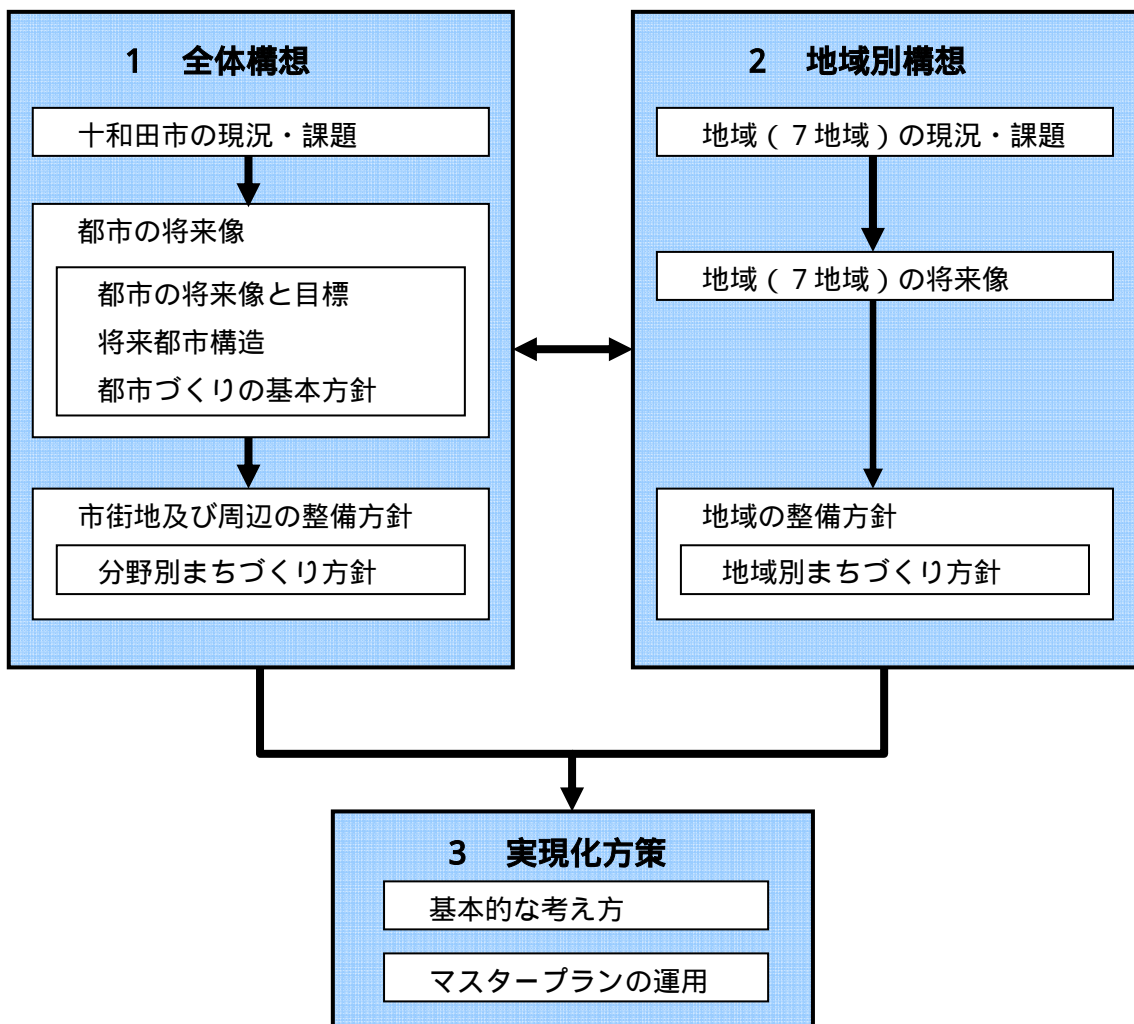
目標年次

都市計画マスタープランの目標年次は、概ね 20 年後の平成 42 年とします。

2. 都市計画マスタープランの構成

十和田市都市計画マスタープランは、都市の将来像を示した「全体構想」、及び地域の整備方針を示した「地域別構想」、並びに構想実現のための考え方を示した「実現化方策」で構成されています。

十和田市都市計画マスタープランの構成



第1章 十和田市の現況と課題

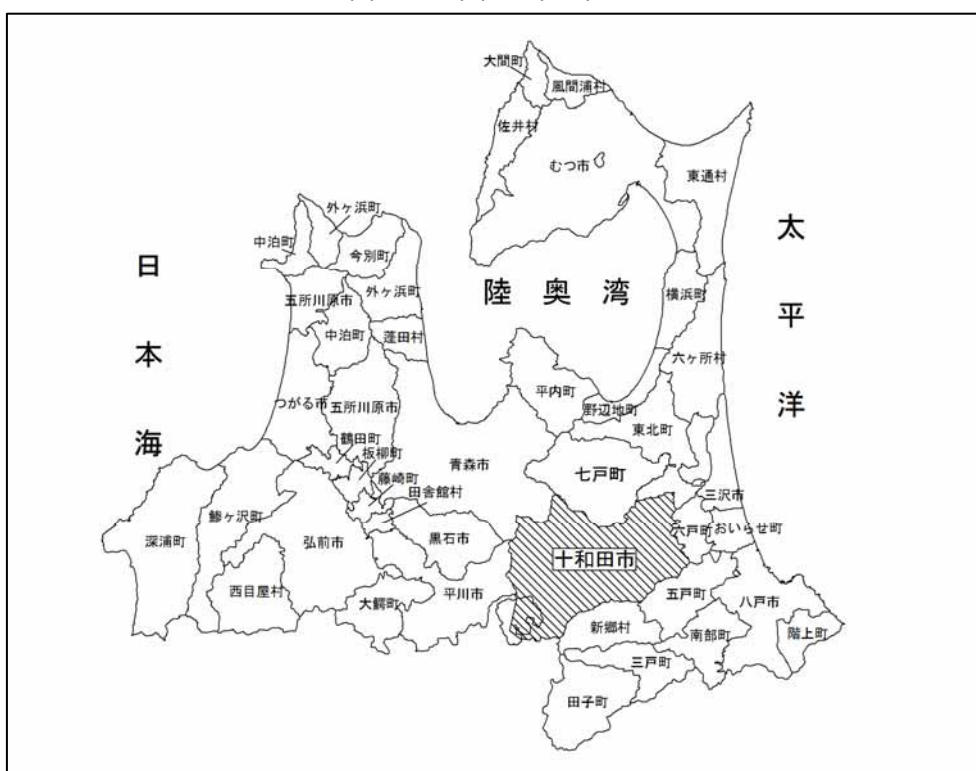
1. 十和田市の概要

(1) 位置と地勢

十和田市は、青森県の県南地方内陸部に位置し、面積は約 725km² です。本市の北部は青森市、七戸町、東北町、東部は六戸町、西部は平川市、また、南部では新郷村、五戸町、秋田県小坂町と接しています。

本市の西方には大岳、高田大岳などの八甲田山系や十和田山、十和利山などがあり、西南部には面積 61.0km²、標高 400m、水深 326.8mの二重カルデラ湖十和田湖が位置しています。東方は標高 70m 前後の三本木原台地が広がり、農村地帯と市街地で形成されており、十和田湖を源とする奥入瀬川や人工河川である稲生川のほか、多数の河川が台地を横断し太平洋へと流れています。十和田湖、奥入瀬溪流、八甲田山系は十和田八幡平国立公園に指定されており、なかでも十和田湖と奥入瀬溪流は国の特別名勝及び天然記念物に指定されています。

図 1-1 十和田市の位置



(2) 歴史と沿革

旧十和田市の発展は、安政2年(1855年)に始まる南部盛岡藩の勘定奉行、新渡戸傳翁の三本木原開拓事業に端を発します。この事業は、稲生川上水の完成と新たな都市づくりを計画したもので、京都を模した碁盤の目状の区画を施した都市は、現在の市街地の骨格となっています。

明治17年(1884年)、三本木共立開墾会社が設立され、三本木産馬組合の設立と相まって、馬の名産地として全国に名を馳せるようになりました。

昭和になると、三本木原開拓事業は国営事業となり大きく発展しました。昭和30年2月(1955年)には三本木町、大深内村、藤坂村が合併し三本木市となり、同年3月には四和村が編入、翌昭和31年(1956年)に十和田市となりました。

旧十和田湖町は、江戸時代、南部藩に属しており、法量、奥瀬、沢田の三村から成り立っていました。

明治22年(1889年)、三村が合併し法奥沢村となり、昭和6年(1931年)には十和田村と改称、昭和50年(1975年)に景勝地十和田湖を有する町として、十和田湖町となりました。

平成17年1月には、十和田市と十和田湖町の旧2市町が合併し、新十和田市が誕生しました。

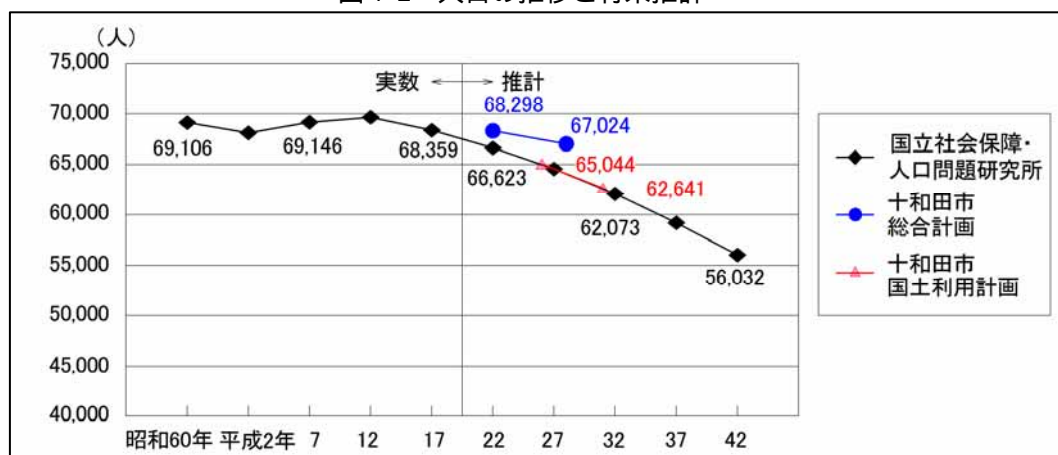
(3) 人口の動向

人口

本市の人口は平成17年現在68,359人で、総世帯数は25,358世帯、1世帯あたりの人員は2.7人となっています。大正9年(1920年)から始まった国勢調査以来、一貫して人口増加が続きましたが、昭和60年以降は停滞しており、平成2年には初めて人口減少を記録しました。その後は微増傾向が続きましたが、平成17年に減少に転じています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、本市の人口が10年後の平成32年(2020年)には約62,000人程度まで減少すると予測されています。

図1-2 人口の推移と将来推計



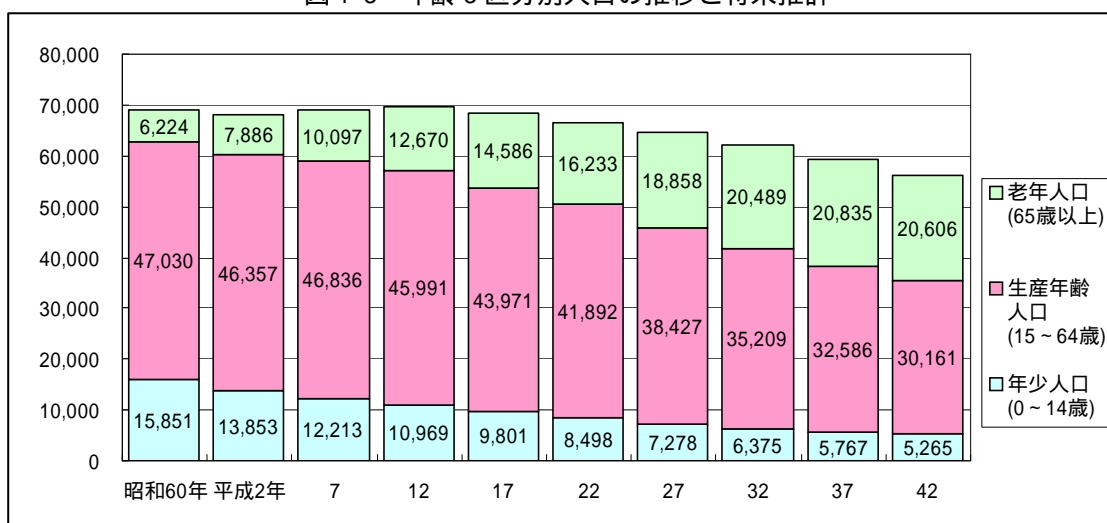
資料：国勢調査 平成12年以前は旧十和田市、旧十和田湖町の合算値。

注：平成22年以降の推計値は、国立社会保障・人口問題研究所のコーホート法による推計。

年齢構成

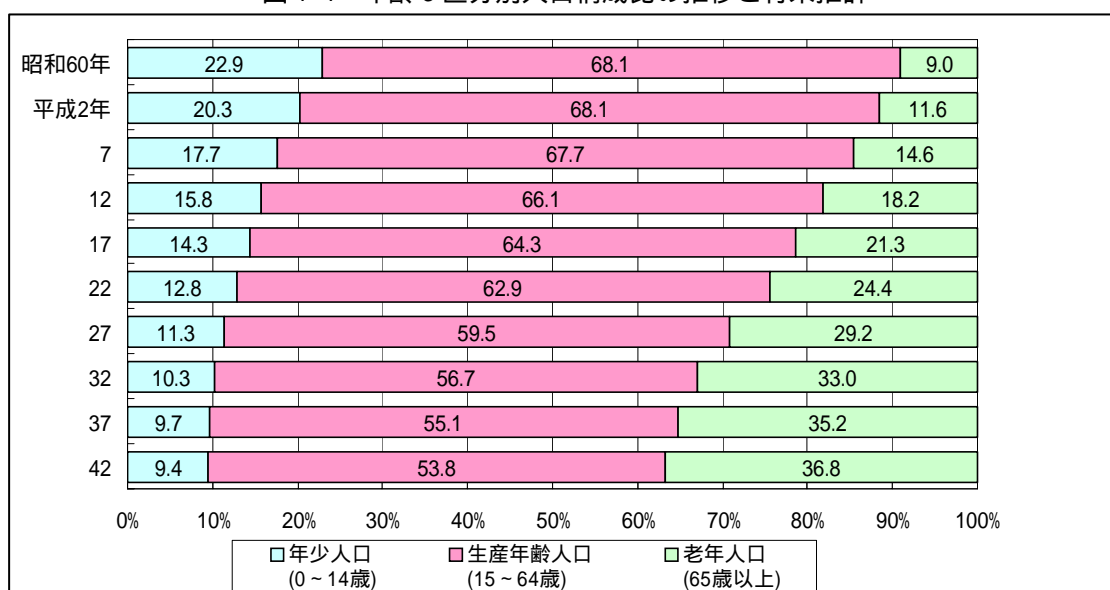
年齢構成を年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3世代に分けてそれぞれの推移を見ると、年少人口、生産年齢人口が減少している一方で、老年人口の増加が見られます。また、総人口に対する老年人口の占める割合は、昭和60年には9.0%でしたが、平成17年には21.3%と20年間で2倍以上に増えています。今後も同様の傾向で推移し、少子・高齢化が進むと推測されます。

図 1-3 年齢3区分別人口の推移と将来推計



資料：国勢調査 平成12年以前は旧十和田市、旧十和田湖町の合算値。
注：平成22年以降の推計値は、国立社会保障・人口問題研究所のコーホート法による推計。

図 1-4 年齢3区分別人口構成比の推移と将来推計

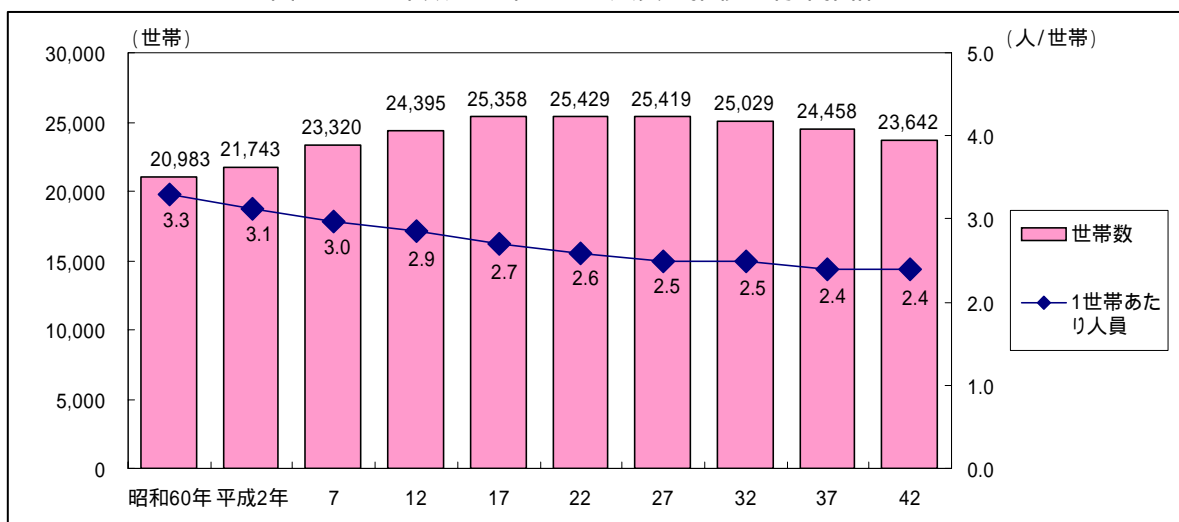


資料：国勢調査 平成12年以前は旧十和田市、旧十和田湖町の合算値。
注：平成22年以降の推計値は、国立社会保障・人口問題研究所のコーホート法による推計。

世帯数、世帯人員、家族構成

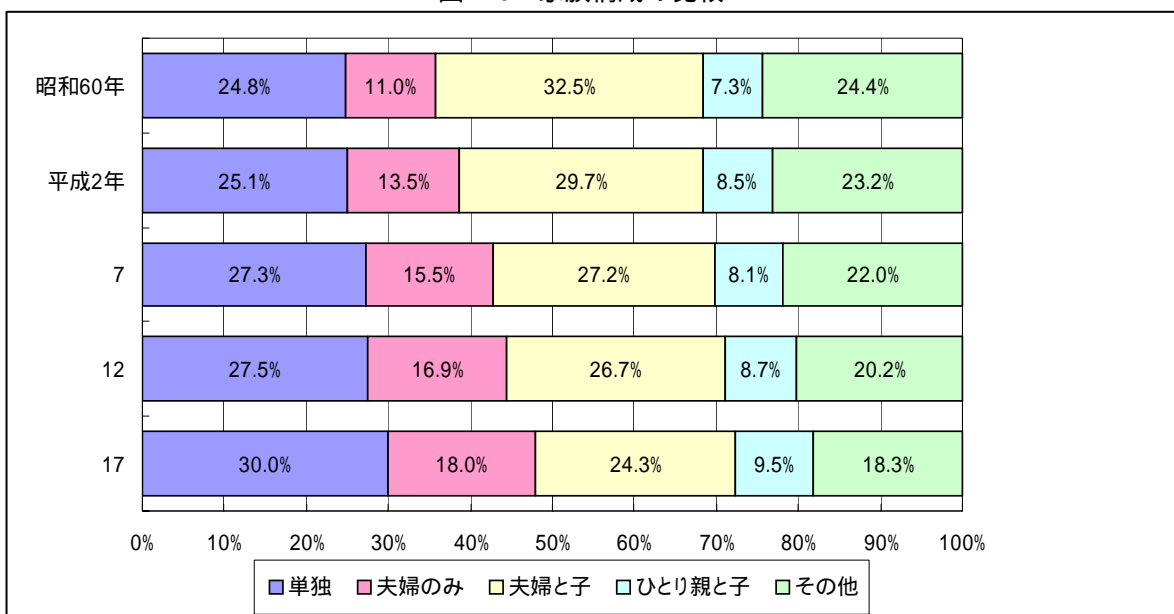
本市における世帯数は増加傾向にあり、それに伴い1世帯あたり人員は減少しています。平成17年現在で1世帯あたり約2.7人となっています。また、全国的な傾向として、単独世帯や夫婦のみの世帯数が増加しており、今後、本市でも全国における傾向と同様に単独世帯や夫婦のみの世帯の割合が増加することが予想されます。

図 1-5 世帯数と世帯あたり人員の推移と将来推計



資料：国勢調査 平成12年以前は旧十和田市、旧十和田湖町の合算値。
注：平成22年以降の1世帯あたり人員の推計値は、回帰式による推計。

図 1-6 家族構成の比較



資料：国勢調査 平成12年以前は旧十和田市、旧十和田湖町の合算値。

(4) 産業の動向

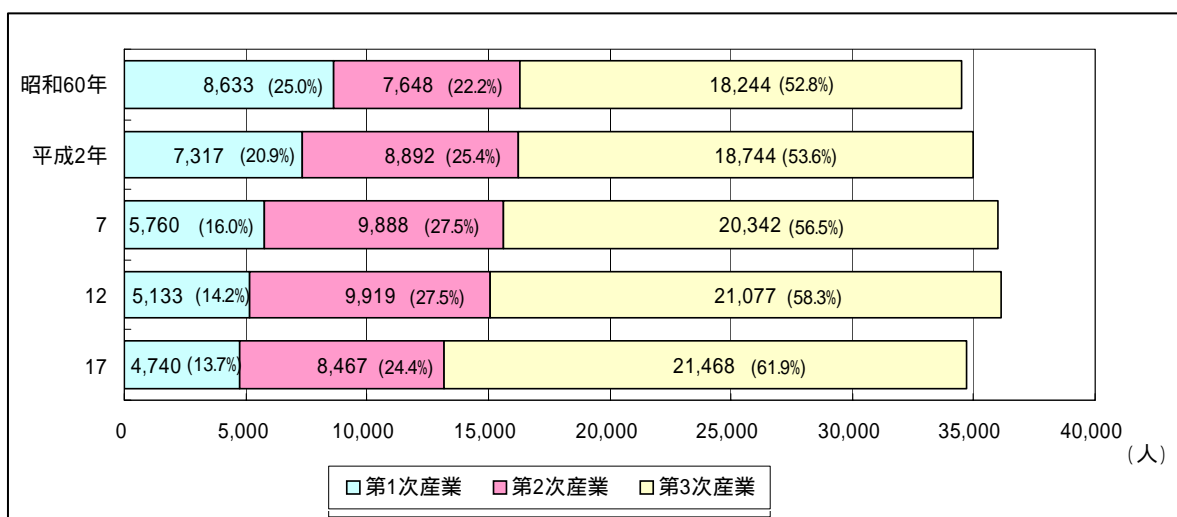
全産業

産業構造を就業人口の面から見ると、平成 12 年までは増加傾向にありましたが、平成 17 年には減少に転じています。

また、平成 17 年の就業者数は 34,675 人で、そのうち第 1 次産業は約 14% (4,740 人)、第 2 次産業は約 24% (8,467 人)、第 3 次産業は約 62% (21,468 人) となっています。

産業別就業人口構成比の推移を見ると、昭和 60 年では第 1 次産業が全体の約 25% を占めていましたが、第 2 次産業及び第 3 次産業の比率が高まる一方で、第 1 次産業は減少し、平成 17 年には 13.7% まで低下しています。

図 1-7 産業別就業者数の推移



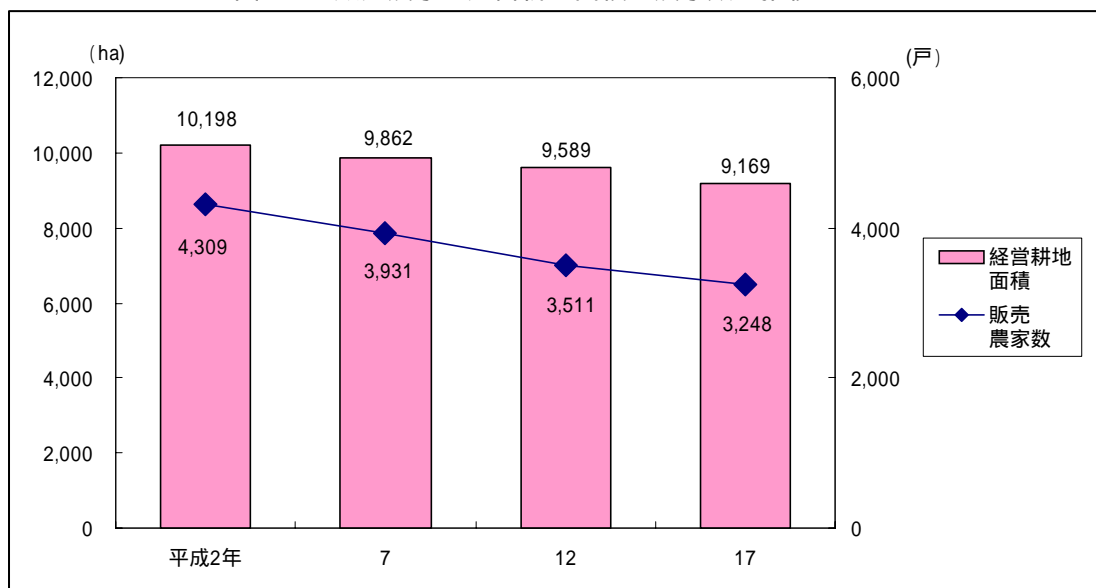
資料：国勢調査 平成 12 年以前は旧十和田市、旧十和田湖町の合算値。

農業

平成 17 年における販売農家の経営耕地面積は 9,169ha で、平成 2 年と比べ約 10%の減少、販売農家数は 3,248 戸で平成 2 年に対し約 25%減少しています。

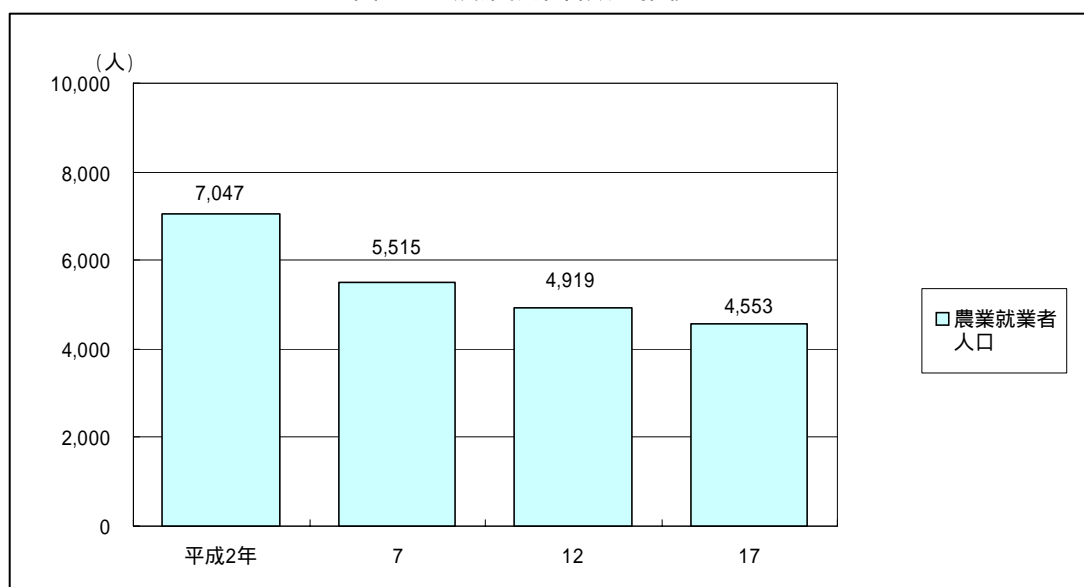
また、農業就業者人口は 4,553 人で平成 2 年に対し約 35%の減少となっています。

図 1-8 販売農家の経営耕地面積と農家数の推移



資料：農林業センサス 平成 12 年以前は旧十和田市、旧十和田湖町の合算値。

図 1-9 農業就業者数の推移



資料：国勢調査 平成 12 年以前は旧十和田市、旧十和田湖町の合算値。

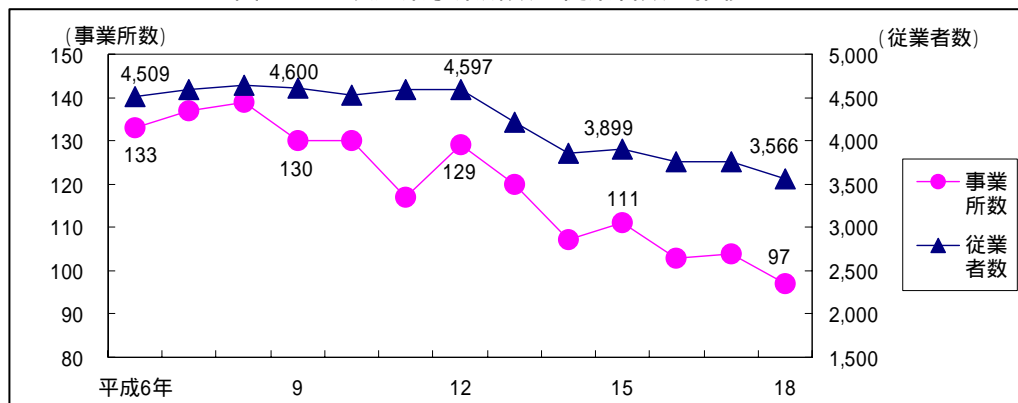
工業

本市の製造事業所数は平成 18 年で 97 事業所、従業者数は 3,566 人となっており、平成 6 年の約 80% となっています。

製造品出荷額は平成 19 年で 565 億円となっています。

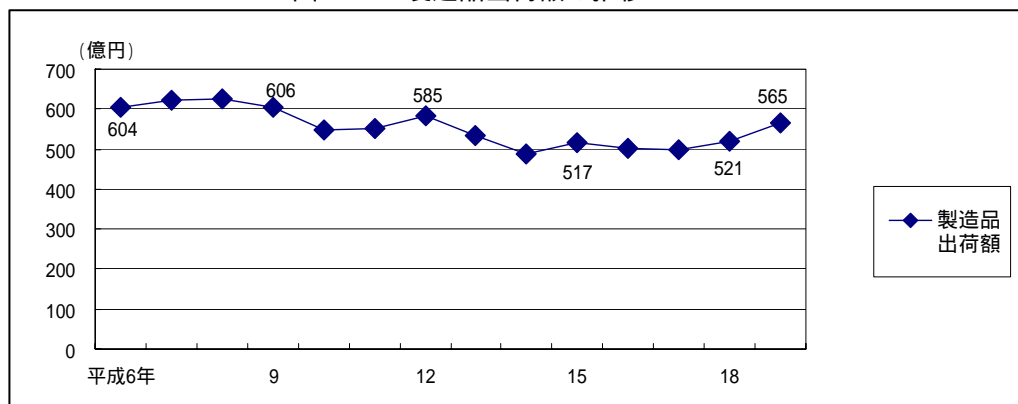
平成 18 年の工業製品出荷額の上位の食料品、電気器具を合わせると、出荷額全体の約 60% を占めています。

図 1-10 製造業事業所数・従業者数の推移



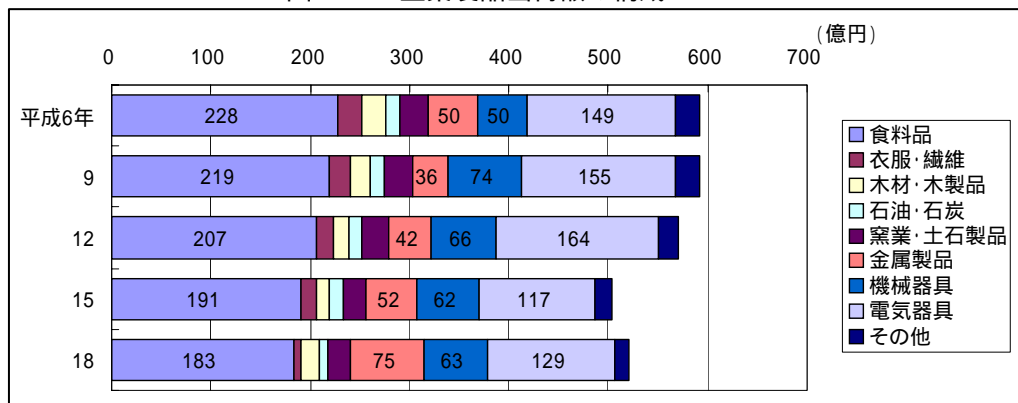
資料：工業統計調査 平成 16 年以前は旧十和田市、旧十和田湖町の合算値。

図 1-11 製造品出荷額の推移



資料：工業統計調査 平成 16 年以前は旧十和田市、旧十和田湖町の合算値。

図 1-12 工業製品出荷額の構成



資料：工業統計調査 平成 15 年以前は旧十和田市の数値。

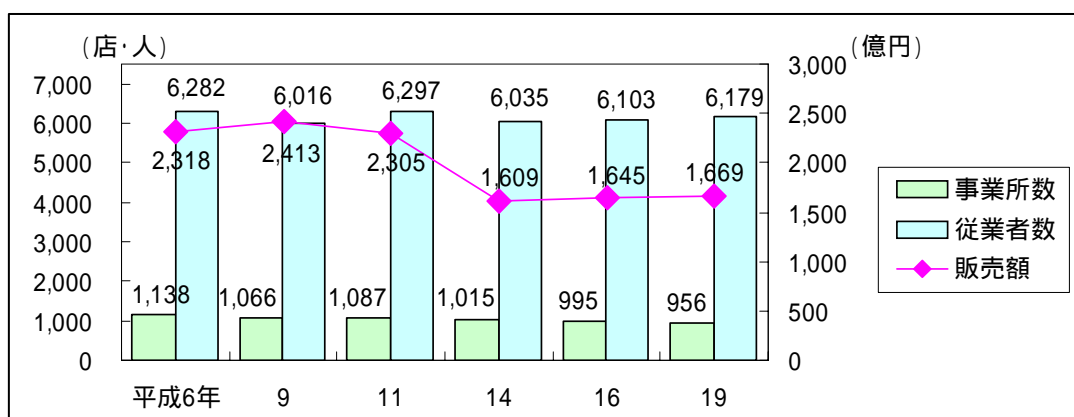
商業

本市の卸売業・小売業を合わせた事業所数は、平成19年で956店、従業者数は6,179人となっています。卸売販売額と小売販売額を合わせた年間販売額は、平成19年に約1,669億円となっており、平成6年に対し約28%減少しています。

小売業は、事業所数が減っていますが、従業者数はほぼ横ばいとなっており、大規模店舗の立地によるものと考えられます。

業種別に販売額を比較してみると、卸売業では、平成14年に大幅に減少し、その後微増傾向にあります。小売業では、平成6年以降ほぼ横ばいとなっています。

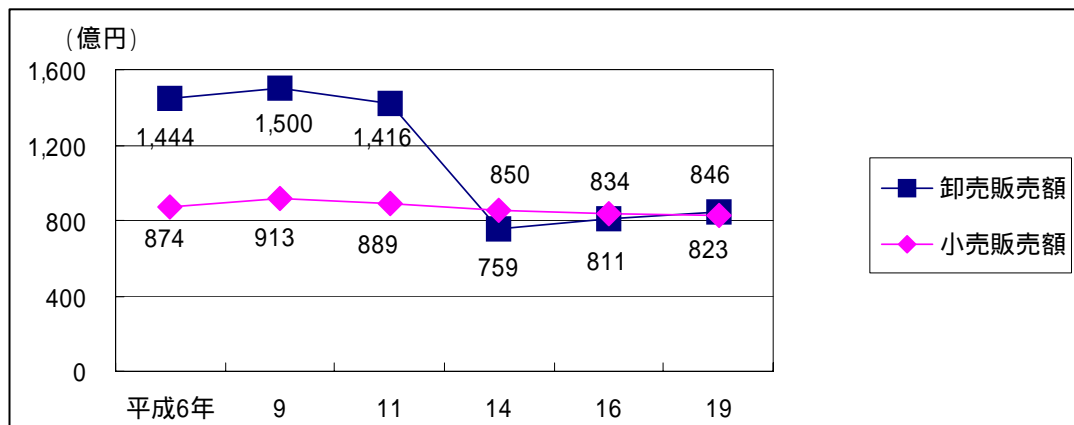
図1-13 卸売小売業事業所数・従業者数・年間販売額の推移



		平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年
卸売業	事業所数(店)	174	174	192	164	178	166
	従業者数(人)	1,535	1,506	1,590	1,395	1,432	1,481
小売業	事業所数(店)	964	892	895	851	817	790
	従業者数(人)	4,747	4,510	4,707	4,640	4,671	4,698
合計	事業所数(店)	1,138	1,066	1,087	1,015	995	956
	従業者数(人)	6,282	6,016	6,297	6,035	6,103	6,179

資料：商業統計調査 平成16年以前は旧十和田市、旧十和田湖町の合算値。

図1-14 卸売業・小売業の年間販売額の推移

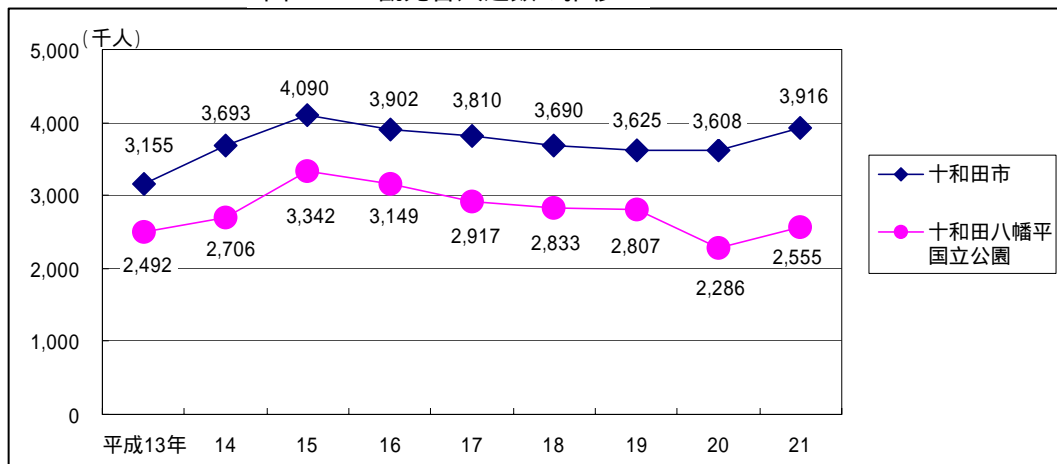


資料：商業統計調査 平成16年以前は旧十和田市、旧十和田湖町の合算値。

観光

本市には、年間 300 万人を超える観光客が訪れています。そのうち、十和田八幡平国立公園の観光客数は平成 14 年の東北新幹線八戸駅開業により、平成 15 年、16 年には年間 300 万人を超えました。その後は減少傾向にありましたが、平成 21 年は増加に転じています。今後、平成 22 年 12 月の東北新幹線全線開業により、観光客入込数の増加が期待されます。

図 1-15 観光客入込数の推移

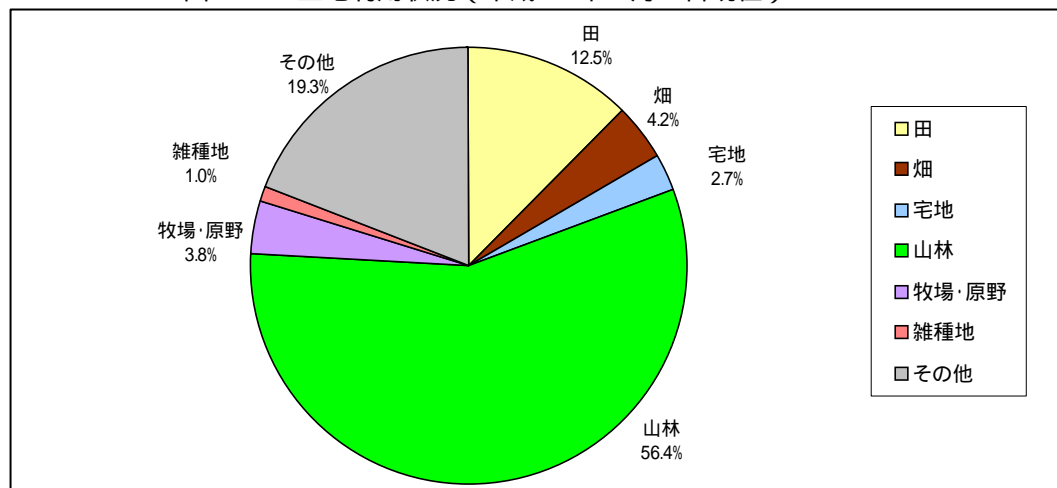


資料：青森県観光統計概要

(5) 土地利用の状況

平成 22 年における本市の地目別面積は、山林が最も多く、総面積の約 56% を占めており、田や畑の農地は 16.7%、宅地は 2.7% となっています。

図 1-16 土地利用状況 (平成 22 年 1 月 1 日現在)



(単位：ha)

地目	田	畑	宅地	山林	牧場原野	雑種地	その他	計
面積	9,089	3,063	1,961	40,943	2,767	756	13,988	72,567

資料：固定資産概要調査

2 . 都市計画の現況

(1) 土地利用

都市計画区域

都市は大勢の人が集まり、働き、学び、生活する場所であり、これらの活動が快適で効率よく、かつ安全に営めるような空間を実現していく必要があります。

市民が快適で機能的な生活を営むためには、適正な土地利用の誘導や建築物の用途に対する制限等、計画的に市街地を開発し、土地の合理的な利用と秩序ある市街地の形成を図る必要があります。市街地から郊外の農地に至るまで、一体の都市として捉える必要がある区域を「都市計画区域」と指定しており、本市では、行政区域 72,567ha の内、17,344ha を都市計画区域に指定しています。

用途地域⁽¹⁾

本市の用途地域は9地域の内、住居系が5地域で約81%、商業系の用途地域が2地域の8%となっており、工業系の用途地域は2地域で約11%となっています。それぞれの用途地域ごとに建築物の用途の制限をしています⁽²⁾。

表 1-1 用途地域指定状況（平成 22 年 3 月現在）

地域地区		面積	比率	計
住居系	第一種低層住居専用地域	425 ha	33.4 %	1,037ha
	第一種中高層住居専用地域	282 ha	22.1 %	
	第二種中高層住居専用地域	83 ha	6.5 %	
	第一種住居地域	182 ha	14.3 %	
	第二種住居地域	65 ha	5.1 %	
商業系	近隣商業地域	17 ha	1.3 %	102ha
	商業地域	85 ha	6.7 %	8.0%
工業系	準工業地域	86 ha	6.8 %	135ha
	工業地域	49 ha	3.8 %	10.6%
計		1,274 ha	100.0 %	

特別用途地区

本市の特別用途地区は、官庁街通り周辺において、官公庁や事務所の立地を図るために事務所地区を指定しています。また、交通渋滞や騒音等による住環境の悪化など、周辺地域に大きな影響を及ぼす大規模集客施設の立地を制限する大規模集客施設制限地区を準工業地域全域に指定しています⁽²⁾。

(1) 用途地域...都市計画法において、建物の用途に一定の制限を行う地域

(2) 参考資料編 P-2 資料 - 1 (1) 参照

(2) 道路・交通体系

道路（都市計画道路）

都市における道路は、都市交通施設としての機能のほか、良好な街区を形成し市街化を誘導する機能、居住環境を維持する空間（通風、採光、オープンスペース等）としての機能、都市防災（避難路、延焼遮断帯）としての機能、供給処理施設（電気、電話、上下水道、ガス等）のための収容空間としての機能等を持っています。

本市の都市計画道路は、平成 22 年 3 月末現在、15 路線 73,730mのうち、改良済延長は 19,206m、改良率 26%となっています^(1)。

表 1-2 都市計画道路整備状況(平成 22 年 3 月末現在)

路線数	計画延長 (m)	改良済延長 (m)	改良率 (%)
15	73,730	19,206	26

道路整備状況

本市の道路総延長は約 1,106km ですが、このうち 78.0%を占める市道の改良率が国道や県道と比較すると低い状況にあります。

表 1-3 市内道路整備状況(平成 19 年 4 月現在)

	延長 (m)	構成比 (%)	改良済延長 (m)	改良率 (%)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)
国道	119,311	10.8	104,351	87.5	119,031	99.8
県道	124,677	11.3	100,653	80.7	121,007	97.1
市道	862,782	78.0	466,896	54.1	625,613	72.5
合計	1,106,770	100.0	671,900	60.7	874,926	79.1

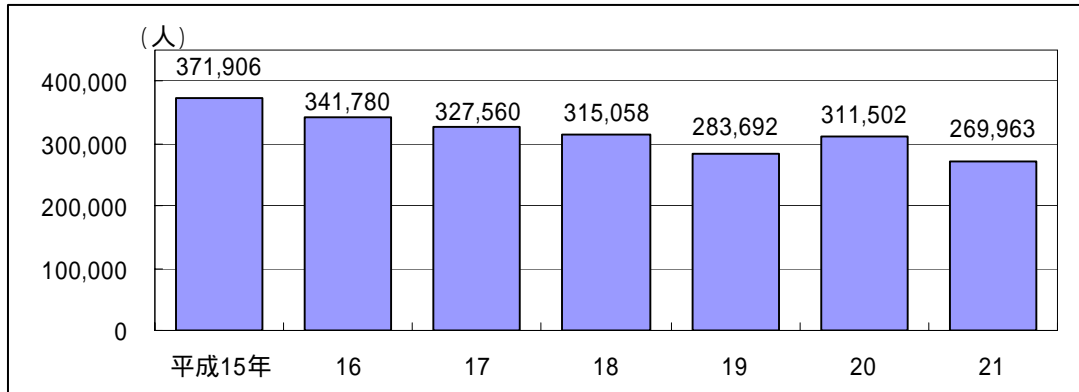
鉄道・バス

鉄道は、本市と三沢市を結ぶ十和田観光電鉄線があります。中心市街地北部から東方向へ伸び、青い森鉄道線三沢駅へ結ばれています。利用者数は、平成 20 年に増加に転じましたが、その後、減少傾向にあります。

路線バスは、十和田市街を中心に放射状の路線網となっています。いずれの路線も十和田市中央と十和田市駅を經由しており、交通結節点となっています。

(1) 参考資料編 P-6 資料 - 1 (3) 参照

図 1-17 十和田観光電鉄線 十和田市駅の鉄道利用者数



資料：十和田観光電鉄(株)

道路交通量

本市には国道4号、45号、102号、103号、394号、454号の6路線があり、このうち、4号、45号、102号の3路線及び旧国道4号（現在は県道）は市街地形成の骨格となっています。さらに、これらの路線を縦横に結ぶ主要な市道等が道路網を構成しています。

市内で最も交通量の多い路線は、平成17年では国道45号（三本木字野崎）で15,410台（平日12時間断面交通量）となっています。また、平成17年では国道4号を除き、全体的に交通量は減少しています。

表 1-4 主要道路交通量の推移（12時間断面交通量・平日）

（台）

路線名	観測地点	平成2年	平成6年	平成9年	平成11年	平成17年
一般国道4号	伝法寺字上传法寺	6,082	6,769	7,865	7,803	8,887
	三本木字野崎	-	-	-	-	9,122
	三本木字高清水	7,834	8,224	8,642	9,315	13,710
	三本木字一本木沢	5,142	6,617	6,933	7,411	10,703
	洞内字杉ノ沢	12,863	14,487	14,829	16,016	14,746
一般国道45号	三本木字野崎	12,437	13,866	15,496	16,051	15,410
一般国道102号	奥瀬字下川目	4,068	4,431	5,440	4,888	4,326
	西一番町	5,606	3,580	6,244	6,510	6,451
	三本木字稲吉	9,249	9,361	10,674	11,072	10,528
三沢十和田線	三本木字北平	7,592	9,596	9,667	10,286	11,623
十和田三戸線	西三番町	7,473	8,736	8,394	8,234	7,760
戸来十和田線	米田字高屋	1,488	1,357	1,310	1,389	1,208
上野十和田線	三本木字下平	2,716	3,108	3,453	3,886	3,998

資料：H17 道路交通センサス

(3) 都市施設

公園

公園は、健康で文化的な都市環境を形成する上で不可欠な都市空間であり、活力ある福祉社会の形成、都市の潤いの創出、自然とのふれあい、コミュニティの形成、広域レクリエーション活動等、市民の多様なニーズに対応する生活に密着した施設です。

さらに、災害時には避難地・火災の延焼の防止、ボランティア等の救援活動拠点、復旧・復興の拠点等の機能を発揮するなど、安全でゆとりある生活に不可欠な施設でもあります。

本市の都市計画公園は 19 箇所あり、主に市街地に分散しています。また、平成 22 年 3 月末現在の都市計画区域人口一人あたりの公園面積は、6.1 m²となっています。なお、青森県の都市計画区域人口一人あたりの公園面積は、15.7 m²となっています^(1)。

表 1-5 都市計画公園の供用状況（平成 22 年 3 月末現在）

総数		街区公園		近隣公園		総合公園		運動公園		墓園		都市計画区域人口一人あたりの公園面積(m ²)
箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
19	35.87	14	4.61	2	5.14	1	10.27	1	10.27	1	3.43	6.1

下水道

下水道は、家庭や事務所、店舗等から出される汚水を河川や海に排出する前に浄化することにより、河川や湖、海の水質を保全するとともに、快適で衛生的な暮らしや浸水被害を防止するための施設です。

本市の平成 22 年 3 月末現在の下水道整備状況は、十和田処理区において計画処理区域 1,487.6ha に対し 1,403.0ha、進捗率は 94.3%となっています^(2)。

表 1-6 下水道の整備状況（平成 22 年 3 月末現在）

	計画処理区域(ha)	計画人口(人)	計画処理能力(m ³ /日)	整備面積(ha)	進捗率(%)
十和田処理区	1,487.6	43,000	22,180	1,403.0	94.3
焼山処理区	43.0	180	656	35.4	82.3

資料：十和田市の下水道

その他都市施設

本市では、ごみ焼却場、墓園、火葬場、市場、と畜場、下水処理場について都市計画により位置等を決定しています^(3)。

(1) 参考資料編 P-7 資料 - 1 (3) 参照

(2) 参考資料編 P-8 資料 - 1 (3) 参照

(3) 参考資料編 P-5 資料 - 1 (2) ~ 参照

3. まちづくりの課題

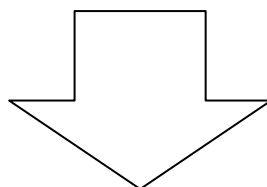
本市の特性や市民アンケート調査結果、留意すべき社会動向などを踏まえ、今後のまちづくりに向けた課題を次のとおり整理しました。

留意すべき社会的動向

少子・高齢化、人口減少の進展	情報化社会の進展
中心市街地の衰退	ライフスタイルの多様化
環境問題・循環型社会 ⁽¹⁾ への取組	国際化への進展
防災・防犯への関心の高まり	経済の変容

住民が考えるまちづくり⁽²⁾

都市拠点の再生	観光資源の活用とサービス施設の拡充
都市の魅力創出と中心市街地活性化	地区の都市基盤施設の拡充
交通体系の再構築	地区生活拠点の形成
都市施設の拡充	市民参加型まちづくりの実践



まちづくりに向けた課題

(1) 少子・高齢化と人口減少の進展への対応

- ・人口減少の傾向が一層進展することにより、市街地の低・未利用地が増加すると考えられることから、景観や生活環境の悪化などに対する対策が必要です。
- ・高齢者人口の増加に対応するため、余暇活動を楽しめる場の整備が必要です。
- ・若年層の定住を促すために、企業誘致や地域産業の育成、子育てなどの生活環境の充実が必要です。
- ・多様な世代がまちなかに居住する、世代間交流のあるまちづくりを進めていくことが必要です。

(1) 循環型社会...資源の消費量を減らし、効率的に利用、再生産を行い持続可能な形で循環させながら利用していくこと

(2) 参考資料編 P-33 資料-2(5) 参照

(2) 都市拠点の再生と魅力の創出

- ・ 中心市街地の機能を強化するとともに、現代美術館の波及効果を中心市街地へ広げ、魅力的で活気のある商店街を形成し、まちなかに賑わいを取り戻すことが必要です。
- ・ 本市の玄関口である十和田市駅や周辺の再生が必要です。

(3) 環境と共生する美しい都市の創造

- ・ 豊かな自然環境の保全と、美しい景観をまちづくりへ効果的に活用することが必要です。
- ・ 自然と農村、都市との調和を図り、良好な環境の維持、向上を図るため、地域の特性にあった計画的な土地利用や生活基盤の整備を進めることが必要です。
- ・ 環境資源に対する意識が高まるなか、循環型社会の構築など、環境への負荷が少ない持続的発展が可能なまちづくりが必要です。

(4) 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

- ・ 誰もが健康で、安心・安全に暮らせるよう、生活道路、公園、下水道、保健・福祉・医療施設等身近な生活環境の充実が必要です。
- ・ 防災・防犯に対応したまちづくりが必要です。
- ・ 都市施設の老朽化やサービス水準の立ち遅れが見られ、改善が必要です。

(5) 道路交通網の整備や公共交通の確保

- ・ 新幹線や高速自動車道、空港へのアクセス強化、地域間の交流を支える幹線道路網の整備や生活道路の整備、観光に資する道路の充実が必要です。
- ・ 公共交通の利便性向上や、鉄道、バス交通の維持、確保が必要です。

(6) 産業の振興

- ・優良農地を保全しながら、担い手の育成、他産業と連携した農林水産業の活性化が必要です。
- ・新幹線七戸十和田駅開業や外国人観光客の増大に対応する国際観光地づくり、観光拠点の充実や景観に配慮した整備が必要です。
- ・高度情報化社会の進展により、新たな産業の振興や情報通信技術を積極的に活用した取組が必要です。

(7) 市民との協働による地域力の向上

- ・市民や事業者、行政が情報を共有し、協働によるまちづくりを進める仕組みづくりが必要です。
- ・多様な交流や産学官の連携の取組が必要です。

第2章 都市の将来像

1. 都市の将来像と目標

十和田市では、「第1次十和田市総合計画（平成19年度～平成28年度）」において、まちづくりの基本理念、市の将来都市像を定めています。

総合計画に定める将来都市像の実現を図るためには、都市の空間づくりを具体化する手段として、都市計画を適切かつ着実に進めていくことが必要です。

総合計画に定めるまちづくりの基本理念、将来都市像を十和田市都市計画マスタープランにおいても継承し、市民と行政による協働のもと、それぞれの役割を果たしながらまちづくりを進めていくことにより、本市を個性的で魅力的なまちに育てていくことをめざします。

(1) まちづくりの基本理念

「一人ひとりを大切に、人が輝くまちづくり」

すべての市民が健康で安心・安全・安定した快適な市民生活を送ることができ、市民が主役のまちづくりを推進します。

「共生を大切に、自然が輝くまちづくり」

資源の保全と活用、循環型の持続可能な地域社会づくりを進め、自然との共生によるまちづくりを推進します。

「協働を大切に、個性が輝くまちづくり」

市民と行政の役割分担の明確化を図りながら、共に力を合わせた協働による自主性・自立性の高い個性豊かなまちづくりを推進します。

「感動と創造を大切に、未来に躍動するまちづくり」

まちへの誇りと愛着をはぐくむとともに、新たな感動と創造性を生み出すことができるまちづくりを推進します。

(2) 都市の将来像

感動・創造都市

～人が輝き 自然が輝き まちの個性が輝く理想郷～

「感動・創造都市」とは、豊かな自然との共生の中で、市民だれもが元気で、郷土・十和田市に誇りと愛着を持ち、住んで良かったと思えるさまざまな感動が享受できるまち、さらなる発展の可能性を広げる個性豊かな創造性あふれるまちを表現しています。

私達は、新しい時代を切り拓くことのできる、活力と魅力に満ちあふれる感動と創造を共有する都市の実現をめざします。

(3) まちづくりの基本目標

人と自然が共生する「しぜん感動・創造都市」

都市基盤の充実をはじめ、豊かな自然や美しい自然景観の保全・整備を進め、優れた都市空間の形成による快適なまちをめざします。

豊かな心をはぐくむ「こころ感動・創造都市」

将来を担う子供たちが、心豊かに逞しく成長するための教育環境を充実するとともに、市民自らが必要に応じて学習活動を行うことができる環境づくりや地域に根ざした多彩な文化・芸術・スポーツ活動を推進し、生きがいと喜びに満ちた、豊かな心をはぐくむまちをめざします。

安心・安全を支える「くらし感動・創造都市」

市民の生命、財産を守る防犯・防災への取組を推進し、だれもが生涯を通じて健康で安心して暮らすことができる、市民の安心・安全を支えるまちをめざします。

にぎわいと活力あふれる「しごと感動・創造都市」

既存産業の振興をはじめ、農林水産業と観光の融合化や商工業の振興とまちづくりの連動など、新しい時代環境に即した産業・経済活動の活発化による賑わいと活力あふれるまちをめざします。

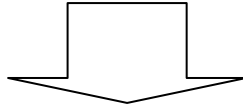
いきいきと活動できる「しみん感動・創造都市」

市民参画による協働のまちづくりという視点のもと、市民の主体的な地域活動を支援するとともに、情報の共有化や地域間の交流・連携を進め、市民がいきいきと活躍できるまちをめざします。

十和田市総合計画基本構想の体系

<基本理念>

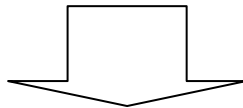
一人ひとりを大切に、人が輝くまちづくり 協働を大切に、個性が輝くまちづくり
 共生を大切に、自然が輝くまちづくり 感動と創造を大切に、将来に躍動するまちづくり



<将来都市像>

感動・創造都市

～人が輝き 自然が輝き まちの個性が輝く理想郷～



<基本目標>

人と自然が共生する

「しぜん感動・創造都市」

豊かな心をはぐくむ

「こころ感動・創造都市」

安心・安全を支える

「くらし感動・創造都市」

にぎわいと活力あふれる

「しごと感動・創造都市」

いきいきと活動できる

「しみん感動・創造都市」

<施策の展開方向>

自然環境・景観の保全・整備

生活環境の整備

地域基盤の整備

生涯学習の推進

学校教育の充実

文化の振興

スポーツの振興

保健・医療の充実

福祉の充実

生活安全の確保

農林水産業の振興

観光の振興

商工業の振興

雇用の安定

市民活動の促進

交流の促進

行財政運営の効率化

2 . 将来都市構造

将来都市像の実現に向け、市全体の地形や歴史・風土といった特性を生かしながら、各拠点をネットワーク化した、都市発展の骨組みである将来都市構造を整理します。都市を構成する主な要素として、エリア、拠点、都市軸からなる3つの要素の都市構造を設定します。

(1) エリアの設定

市街地エリア

広域行政機能や教育・文化機能、医療・保健・福祉機能、情報・交流の拠点機能の充実、市民のニーズに対応した商業振興、中心市街地の活性化に向けた支援、官庁街通りや周辺の景観整備と活用、稲生川を活かした潤いのあるまちづくり、観光拠点としての整備充実、観光商業の振興などを図るとともに、防災機能の向上と住環境の整備などを図ります。

農業エリア

自然・田園などの景観や環境の保全、防災機能の向上を図りながら、農村集落の定住環境の整備を図ります。また、優良農地の保全と遊休農地の有効活用を図り、良好な生産環境整備、観光や商業との連携などにより、農林水産業の振興を図ります。

森林エリア

水源かん養や国土保全、野生生物の生息環境、保養・教育などの公益機能を持つ森林の保全を基本としながら、市民の憩い、自然的なレクリエーションの場などとして活用を図ります。

自然公園エリア

十和田八幡平国立公園指定区域の十和田湖、八甲田連峰、奥入瀬溪流などの自然資源を保全するとともに、自然の有効活用と自然保護意識の高揚を図り、持続可能な自然環境づくりを進めます。

(2) 拠点の形成

都市拠点

中心市街地を都市拠点と位置付け、行政機能や商業機能、業務機能、教育・文化・医療機能等の高次都市機能の集積を図ります。特に、都市的サービスの最大集積地である商業地域部分の一部を「商業拠点」、交通結節点となっている十和田市駅を「交通拠点」と位置付け、機能の高度化を図ります。

地区拠点

十和田湖支所を地区拠点として位置付けます。

スポーツ・レクリエーション拠点

馬事公苑、高森山総合運動公園を広域のスポーツ・レクリエーション拠点、市街地にある中央公園、総合体育センター等を都市型のスポーツ・レクリエーション拠点と位置付け、整備・拡充を図ります。

観光拠点

十和田湖畔地区、十和田湖温泉郷、蔦温泉を自然公園エリアの観光拠点と位置付け、活性化を図ります。

また、新渡戸記念館、十和田市現代美術館、馬事公苑を重要な観光拠点と位置付け、保全・整備を図ります。

交流拠点

道の駅とわだ「とわだびあ」、道の駅奥入瀬「奥入瀬口マンパーク」を都市と農村、観光等の交流拠点と位置付け、保全、整備を図ります。

親水拠点

奥入瀬川の御幸橋付近と稲生川の駅前付近を親水拠点と位置付け、親水空間としての整備をめざします。

研究開発拠点

北里大学の研究機能を活かし研究開発拠点と位置付け、産学官の連携を進め拠点化をめざします。

物流産業拠点

国道4号と国道45号交差点周辺を都市間交通の優位性を活かし、物流産業拠点と位置付けます。

広域工業拠点

(都)⁽¹⁾官庁街通り線と国道4号の交差点周辺を広域工業拠点と位置付け、高規格道路と直結した地理的条件を活かし、広域の出荷を行う工業製品等を製造する工業地域とします。

(3) 都市軸

広域連携軸

本市とJR新幹線八戸駅や七戸十和田駅を結び、近隣市町村を結ぶ国道4号、国道45号、国道102号を広域連携軸として位置付けます。また、三沢空港や青い森鉄道線三沢駅を結ぶ(主)⁽²⁾三沢十和田線を位置付けます。

観光連携軸

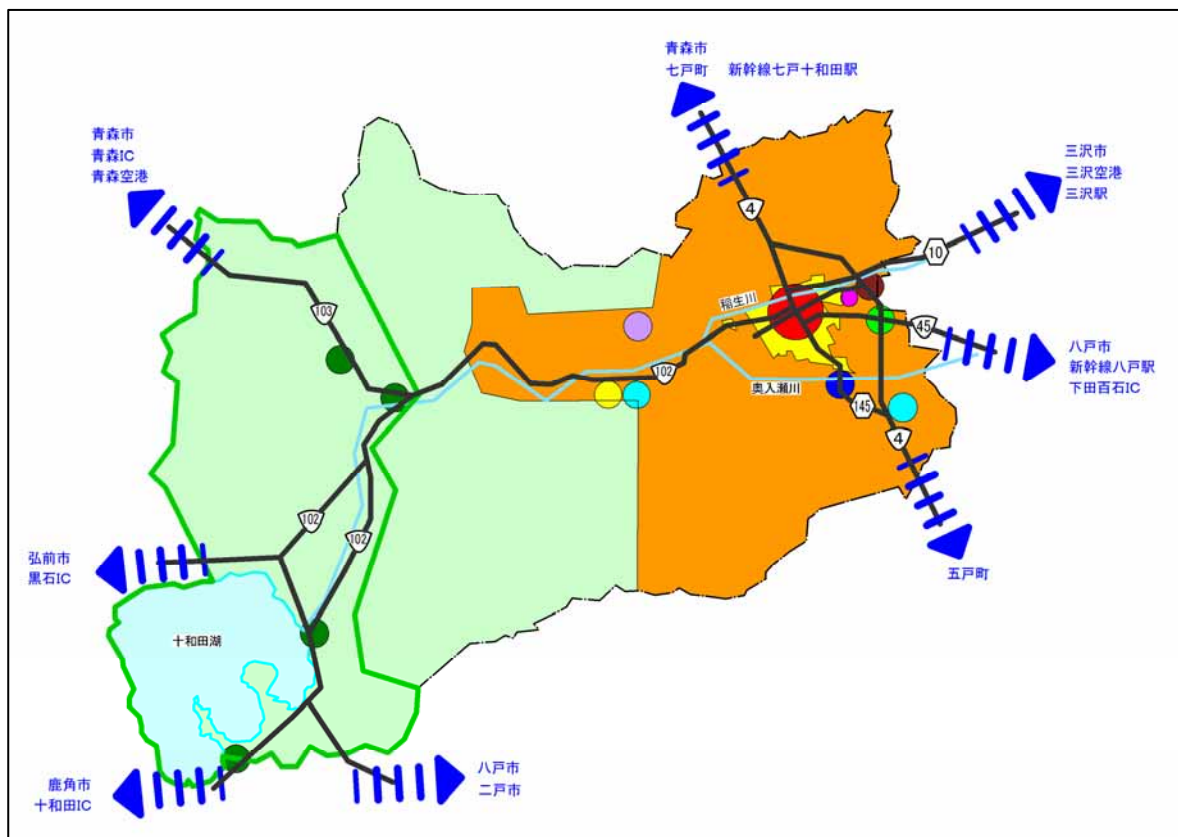
中心市街地と十和田湖を結ぶ国道102号、国立公園内を通過する国道103号や観光等拠点を結ぶ路線を観光連携軸として位置付けます。

市街地軸

(都)官庁街通り線、(主)三沢十和田線及び十和田三戸線、(一)⁽³⁾戸来十和田線(旧国道4号)を市街地軸として位置付けます。

(1) (都)...都市計画法による都市計画道路
(2) (主)...道路法による主要地方道
(3) (一)...道路法による一般県道

図 2-1 将来都市構造図



凡 例	
● 都市拠点	● 交流拠点
● 地区拠点	● 親水拠点
● スポーツ・レクリエーション拠点	● 研究開発拠点
● 観光拠点	● 物流産業拠点
⇄ 都市軸	● 広域工業拠点
■ 市街地エリア	■ 森林エリア
■ 農業エリア	■ 自然公園エリア

3 . 都市づくりの基本方針

十和田市は、市街地を囲むように農地が広がり、主にその西方に森林・自然公園が形成されています。市街地は、半径約2 km内外に形成され、中心部は碁盤の目状の街区に行政、金融、商業、業務等の様々な機能が集積しており、比較的コンパクトな市街地を形成しています。

しかし、これまでの経済成長や人口増加現象、核家族化等により市街地外縁部の農地ではミニ開発による宅地開発、郊外型大規模店舗出店による開発が進行し、郊外に市街地が拡大してきました。

今後は、少子・高齢化や人口減少の進展による市街地の縮退、人口密度の低下が予想されます。

市街地の縮退や人口密度が低下する時代には、徒歩生活圏にある生活関連施設が減少し、高齢者にとって住みにくい都市になる危惧や、空き家の増加や単身世帯の増加等によるコミュニティの弱体化、治安の悪化などのリスクが増大することが懸念されています。

さらに、郊外部に拡散した都市構造を持つ都市では、インフラ整備や維持管理に係る行政コストが増大し、厳しい財政状況のもとでの公共投資力の低下が予想されます。

このため、中心市街地の利便性や快適性の向上を図り、魅力を創出することにより人口回帰を図り、集約型のまちづくりをめざします。さらに、市街地の拡大を抑制することにより、市街地と農地や自然環境が将来とも良好な状態に保たれ、都市と農村の交流や地産地消の取組や、観光の連携等により、市全体の活性化をめざします。

このことから、都市計画マスタープランでは、総合計画で示された「まちづくりの基本的な考え方」のうち、都市計画に係わりの深い4つの考え方を都市づくりの基本方針として継承します。

(1) 人と自然が共生する「しぜん感動・創造都市」

自然環境・景観の保全・活用を図るとともに、街並み、住宅、下水道などの生活環境の整備、市街地や道路網・公共交通の維持・充実などの地域基盤の整備を図ります。

自然環境・景観の保全・整備

自然公園区域の貴重で恵まれた自然環境や、区域外の水源かん養機能を有する豊かな森林や河川などの自然環境を、次世代へ引き継ぐため積極的に保全していきます。このため、良好な自然に悪影響を及ぼす無秩序な開発を抑制します。

また、市街地や集落の背景となる山々や湖・河川などの自然景観の保全に努めます。

生活環境の整備

人口減少に伴い予想される低・未利用地については有効利用を図りながら、市街地や集落景観の保全・整備を図ります。さらに、ユニバーサルデザインを取り入れた人にやさしい都市公園や身近な公園、緑地、広場の整備・充実、うるおいのある河川環境の整備や緑が身近に感じられる市街地の形成などを図ります。

また、下水道施設などの整備や廃棄物の適正処理を促進し、海や河川、湖沼への環境負荷の低減を図ります。

地域基盤の整備

中心市街地の賑わいを創出するため、中心市街地活性化事業を実施することにより、多様な都市機能の集積を図り、個性的で魅力ある街並みを形成するとともに、若者定住のための対策や高齢者に配慮した住宅づくりの促進など、まちなか居住の推進の取組や、十和田市駅の再生にむけた取組を推進します。

また、住環境の整備、観光機能の維持・整備を図るとともに、国道・県道・幹線市道・生活道路などの整備により、安全で快適な生活道路づくりを進めます。

公共交通については、交通の利便性の向上をめざし、鉄道やバス交通の維持・確保を図るとともに、総合的な地域交通網の構築に向けた取組を進めます。

(2) 安心・安全を支える「暮らし感動・創造都市」

安全で安心できる暮らしを確保するため、災害に対する対策や交通弱者の安全確保に重点を置いた安全対策の充実、地域の防犯対策の充実などを図ります。

交通安全対策の充実

ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしい道路の整備を進めるとともに、周辺環境や景観に配慮した交通安全施設の整備に努めます。

防災・防犯対策の充実

安全で安心できる暮らしを確保するために、災害に強い市街地の基盤となる都市施設の計画的な整備や、建築物などの耐震化・不燃化を促進するなど、防災の視点に基づく総合的なまちづくりを行うとともに、水害から市民の生命・財産を守るため、河川の整備や保水・防災機能を備えた森林・農地・河川空間などの保全を図ります。

また、犯罪の発生を抑止し、犯罪に対する不安感を解消するため、明るさや見通しを確保するなど都市施設の整備を工夫するとともに、市民・地域・行政が一体化となった地域の防犯活動の取組を推進します。

(3) にぎわいと活力あふれる「しごと感動・創造都市」

農林水産業、観光、商工業などの振興を図り、新たな地域産業の創出を支援し、雇用の安定と確保を図ります。

農林水産業の振興

森林や優良農地、十和田湖や河川などの水資源の保全を図るとともに、担い手の育成・確保や生産基盤と生活環境の整備を図ります。

また、都市と農山村地域が地域の産物や都市的サービスを提供しあい、共生する関係を築き強化するため、地産地消の取組や大都市の消費者との連携、観光との連携など、多様な主体による広域的な連携や交流の強化を図ります。

観光の振興

温泉や十和田湖畔・奥入瀬溪流・鳶沼の散策などを活用した健康志向の観光地づくり、食の魅力ある観光地づくり、八甲田登山やキャンプ場、牧場などを活用した農産物加工などの体験観光、称徳館・馬文化を活かした観光の推進、観光ホスピタリティ（もてなしの心）の向上、新しい魅力的な祭・イベントの創造などによる、日本を代表する国際観光地づくりを進めます。

日本の道百選「官庁街通り」や、国土交通省の日本風景街道に登録された「十和田奥入瀬浪漫街道」などの街並み景観や、休屋地区をはじめとする観光地などの特色ある景観の保全・整備を図ります。

商工業の振興

現代アートとの関連性を深めた個店の魅力向上やイベントの実施により、集客力のある中心商店街づくりを進めます。

また、融資制度の運用等により中小企業の経営安定や創業を促すほか、地元企業の事業拡大や地場産業との結びつきを強めた企業誘致を推進し、地域経済の活性化を図ります。

雇用の安定

観光や農業等の地域資源を活用した商品開発の推進や、産業振興を担う人材育成、きめ細やかな就労対策等により、雇用の確保、創出を図ります。

また、安心して働ける職場環境づくりや労務管理への働きかけのほか、勤労者の就業意識の向上により、地域社会の発展を促します。

(4) いきいきと活躍できる「しみん感動・創造都市」

地域づくり活動の支援や市民参画の推進、地域間交流や国際交流などの取組の充実を図ります。

また、各種機能を持ち合わせた地域拠点施設の検討を行います。

市民活動の推進

市民が将来にわたり本当に住みたいと思う「まち」を実現するために、行政情報の共有化、市民との意見交換の場づくり、各種計画立案への市民参画を促進するとともに、地域コミュニティ活動やまちづくりグループ活動、ボランティア活動を支援し、市民の自発的・主体的な活動を推進します。

また、地域の活動や市民の活動、子育て支援などを支援するため、各種機能を有する地域活動拠点施設の検討を行います。

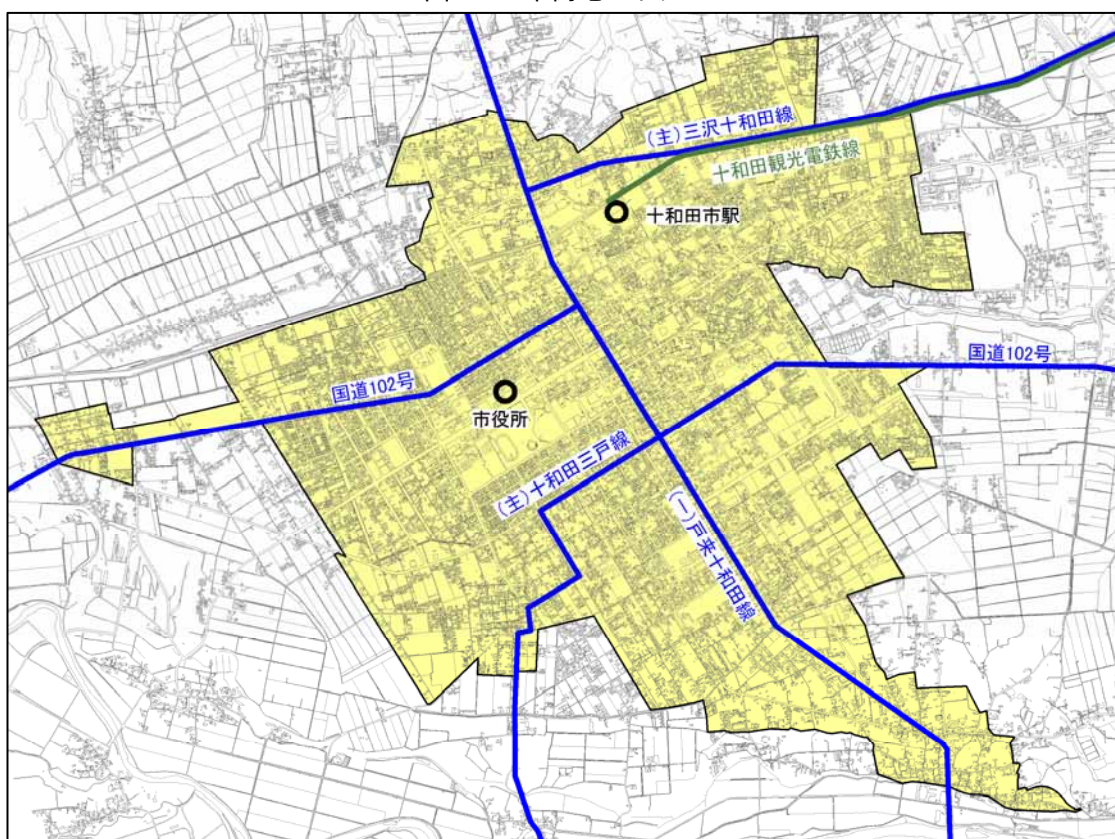
交流の促進

友好都市などの地域間交流や国際交流の充実を図るとともに、北里大学との交流連携や各種団体・異分野間の交流など、民間交流の活発化や産学官連携の推進を図ります。

第3章 分野別まちづくり方針

分野別まちづくり方針は、都市の将来像と目標を実現するために、土地利用、交通、都市施設、防災等、さまざまな分野について、まちづくりの基本的な方針を定めます。第2章で設定した市街地エリア及び周辺について、各視点からまちづくりの方針を設定します。

図3-1 市街地エリア



1. 土地利用の方針

土地利用は、良好な市街地形成のため、地域の特性や周辺環境に配慮しながら、適切に配置する必要があります。市街地エリアでの住居系、商業系、産業系の土地利用の方針を定め、だれもが住みやすく、賑わいのあるまちづくりをめざします。

(1) 住居系土地利用

人と自然が共生する快適な住環境の形成をめざし、住居系土地利用の方針を以下のように設定します。

- ・水と緑に囲まれた豊かな自然環境を活かし、地域の景観と調和した魅力ある住環境の形成を図ります。
- ・無秩序な開発を抑制し、緑地の保全や市街地内に残っている未利用地の有効活用を推進し、コンパクトなまちづくりの形成を図ります。
- ・道路、公園、上下水道等の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、快適な住環境の形成を図ります。

上記の方針に基づき、住居系土地利用のゾーン区分を行い、各ゾーンの土地利用方針を以下のように設定します。

低中密度住宅ゾーン

商業系ゾーン⁽¹⁾を取囲むように広がる住宅地一帯、相坂地域⁽²⁾の一部を低中密度住宅ゾーンとし、戸建住宅や集合住宅を中心に、一定規模の店舗の立地を許容し、住環境に配慮した地区の形成を図ります。

また、中心市街地においては、店舗の共同化や再開発等の土地利用の更新、高度利用に併せて居住機能と一体的な複合施設を誘導し、まちなか居住の推進を図ります。

低密度住宅ゾーン

低中密度住宅ゾーンを取囲むように広がる住宅地一帯を低密度住宅ゾーンとし、戸建住宅を中心とした良好な住環境の保全、形成を図ります。

また、市街地内外縁部に見られるまとまった農地は、良好な景観資源として保全し、自然環境豊かな住環境を図ります。

(1) P-34 第3章 (2)商業系土地利用参照

(2) P-56 第4章 1.地域区分参照

(2) 商業系土地利用

都市拠点の再生と魅力の創出をめざし、商業系土地利用の方針を以下のように設定します。

- ・ 中心市街地における商業施設の集積を促進し、活力と賑わいの再生を図り、魅力ある中心市街地の形成を図ります。
- ・ 身近な商店街、地域の生活拠点として、利用しやすい近隣商業施設の集積を図ります。

上記の方針に基づき、商業系土地利用のゾーン区分を行い、各ゾーンの土地利用方針を以下のように設定します。

中心商業ゾーン

稲生地域⁽¹⁾の(主)十和田三戸線(旧国道4号)沿道及び十和田市駅周辺を中心商業ゾーンとし、空き店舗の解消を図るとともに、個店の魅力向上への取組等、消費者ニーズを反映し、商業基盤の充実及び広域集客力のある商業核の形成を図ります。

(主)十和田三戸線(旧国道4号)と(都)官庁街通り線交差点周辺を中心商業核、十和田市駅周辺を駅前商業核とし、2つの核を中心に賑わいと回遊性のある中心市街地の商業空間の形成を図ります。

近隣商業ゾーン

中心商業ゾーンの外郭にある幹線道路沿道を近隣商業ゾーンとし、主に日常生活のための商業地として、日用品店舗等の立地を誘導し、地域住民の生活を支援する商業空間の形成を図ります。

(1) P-56 第4章 1.地域区分参照

(3) 産業系土地利用

産業の振興と都市の再生をめざし、産業系土地利用の方針を以下のように設定します。

- ・周辺住環境との調和に配慮した、環境負荷の少ない工業施設を誘導します。
- ・道路基盤等と連携し、関連工業施設の利便性向上と、既存工業施設の保全、機能高度化をめざします。
- ・新幹線開業による新たな業務交流や駅前商業核とともに、本市の玄関口の形成を図ります。

上記の方針に基づき、産業系土地利用のゾーン区分を行い、各ゾーンの土地利用方針を以下のように設定します。

多機能産業・業務ゾーン

元町地域⁽¹⁾東部、東小稲地域¹南部の一部から相坂地域⁽¹⁾北部を多機能産業・業務ゾーンとし、周辺の住環境に配慮しながら、業務施設や軽工業の立地を誘導し、関連施設の利便性向上を図ります。

また、駅周辺では新幹線開業による新たな交流や、駅前商業核とともに本市の玄関口の形成を図ります。

自動車関連施設ゾーン

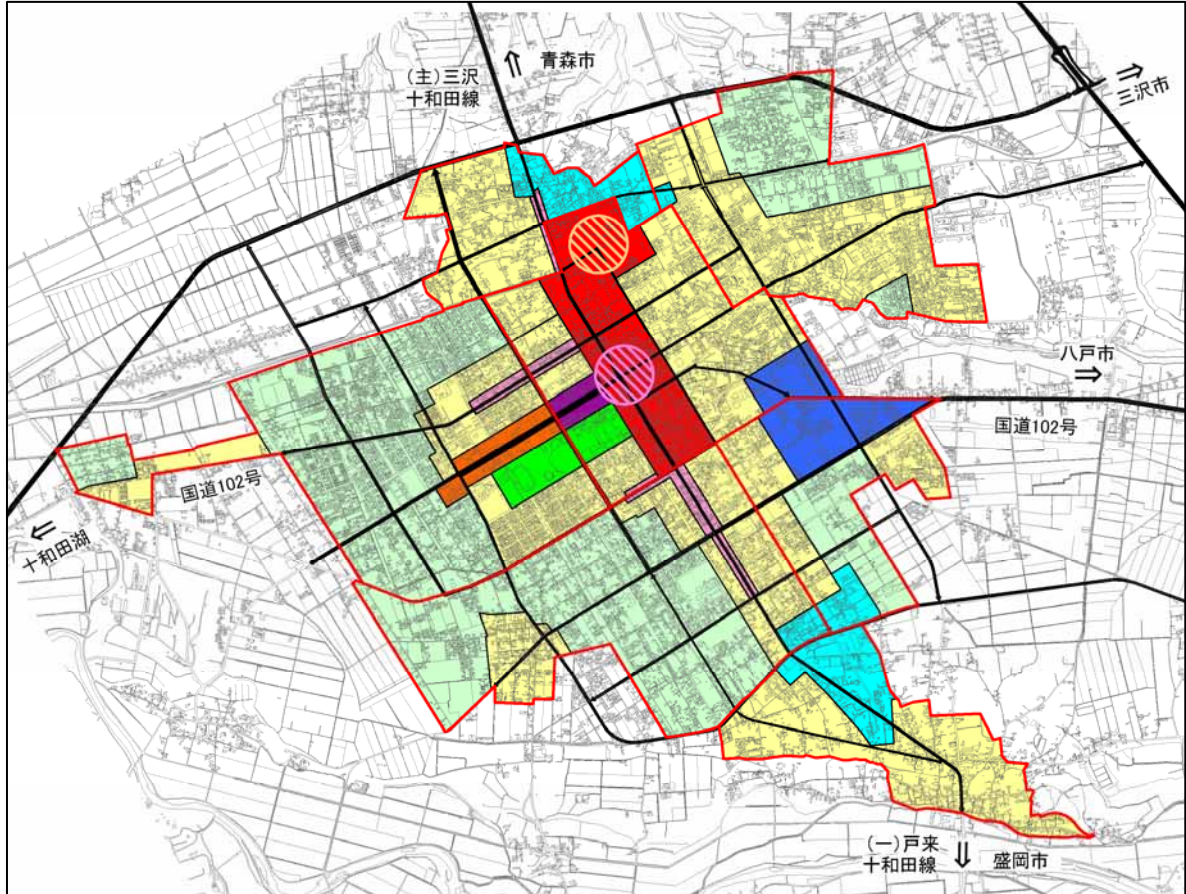
国道102号の三本木霊園付近を自動車関連施設ゾーンとし、自動車販売店や修理工場等のサービス工業の集積を図ります。


大規模集客施設の制限

上記2つのゾーンの中で、準工業地域に指定されている区域は、1万㎡を超える大規模集客施設の立地を抑制し、中心商業ゾーンへ誘導し中心市街地の活性化をめざします。

(1) P-56 第4章 1.地域区分参照

図 3-2 市街地エリアのゾーン別土地利用方針



凡 例	
	低中密度住宅ゾーン
	低密度住宅ゾーン
	官庁ゾーン
	観光拠点
	スポーツ・レクリエーション拠点
	都市計画道路
	中心商業ゾーン
	近隣商業ゾーン
	多機能産業・業務ゾーン
	自動車関連施設ゾーン
	中心商業核
	駅前商業核

2 . 市街地のまちづくり方針

市街地は、道路や公園、下水道等の都市施設の充実を図るとともに、未利用地の有効活用や適正な土地利用転換等、都市拠点の再生と魅力の創出をめざし、市街地外縁部の無秩序な開発の抑制や、まちなか居住を推進することにより、集約型の市街地形成をめざします。

(1) 既成市街地

既成市街地は、平成 17 年時の人口集中地区（DID 区域¹）とします。

中心市街地の再生と魅力の創出が課題となっている中で、特に中心商業ゾーンでは、周辺の大規模店舗展開の影響や車社会、消費者ニーズの変化等により、商業機能の高度化が重要となっています。そこで、既成市街地では中心商業核、駅前商業核、その他の既成市街地のまちづくり方針を以下のように設定します。

中心商業核

中心商業核は、魅力ある商業機能への転換を図るため、店舗の共同化や老朽店舗の更新等の再開発と同時に、車社会にも対応した商業基盤の充実を図ります。

広域を対象とした核店舗の導入による商業核の形成と、魅力ある商店街の形成に向け、安全で快適な歩行空間の整備を進めながら、全体が賑わう商業環境の形成をめざします。

再開発等に伴い土地の高度利用により、まちなか居住を推進し、商業環境と住環境が調和した複合市街地の形成をめざします。

駅前商業核

駅前商業核は、大規模遊休地を活用し観光客の利便性向上を図りながら、広域観光ニーズを対象とした商業核を形成するとともに、道路等の基盤整備を図ることで、中心商業核と連携した一体的な中心商業ゾーンの形成をめざします。

その他の既成市街地

その他の既成市街地は、土地利用の方針を踏まえ、適正な土地利用転換を誘導します。

また、市の道路・交通体系の中で円滑な交通確保のため、計画的な基盤整備を図るとともに、防災上危険な市街地については、防災機能向上のための道路、公園等の地区公共施設の整備を図り、災害時の初期段階の避難活動、消防活動等の円滑化をめざします。

(1) DID 区域...国勢調査において設定される人口密度が 4,000 人/km²以上の区域

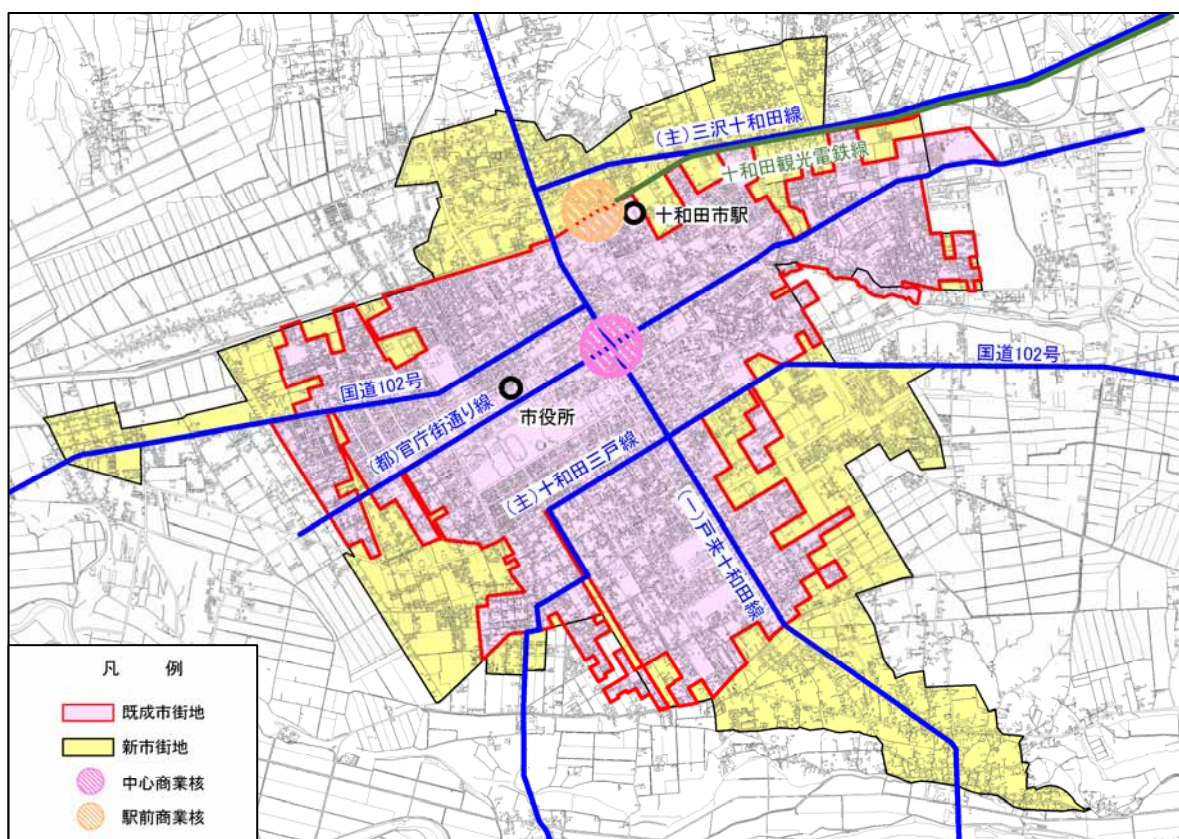
(2) 新市街地

新市街地は、人口集中地区（DID地区）以外の市街地エリアとします。

この地域は、開発に伴う住宅や農地が点在していますが、道路や公園、下水道等の都市施設がまだ不十分な状況にあります。そこで、新市街地のまちづくり方針を以下のように設定します。

住宅の立地、開発の動向と整合を図りながら、段階的、計画的に生活基盤施設の充実を図ります。また、農地や自然環境に配慮しながら、地区計画の導入や、まとまった規模による民間開発の誘導等、既成市街地と一体的な市街地エリアの形成を図ります。

図 3-4 既成市街地と新市街地



(3) 中心市街地

中心市街地は、市街地エリアの中で、第2章で位置付けた「商業拠点」、「観光拠点」の地域です。中心市街地の商業拠点、観光拠点のまちづくりの方針を以下のように設定します。

商業拠点

商業拠点は、中心商業核と駅前商業核を中心に、2つの核の連携による商業環境を形成していきます。

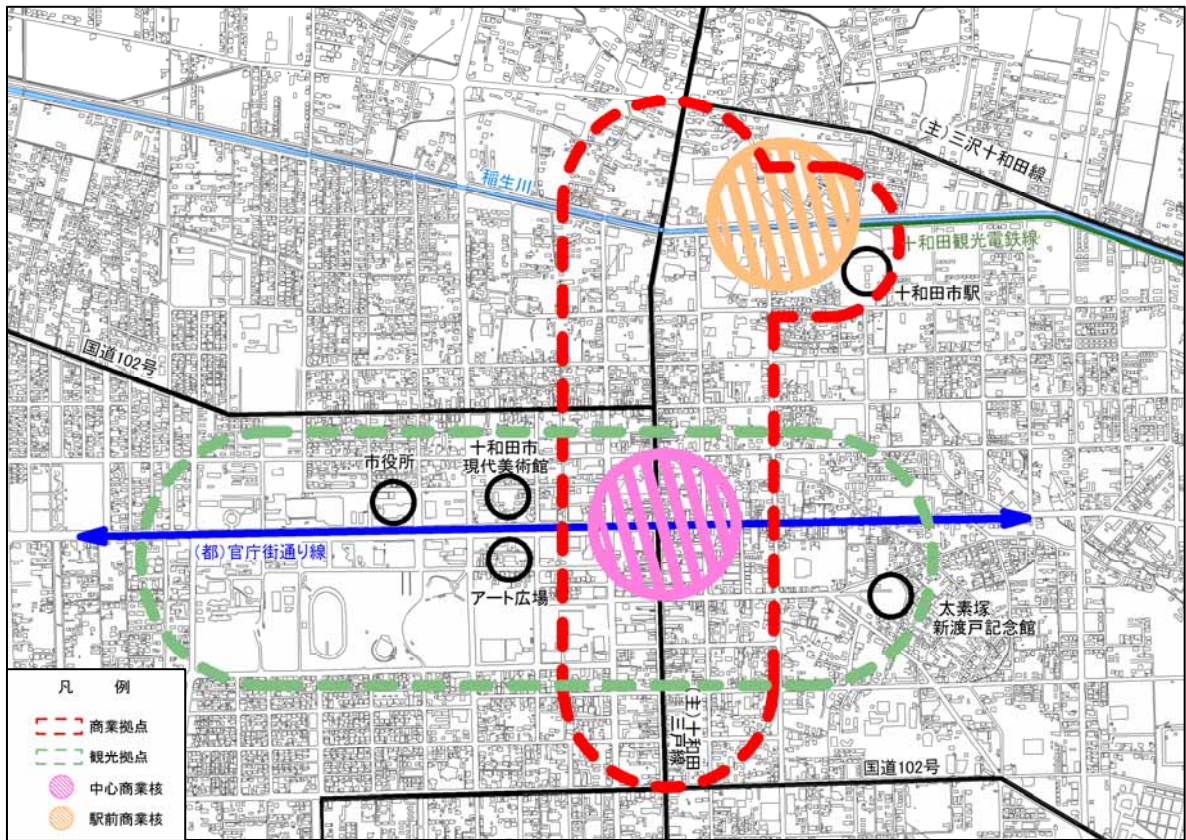
中心商業核は、観光情報や産業の振興等、交流機能を持つ施設や、商業、住宅、広場空間を有した施設等、多様な賑わいのある空間形成を図ります。また空き店舗の有効活用により商店街の連続性を図り、周辺道路の整備と併せ、利便性や回遊性の創出を図ります。

駅前商業核は、観光客の利便性向上を考慮した再整備を検討し、稲生川と一体となった親水性のある空間形成をめざします。

観光拠点

観光拠点は、(都)官庁街通り線を中心に、十和田市現代美術館やアート広場、太素塚、新渡戸記念館等、観光資源を有する地域です。特に(都)官庁街通り線は、商業拠点、観光拠点ともに重要な路線であり、(主)十和田三戸線より東側区間について、停車帯や歩道拡幅、右折レーンの設置を検討し、来訪者や市民の利便性、快適性の向上を図りながら、集客力のある賑わい空間を創出します。

图 3-4 中心市街地



3 . 道路・交通体系のまちづくり方針

市民生活の安全性や快適性及び利便性の向上を図るため、安心して生活できる道路網の整備を推進するとともに、鉄道やバス等の公共交通との連携を図り、効率的な交通体系の形成をめざします。

(1) 道路・交通体系

都市計画道路は道路機能や役割に応じた道路ネットワークの形成を図ります。また、災害時の避難路や延焼遮断帯として防災機能の向上を図りながら都市の骨格を形成します。

生活道路は狭あい道路の解消に努め、ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の形成等、地域と調和した道路整備を図ります。

長期末着手となっている都市計画道路は、交通機能、防災機能、代替機能の有無など、総合的な視点から見直しを図り、計画的な道路整備を図ります。

(2) 道路ネットワーク

市内の円滑な都市活動を支える交通体系の確立をめざし、道路の持つ交通、防災、景観など、様々な役割に配慮しながら、バランスのとれた道路ネットワークを形成します。道路機能を5段階に区分し、それぞれの機能に応じて適切に配置し、計画的な道路整備を図ります。

広域幹線道路

広域幹線道路は、本市と周辺都市を結び、市街地内への通過交通を排除する機能を持ち、市内の交通流動を円滑に処理する道路です。

- ・ 広域的な幹線道路、バイパス道路として機能する路線。
- ・ 市街地エリアを通過せず、市内への通過交通を排除する機能を持つ路線。
- ・ 市街地エリアから見て東西方向、南北方向に配置される路線。

本市では、以下の路線を広域幹線道路と位置付けます。

路線番号	路線名	幅員
No.11	3・3・1 佐井幅・高清水線	27m
No.12	3・3・3 伝法寺・井戸頭線（国道4号）	28m

主要幹線道路

主要幹線道路は、本市と周辺都市を結び、地域間の交通を集約して処理する機能を持ち、市街地内の土地利用の骨格を形成する道路です。

- ・市街地エリアへのアプローチ道路となる路線。
- ・市街地エリアの骨格を形成し、東西方向、南北方向に配置され、広域幹線道路を起終点とする路線。

本市では以下の路線を主要幹線道路と位置付けます。

路線番号		路線名	幅員
No.21	3・3・2	儀兵平・千歳森線	25m
No.22	3・4・1	井戸頭・相坂線（旧国道4号）	16～25m
No.23	3・4・3	前谷地・本金崎線（国道102号）	16m

幹線道路

幹線道路は、市街地の主要な施設間の交通を集約して処理することができるように配置し、主要幹線道路とともに市街地内の骨格を形成する道路です。また、広域幹線道路や主要幹線道路と連絡し、交通機能の段階的な構成を確立します。

- ・市街地エリアから発生する交通の整流化を図る路線。
- ・主要幹線道路も含め、概ね1km間隔で配置される路線。
- ・市街地エリアの環状構造を形成する路線。
- ・広域幹線道路や主要幹線道路に接続する路線。

本市では以下の路線を幹線道路と位置付けます。

路線番号		路線名	幅員
No.31	3・4・2	下平・東小稲線	16m
No.32	3・4・4	稲吉・長根尻線（南北方向区間）	18m
No.33	3・4・5	市茂田・上平線（東西方向区間）	16m
No.34	3・4・8	官庁街通り線	16～36m

補助幹線道路

補助幹線道路は、主要幹線道路や幹線道路で囲まれた区域内で、発生又は集中する交通を集約し、適正に処理する道路です。

- ・ 幹線道路や主要幹線道路を補完する路線。
- ・ 概ね 500m 間隔で配置される路線。

本市では以下の路線を補助幹線道路と位置付けます。

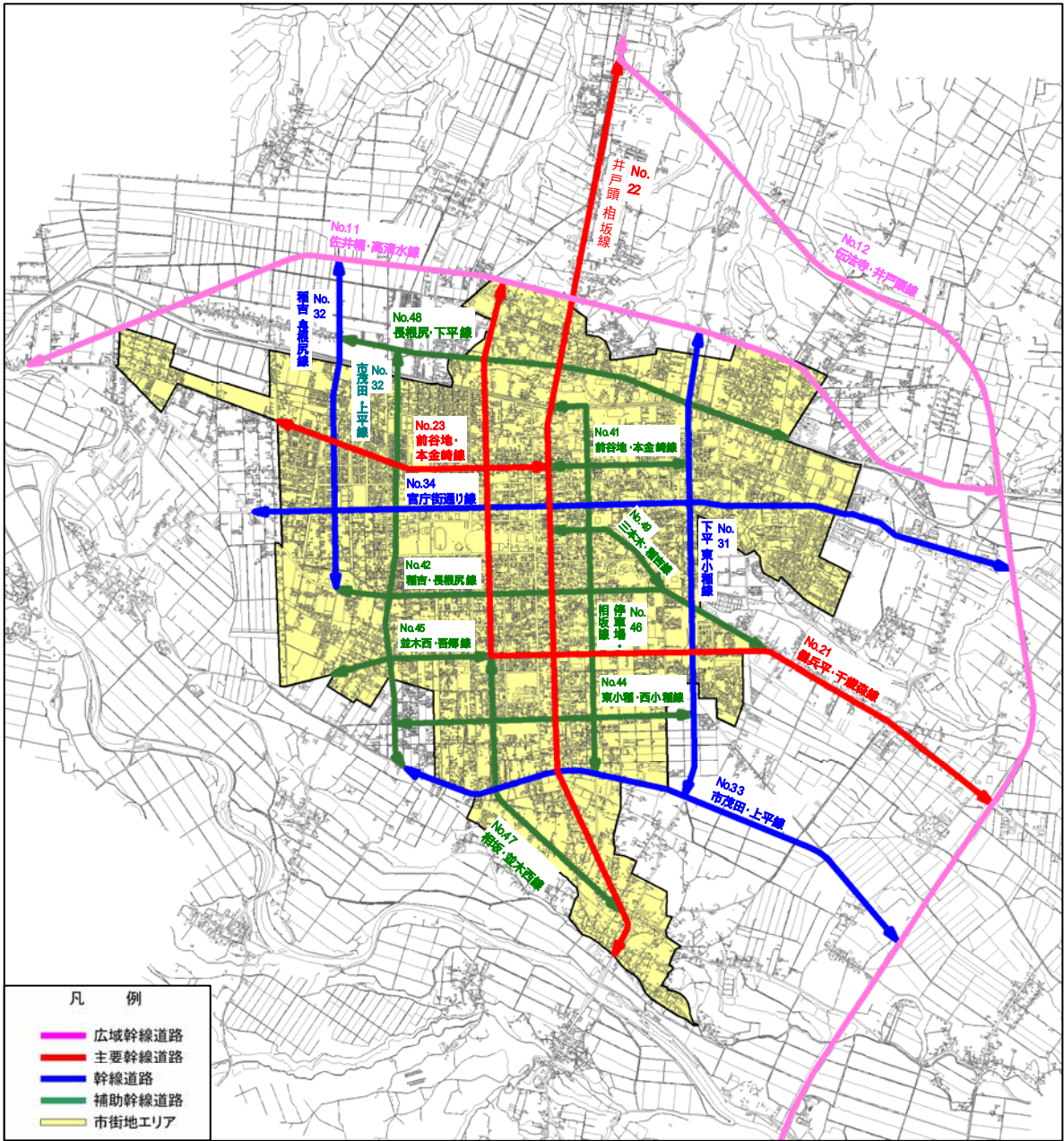
路線番号		路線名	幅員
No.41	3・4・3	前谷地・本金崎線	16m
No.42	3・4・4	稲吉・長根尻線（東西方向区間）	11～18m
No.43	3・4・5	市茂田・上平線（南北方向区間）	16m
No.44	3・4・6	東小稲・西小稲線	16m
No.45	3・4・7	並木西・吾郷線	16m
No.46	3・6・1	停車場・相坂線	11～12m
No.47	3・6・3	相坂・並木西線	11m
No.48	3・6・4	長根尻・下平線	11～16m
No.49	3・6・2	三本木・稲吉線	11～15m

生活道路

生活道路は、市民が日常生活を送る上で、身近な道路として市街地に配置される道路です。

市民の理解と協力を得ながら計画的に整備を進め、狭あい道路の解消や交通事故防止、防犯に向けた整備に努め、安全性や利便性、快適性の向上を図ります。

図 3-5 道路ネットワーク



(3) 公共交通

市民の交通利便性の向上を図るため、鉄道や路線バス事業者と連携し、公共交通の維持、改善及び充実を図ります。

バス交通については、都市計画道路や幹線道路の整備に併せ、路線の再編等を検討し、路線バスの利用を促進します。

(4) 歩行者・自転車

歩行者や自転車利用者が安心して移動できるよう、幹線道路や生活道路での歩道幅員の確保や段差解消、歩道の除雪対策など、ユニバーサルデザインを取り入れるとともに、交通事故防止、防犯に向けた整備に努め、安全で快適な歩行者・自転車空間の形成を図ります。

4 . 観光のまちづくり方針

自然、歴史、文化等、地域の特性を活かし魅力ある観光資源を保全、活用しながら、各資源の連携により観光ネットワークを形成し、市内外の交流や賑わいのある観光のまちづくりをめざします。

(1) 観光資源のネットワーク

観光資源

- ・ 自然観光資源
十和田湖、奥入瀬溪流、八甲田連峰
- ・ 市街地エリアの観光資源
官庁街通り、十和田市現代美術館、アート広場、新渡戸記念館
- ・ 市街地エリア周辺の観光資源
馬事公苑、高森山総合運動公園、道の駅

これらの観光資源を結ぶネットワークを形成し、併せて中心市街地での宿泊施設や飲食店、買い物等、中心商業の活性化や、道路や交通機関等の観光ルートの整備により、観光客の誘導を図ります。

(2) 観光基盤と体制の強化

十和田湖等の自然観光資源や市街地にある観光資源の連携を図るため、交通アクセスの充実や案内サイン、駐車場整備等、観光基盤の整備を推進します。

インターネットを活用した観光情報提供体制の整備等、市内外への情報発信の体系を形成し、県内や周辺市町村との広域観光資源の連携強化を図ります。

自然環境や景観に配慮しながら観光資源や施設の整備、保全を図り、環境にやさしい観光のまちづくりを推進します。

5 . 自然環境と緑のまちづくり方針

水と緑の豊かな歴史風土を次世代に継承し、低炭素型都市構造^(1)を構築するため、水と緑を守り育み、自然とふれあう憩えるまちづくりをめざします。

(1) 自然環境と緑地の保全や整備

市街地を取り囲む田園、河川、斜面緑地、丘陵地、防風林、官庁街通りの緑などの保全や活用を図り、環境負荷の軽減、郷土景観の保全等を推進します。

市街地内は住区基幹公園を中心として都市公園を適正に配置し、生活環境の向上、身近な緑地空間の確保、安全性の確保を図ります。

道路の緑化、河川沿いの緑化等を推進し、都市の拠点を水と緑で結び、潤いのある都市の形成を推進します。

(2) 緑地の配置

都市公園

都市公園の緑地や防風林、都市計画道路での街路樹等植栽、稲生川沿道の緑化等により、緑のネットワークの形成を図ります。

市街地内は総合公園、地区公園を中心として各住区に適正に配置を行うとともに、高森山総合運動公園をスポーツ活動や豊かな緑とふれあう場としての活用を図ります。

スポーツ・レクリエーション系統

スポーツ・レクリエーション拠点である高森山周辺は、市民の森として広く親しまれており、中心市街地に近い代表的な緑地として活用、保全を図ります。

環境保全系統

市街地を流れる奥入瀬川、稲生川は、市街地周辺における緑の軸を形成しており、河川と周辺樹林とともに保全を図ります。

市街地にある防風林は、本市の歴史的な景観を形成しており、樹種替を計画的に進めながら、今後も地域住民に親しまれる緑地として、景観整備や保全を図ります。また、市民が積極的に活用できるような遊歩道等、多目的な活用を検討します。

緑地の保全や、空地の緑化推進により、環境に配慮した低炭素都市づくりに努めます。

(1) 低炭素都市構造...CO₂削減に資する都市づくりで、緑化の推進や集約型の都市づくり

景観構成系統

官庁街通りや中央公園、太素公園、防風林等、市のシンボリック景観である緑地は、本市を代表する緑地として整備、保全を図ります。

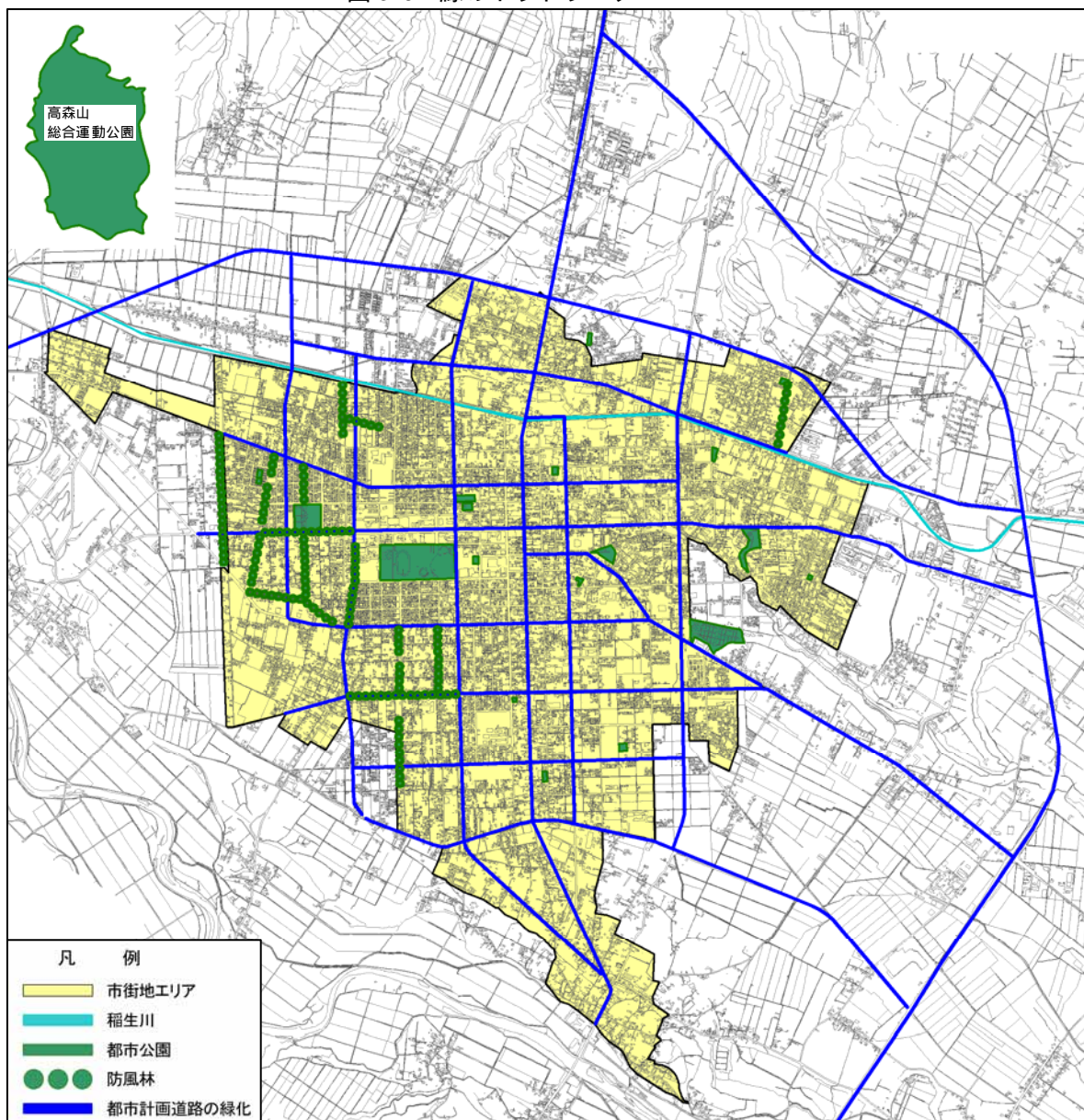
景観形成に関わる市民活動の育成や支援、意識の高揚を図りながら、市民と行政の協働による魅力ある身近な景観づくりを推進します。

防災系統

市街地は、延焼遮断帯機能を持つ官庁街通り等の広幅員の道路、広域幹線道路、河川や防風林等を組み合わせ、都市の防災機能向上を図ります。

周辺に広がる農地は、生産の場であるとともに、降雨時には高い治水機能を有しており、今後も農地として保全を図ります。

図3-6 緑のネットワーク



6 . 下水道・河川のまちづくり方針

下水道は、衛生的で快適な生活環境の創出、河川や公共用水路の水質保全に向けて、計画的な整備を推進します。

河川は、市街地を東西方向に流れる奥入瀬川、稲生川等があり、水と緑の親水空間、憩いの場となるような水辺の保全と整備を図ります。

(1) 下水道

公共下水道

公共下水道は、昭和 55 年に一部処理開始以来、その整備を計画的に進め、平成 22 年 3 月末現在、公共下水道の普及率は、行政人口に対して 60.5%、市街地エリアは事業認可区域に含まれ、事業認可区域内の普及率は人口比で 94.8%、全体計画区域に対しては、83.2%となっています。また、事業認可を受けた処理区 1,488.6ha に対し、整備面積は 1,403.0ha で、面整備の進捗率は 94.3%となっています^(1)。

このことから、市街地の動向と整合を図り、人口及び産業の集積地区を考慮しながら、効率的に整備を進めます。

市街地の雨水排水処理は、放流河川や公共下水道の整備と整合を図りながら計画的に整備を進めます。

農村下水道

事業認可区域内における公共下水道の整備と平行して農村域においては、農業集落排水施設及び小規模集合排水施設(農村下水道)の整備を進めてきました。

現在、都市計画区域内の公共下水道以外で農業集落排水施設 9 地区、小規模集合排水施設 5 地区については整備済みであり、今後適正な更新、維持管理に努めます。

合併処理浄化槽

都市計画区域内における下水道整備で、公共下水道及び農村下水道の集合処理区域以外については、市町村設置型浄化槽(個別処理)での整備促進を図ります。

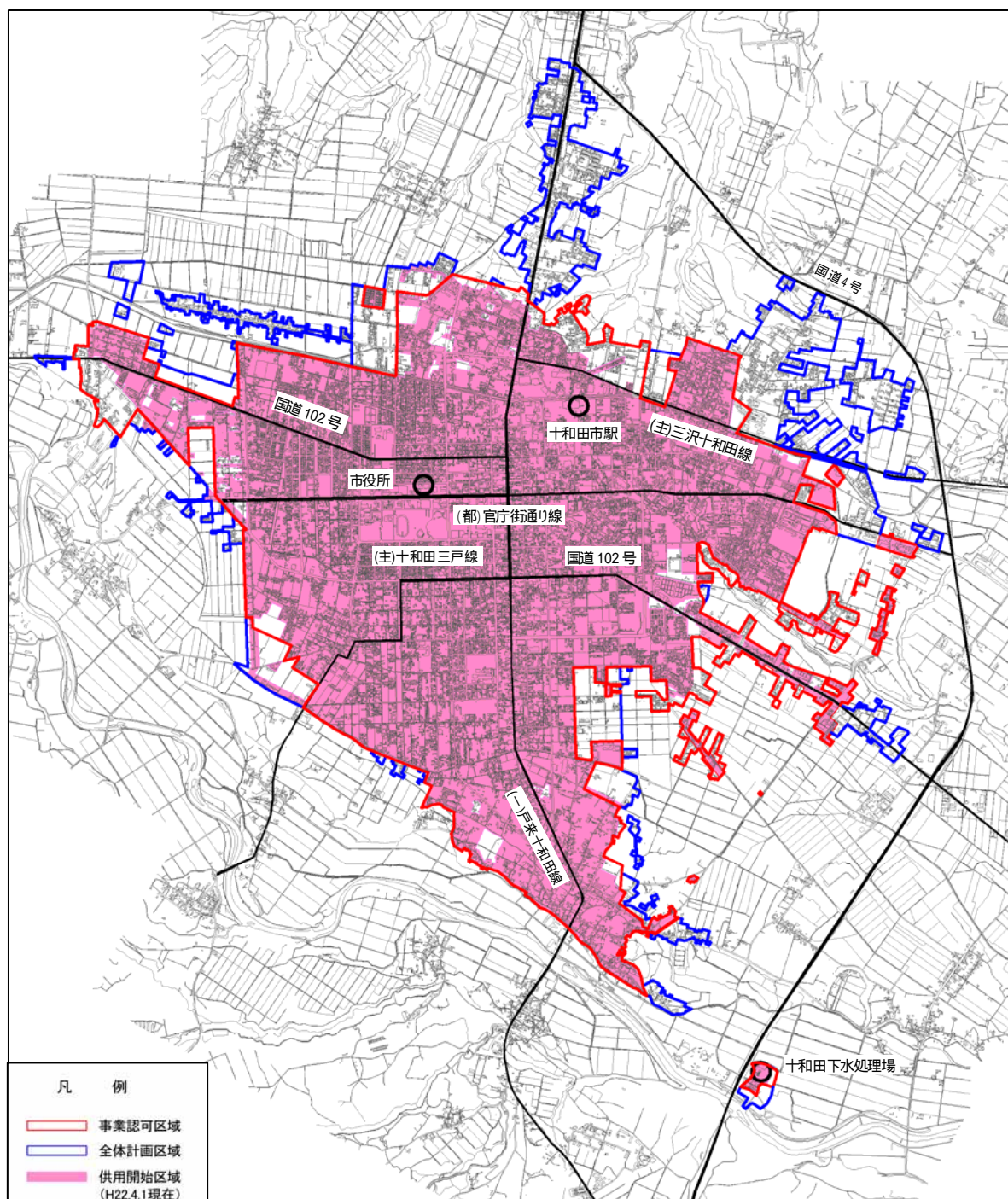
(1) 参考資料編 P-8 資料 - 1 (3) 参照

(2) 河川

市内を流れる河川は、流域市町村と連携のもと、各河川の保全を図ります。
快適で安全な生活環境を確保するため、治水対策や河川管理に万全を期するとともに、河川美化の推進に努めます。

稲生川や奥入瀬川は、地域住民や来訪者の憩いの場となる親水空間として、整備、活用を図ります。

図 3-7 公共下水道 十和田処理区



7. 防災のまちづくり方針

市民が安心、安全に暮らせるよう、防災機能の充実や強化、風水害や地震、火災等に対する安全性の向上、防災体制の強化など、災害に強いまちづくりをめざします。

(1) 防災機能の強化

都市計画道路等の幹線道路の整備により、避難路、延焼遮断帯、緊急輸送路、消防用道路等、防災機能向上を図ります。

市街地の住宅密集地では、狭あい道路や行き止まり道路の解消を図り、緊急車輛の円滑な通行や避難ルートとなる生活道路の整備を推進します。

冬期間の除雪対策など、十分な幅員を有する道路網により、自動車や歩行者の安全空間の確保に努めます。

防風林等の保全地区や都市公園の緑地、空地の適正な維持管理により、防災機能を有するオープンスペースの確保に努めます。

電気、ガス、上下水道等、ライフライン施設の機能を確保できるシステムづくりをめざし、関連施設の耐震性や代替性の確保に努めます。

(2) 建築物の耐震化・不燃化

多数の市民が利用する施設や学校、医療機関等の公共公益施設の耐震診断、改修を計画的に進め、耐震化を図ります。

住宅をはじめ、老朽化している建築物や新耐震基準⁽¹⁾を満たしていない建築物は、耐震化や不燃化を推進します。

(3) 自然災害対策

風害や火災の延焼を防ぐための役割を担う防風林の保全に努めます。

各河川の治水対策を推進するとともに、雨水排水施設の計画的な整備に努めます。

(1) 新耐震基準...昭和56年 建築基準法改正による新耐震基準

(4) 防災体制の強化

地域防災計画の活用や防災資機材の計画的な整備を進めながら、消防、警察、医療等、関係機関との連携体制の強化を図ります。

地震や洪水等の広域的な災害は、周辺市町村と連携しながら、広域防災体制の形成を図ります。

防災訓練や防災マップの活用により市民の防災意識を高め、防災情報ネットワークの形成により、自主防災体制の強化を図ります。

8 . 福祉のまちづくり方針

少子・高齢化社会が進むなかで、高齢者や障がい者等、誰もが安心安全で、快適に過ごせるまちづくりをめざします。

(1) 安全な歩行空間の確保

高齢者や障がい者をはじめ、車いすやベビーカー利用者等、誰もが安心して通行できる歩行空間の確保に努め、歩道の幅員、段差、勾配の改善等のユニバーサルデザインを取り入れるとともに、交通事故防止に向けた整備を推進します。また、電気や通信施設の地中化等も検討します。

(2) 公共公益施設の改善

多数の市民が利用する公共公益施設や公園の出入口、駐車場、通路、トイレ等は、車いす使用可能なスペースの確保、段差解消、手すりの設置等、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れた施設への改善、整備を推進します。

(3) 住宅の改善

一般の住宅では、高齢者や障がい者が安心して暮らせるように、住宅のバリアフリー化の意識を広めるとともに、住宅改善支援の周知を図ります。また、市営住宅は、計画的に整備、改修を図るとともに、安全な住宅づくりを推進します。

(4) ボランティア活動の推進

高齢者や障がい者等の生活を支えるために、市民一人ひとりが地域と一体となり、支え合い協力することで、地域のコミュニティやボランティア活動等の支援を通じ、地域福祉の育成を推進します。

(5) 子育て支援環境づくり

若い世代の居住を促進するため、保育施設の充実等、子育てのしやすい環境の整備を推進します。また、地域で互いに支えあう子育て環境や、気軽に相談、交流、情報交換ができる拠点づくりを推進します。

9 . その他の公共施設のまちづくり方針

(1) 生活排水処理施設

生活排水処理施設は、し尿、浄化槽汚泥を適正に処理することを目的として、本市の他、全6市町村により、十和田地区環境整備事務組合が組織されており、六戸衛生センターと三沢地区衛生センターの2施設で管理運営を行っています。このうち本市は六戸衛生センター処理区域に属しています。

下水道の普及により、生活排水処理量は減少傾向にありますが、し尿収集量は減少しているものの、浄化槽汚泥混入率が増加しています⁽¹⁾。

現在、し尿処理後に発生する汚泥は焼却処理していますが、将来的には再資源化による有効利用が望まれます。

処理施設の計画的な維持管理を行いながら、施設の延命化を図り、また、構成市町村における総合計画、生活排水処理計画、下水道計画等、関連計画と整合を図り、組合及び構成市町村が一体となって生活排水処理の適正化により、水質汚濁の防止並びに水環境の保全を推進します。

(2) 清掃（ごみ処理）施設

清掃（ごみ処理）施設は、本市の他、全5市町村により、十和田地域広域事務組合が組織されており、本市には、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、最終処分場が設置されています。

ごみ処理量や、1人1日当りのごみ排出量は、平成18年度以降減少傾向にありますが、同時にリサイクル率も平成17年度以降減少傾向が続いています⁽¹⁾。

今後、循環型社会の構築をめざすため、「ごみの発生抑制と減量化の推進」「リサイクルの推進」「適正処理の推進」の3つの基本方針を定め、住民、事業者、構成市町村、組合がそれぞれ役割分担と責務のもと、協働による取組を推進します。

また、分別排出の徹底によるリサイクル率の向上をめざし、最終処分される焼却灰の減量による最終処分場の延命化や、リサイクル費用の削減を図ります。

(1) 参考資料編 P-9 資料-1(3) 参照

(3) 斎場・墓園

火葬場施設は、清掃（ごみ処理）施設と同様に、十和田地域広域事務組合の組織のもと、十和田地域広域斎苑が設置されており、今後とも適切な維持管理を図ります。

三本木霊園は、墓地公園として、良好な緑地や都市空間となるよう保全に努めます。

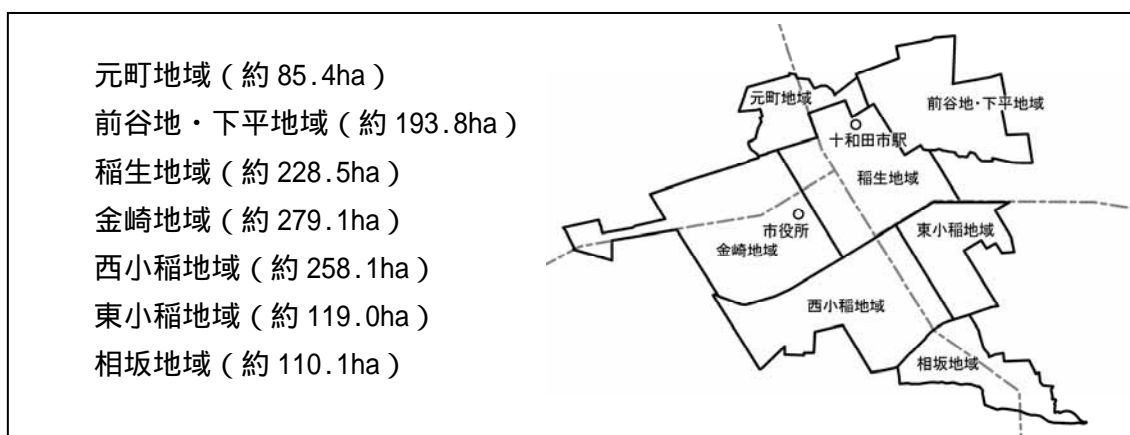
第4章 地域別まちづくり方針

地域別まちづくり方針は、都市の将来像や分野別まちづくりの方針を基に、より細かく市街地エリアのまちづくりの方向性を表すものです。各地域の特性や特有の資源を活かし、市民懇談会等の意見、アンケート結果を検討しながら設定します。

1. 地域区分

地域区分は、土地利用の状況、幹線道路、主要な河川、用途地域等を考慮しながら、市街地エリアに7つの地域区分を設定します。

図 4-1 地域区分



2. 地域別まちづくり方針

それぞれの地域別まちづくり方針は、以下のように構成しています。

- 1) 地域の現況
(土地利用、位置図、将来人口予測、市民アンケート結果)
- 2) 地域のまちづくりの課題
(まちづくりの課題、まちづくりの課題の図示)
- 3) 地域のまちづくりの方針
(まちづくりの方針、地区ごとの方向性、まちづくりの方針の図示)

(1) 元町地域

地域の将来像

各種産業と調和した快適な住宅地

1) 地域の現況

地域全体の土地利用

元町地域は市街地エリアの北部に位置しており、中央には(主)三沢十和田線、十和田三戸線(旧国道4号)が通り、南部には東西に稲生川が流れています。

土地利用の割合は、宅地が45.4%、商業地が12.0%となっています。また、工業地は5.5%で7地域の中で、最も多い割合となっています。

表 4-1 土地利用の面積割合

元町地域		住区面積	構成比
土地利用 (1)	可住地	農地 田	7.8 ha 9.1 %
		畑	5.7 ha 6.7 %
	山林	0.0 ha 0.0 %	
	宅地	38.8 ha 45.4 %	
	未利用宅地	1.1 ha 1.3 %	
	商業地(1)	0.1 ha 0.1 %	
	非可住地	工業地	4.7 ha 5.5 %
		商業地(2)	10.2 ha 11.9 %
		道路	11.1 ha 13.0 %
		道路以外の交通用地	0.2 ha 0.2 %
公園・緑地		0.3 ha 0.4 %	
公共・公益施設用地	3.8 ha 4.4 %		
その他	1.6 ha 2.0 %		
合計		85.4 ha	100.0 %

資料：H20 都市計画基礎調査

地区ごとの土地利用(P58 図 4-1-2 参照)

A地区は、北部に小学校があり、幹線道路沿道には日常生活品を中心とした商業施設やガソリンスタンド等が見られます。また、都市計画道路はほぼ整備済みであり、開発行為による宅地化が進んでいますが、南部の一部にまとまった農地や空地が見られます。

B地区は、住宅が多く見られ、北部は一部農地や空地が点在しています。また、(主)十和田三戸線には商業施設やガソリンスタンドが見られます。

C地区は、幹線道路沿道に商業施設、工業施設が点在しています。中央部は住宅地の利用が中心となっており、その他は空地や空き施設が見られます。

主要な施設

- ・教育施設 : ちとせ小学校

(1) 可住地...居住可能な条件を備えた土地

図 4-1-1 元町地域 位置図

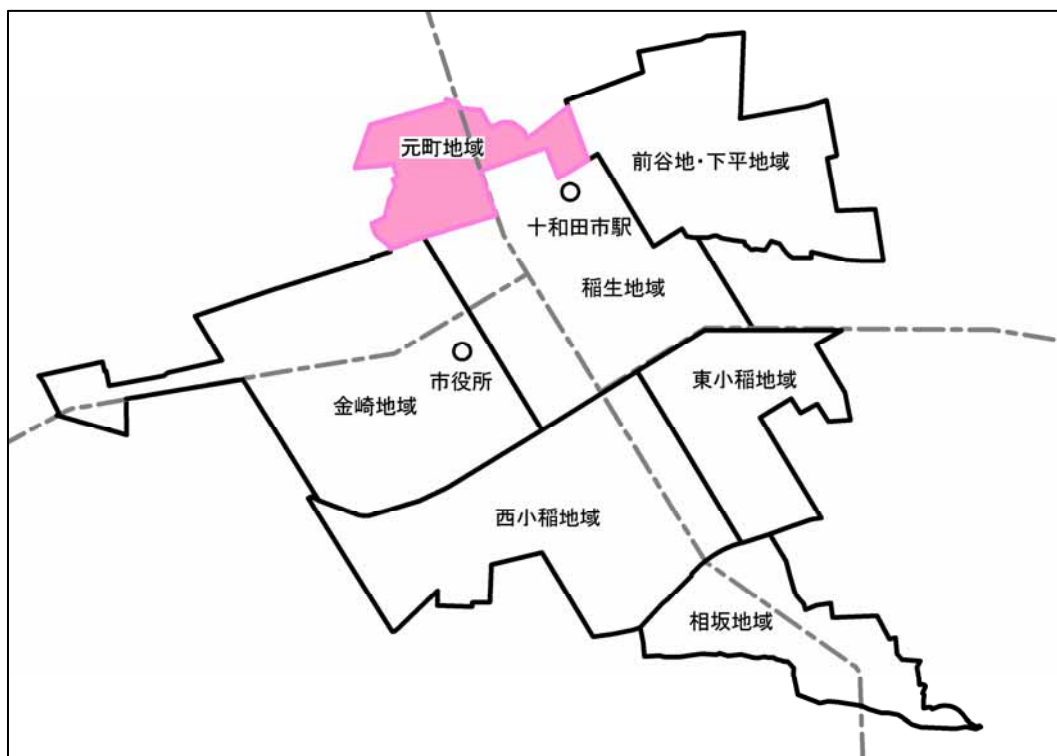
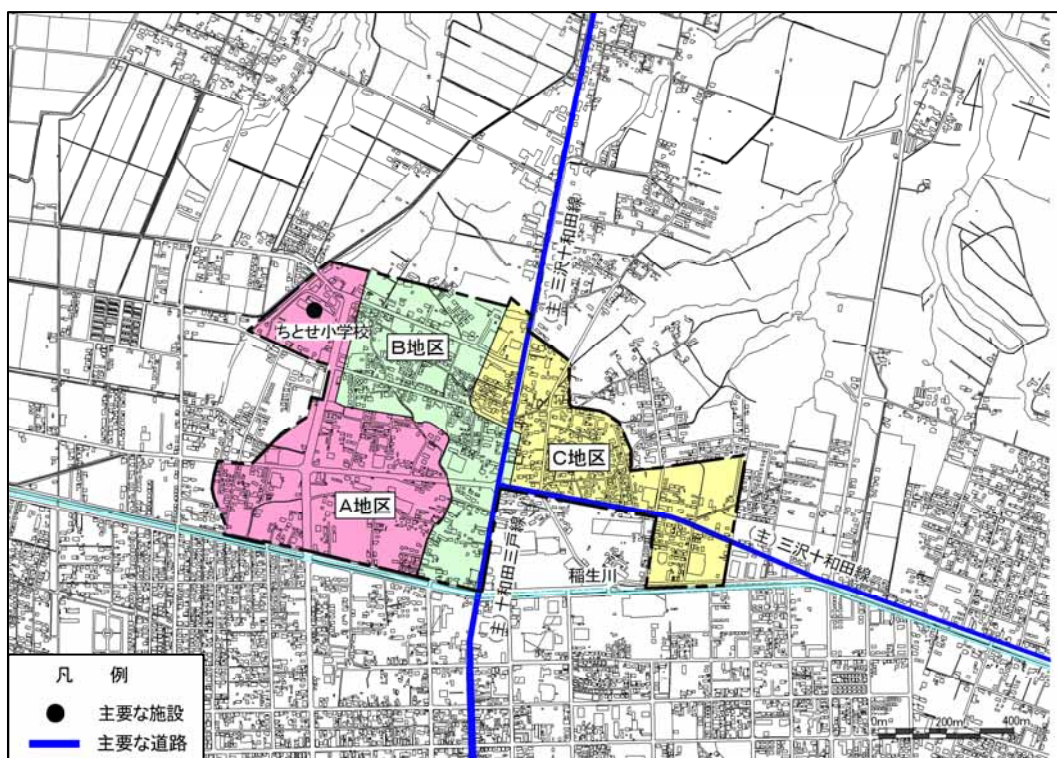


図 4-1-2 元町地域 現況図

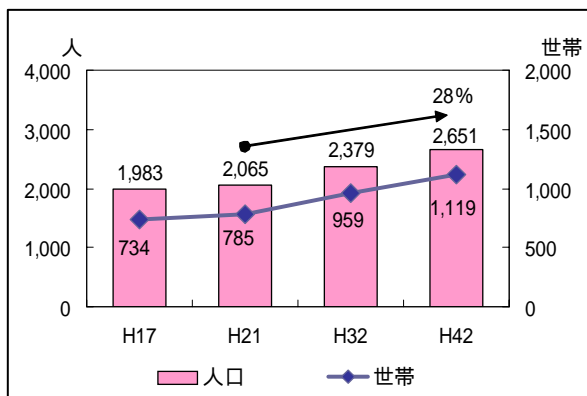


人口・世帯数の推移及び将来人口

人口は、平成 17 年から平成 21 年にかけて増加しており、平成 42 年には人口増加率が約 28%と、7 地域の中で最も増加すると予測されます。

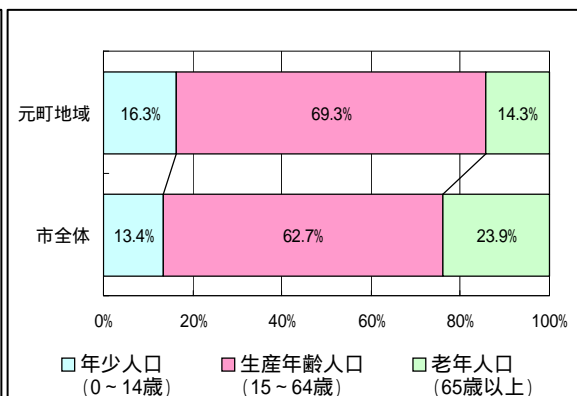
年齢 3 区分別人口は、市全体に比べ老年人口の割合が低く、7 地域の中で最も低い割合となっています。

図 4-1-3 人口・世帯数の推移と予測



資料：住民基本台帳による予測
(コーホート法)

図 4-1-4 年齢 3 区分別人口 (平成 21 年)

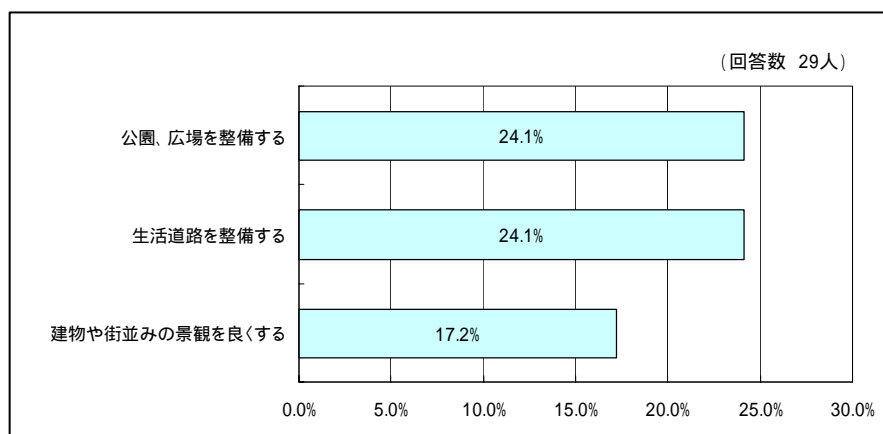


資料：住民基本台帳

市民アンケート調査結果 居住地区のまちづくりで重要な視点

「公園、広場の整備」と「生活道路の整備」が 24.1%と最も多く、生活基盤の整備が重要と考えられます。また、他の地域では見られなかった、「建物や街並みの景観を良くする」が 17.2%となっており、建物の適切な土地利用への関心が高くなっています。

図 4-1-5 居住地区のまちづくりで重要な視点



資料：平成 21 年度 市民アンケート調査

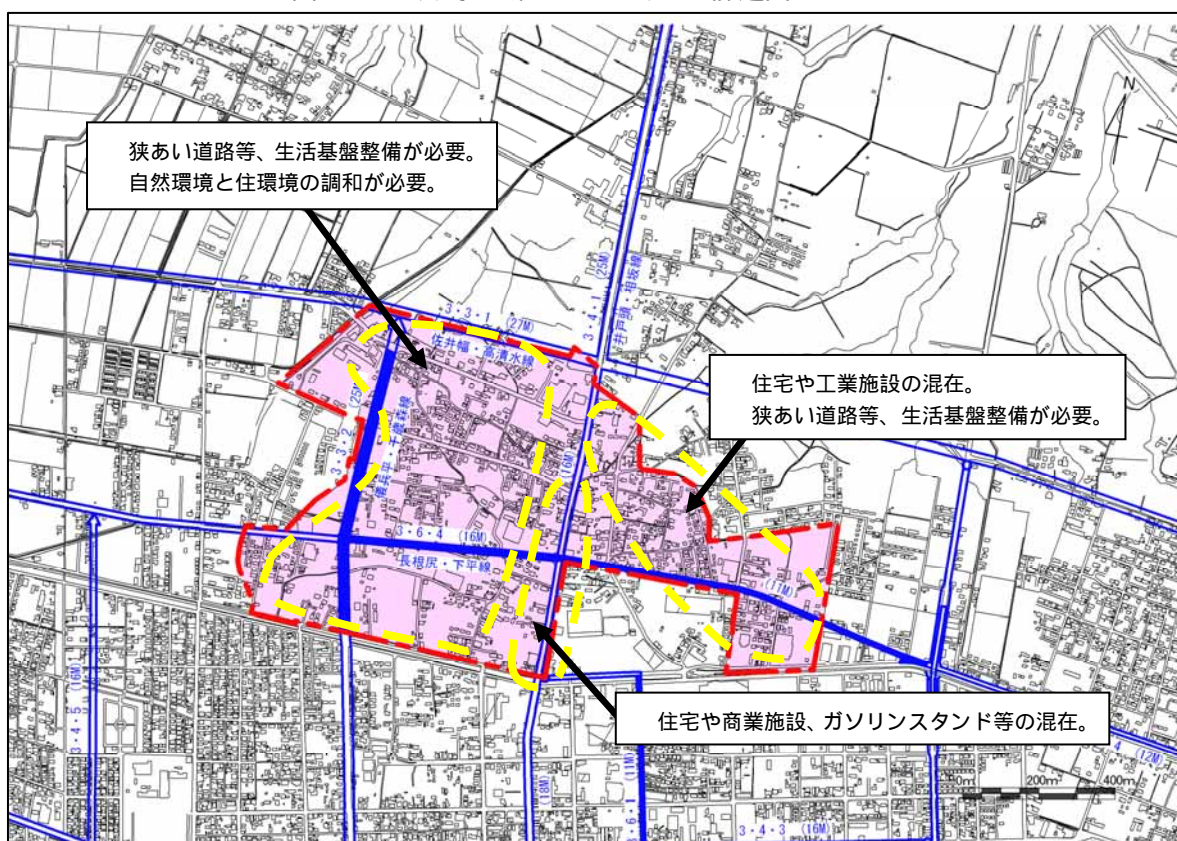
2) 地域のまちづくりの課題

将来人口の増加が予測される地域であるため、宅地の需要に併せた生活基盤の整備が必要です。

(主)三沢十和田線、十和田三戸線(旧国道4号)沿道や地域東部での住宅の混在が見られ、適切な土地利用の誘導を図る必要があります。

地域東部は狭あい道路も多く、業務施設の立地が遅れています。

図 4-1-6 元町地域 まちづくりの課題図



凡 例

- 都市計画道路
- 都市計画道路(整備済)

【地域全体】

長期未着手となっている都市計画道路は見直しが必要。
人口増加が予測されるため、生活基盤の整備が必要。
公園や広場、生活道路等、生活基盤整備が必要。
建物の適正な土地利用が必要。

3) 地域のまちづくりの方針

未整備である都市計画道路については、見直しを図った上、計画的に整備を推進します。

緑のネットワークとして、新たな公園整備の検討や、稲生川沿道の緑化等の整備、都市計画道路での街路樹等の植栽と緑化を推進します。

田園風景を良好な景観要素としてとらえ、まとまった農地を保全します。

宅地利用の増加に伴う生活基盤の整備や、良好な住環境の整備を推進します。

A地区

土地利用の誘導方針

全域を低中密度住宅ゾーンと位置付け、本市北部の玄関口に隣接した特性を活かし、店舗、事務所等を許容しつつ、小学校や周辺の住環境に配慮した土地利用への誘導を図ります。

まちづくりの方向性

自然環境に配慮しながら区画道路、公園等の整備と併せ、空地では住宅利用を推進するとともに、一定規模の店舗、事務所等の立地を推進します。

B地区

土地利用の誘導方針

(主)三沢十和田線、十和田三戸線沿道を近隣商業ゾーン、その他を低中密度住宅ゾーンと位置付けます。

本市北部の玄関口に隣接した特性を活かし、店舗、事務所等の商業活動が図れる環境を創出し、周辺住宅にも配慮した土地利用への誘導を図ります。

まちづくりの方向性

近隣商業ゾーンは、(都)井戸頭・相坂線の整備に併せて、全体の商業展開を見据えながら、主に周辺の住宅地一帯を対象とした食品や日用品が中心の店舗を誘導し、生活利便性の向上を図ります。

低中密度住宅ゾーンは住環境に配慮しながら区画道路等の生活基盤施設の整備を推進し、集合住宅等の立地誘導を図ります。

C地区

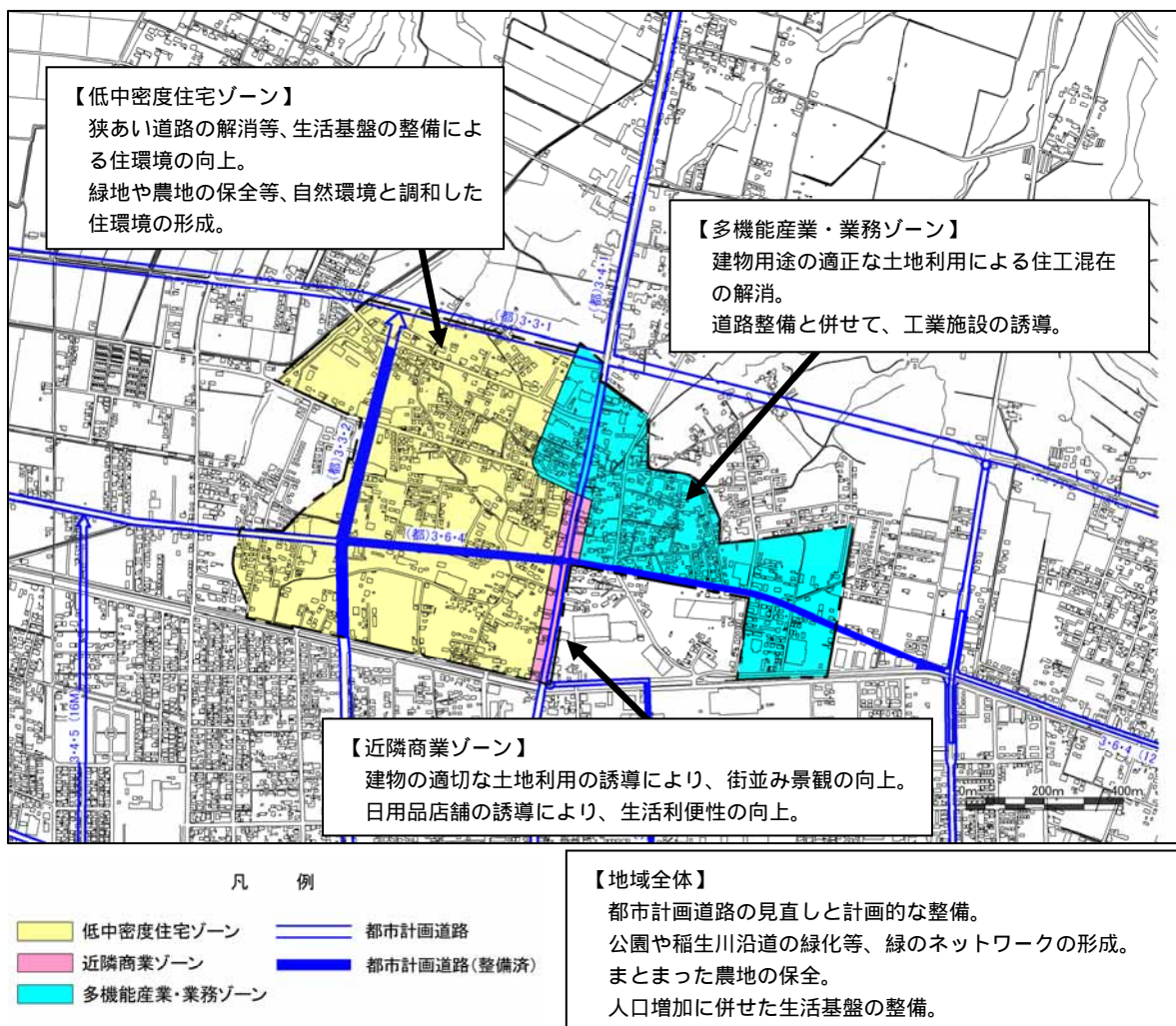
土地利用の誘導方針

全域を多機能産業・業務ゾーンと位置付け、周辺住宅に配慮しながら、空地には業務施設の立地を誘導し、産業・業務地と住宅地が調和した土地利用への誘導を図ります。

まちづくりの方向性

空地や空き施設には周辺環境に配慮した業務施設を誘導するため、狭あい道路の解消に努め、道路網の整備を推進します。

図 4-1-7 元町地域 まちづくりの方針



(2) 前谷地・下平地域

地域の将来像

学生が集う快適な住みよいまち

1) 地域の現況

地域全体の土地利用

前谷地・下平地域は市街地エリアの北東部に位置しており、北部には十和田観光電鉄線や稲生川、(主)三沢十和田線が通っています。

土地利用の割合は、宅地が54.3%と地域の半分以上占め、7地域の中で最も多い割合となっています。田、畑の農地は16.5%、商業地は2.6%、工業地は2.4%となっています。

表 4-2 土地利用の面積割合

前谷地・下平地域		住区面積	構成比	
土地利用	可住地	農地		
		田	20.8 ha	10.7 %
		畑	11.3 ha	5.8 %
		山林	0.0 ha	0.0 %
		宅地	105.2 ha	54.3 %
	非可住地	未利用地宅地	3.0 ha	1.5 %
		商業地(1)	0.3 ha	0.2 %
		工業地	4.6 ha	2.4 %
		商業地(2)	4.6 ha	2.4 %
		道路	27.4 ha	14.1 %
		道路以外の交通用地	1.0 ha	0.5 %
		公園・緑地	3.8 ha	2.0 %
		公共・公益施設用地	5.4 ha	2.8 %
その他	6.4 ha	3.3 %		
合計		193.8 ha	100.0 %	

資料：H20 都市計画基礎調査

地区ごとの土地利用 (P64 図 4-2-2 参照)

A 地区は、道路や稲生川により南北に区分されており、北部は工業施設、南部は低層住宅が見られます。

B 地区は、北部の(都)下平・東小稲線沿道に農地が見られ、また空地が点在しています。(都)官庁街通り線(大学通り)や(主)三沢十和田線沿道は商業施設が立地しています。

C 地区は、東西に十和田観光電鉄線や稲生川、(主)三沢十和田線等が横断し、地区全域に低層住宅が広がっています。また、開発行為により農地の宅地化が見られます。

D 地区は、全体的に低層住宅が広がっています。

主要な施設

- ・教育施設 : 東小学校
- ・都市公園 : ひがしの公園、前谷地公園、三木野公園、北里公園

図 4-2-1 前谷地・下平地域 位置図

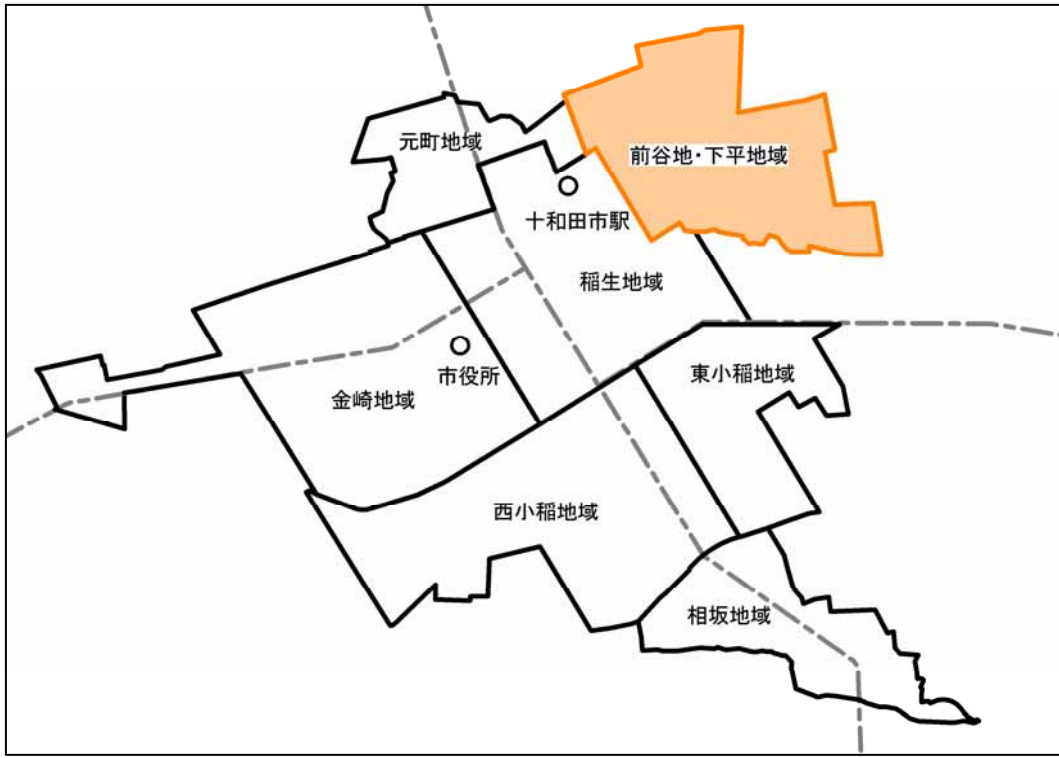
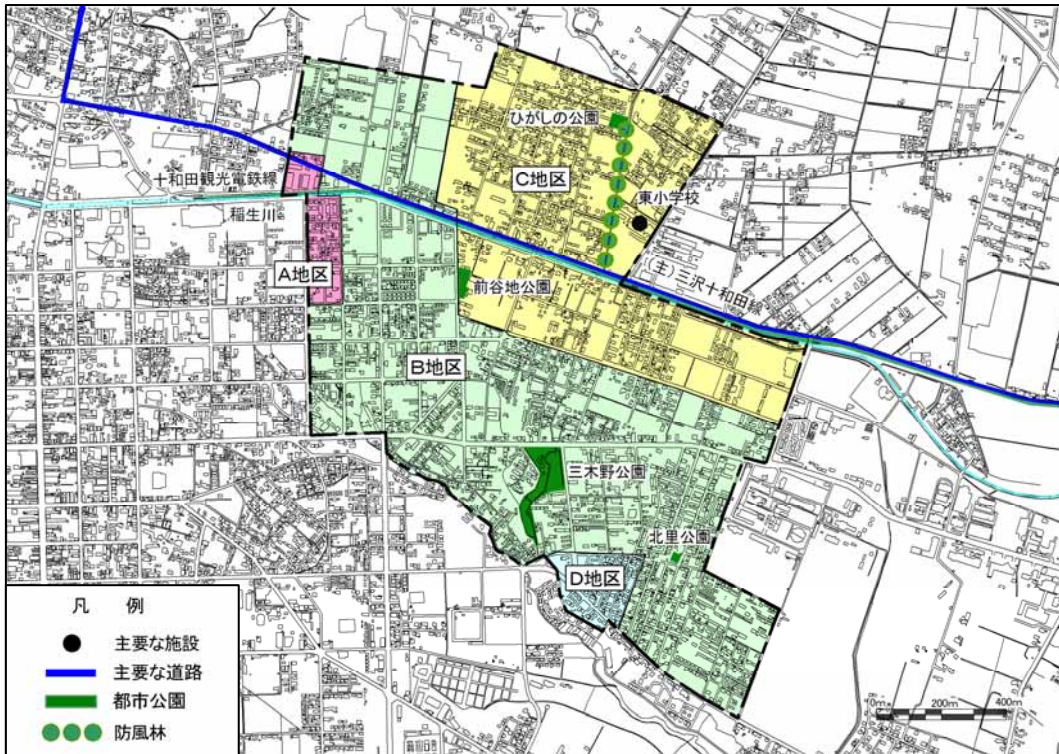


図 4-2-2 前谷地・下平地域現況図

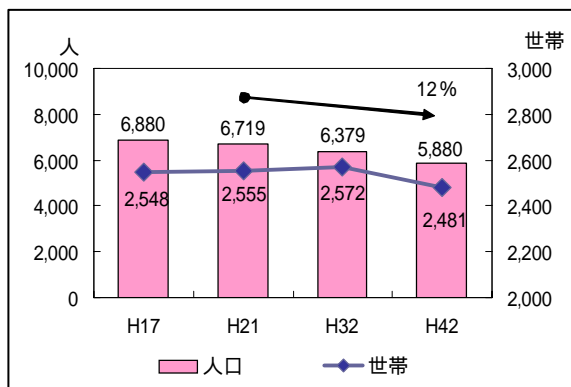


人口、世帯数の推移及び将来人口

人口は、平成 17 年から平成 21 年にかけて若干減少しており、平成 42 年には人口減少率が約 12%と予想されます。

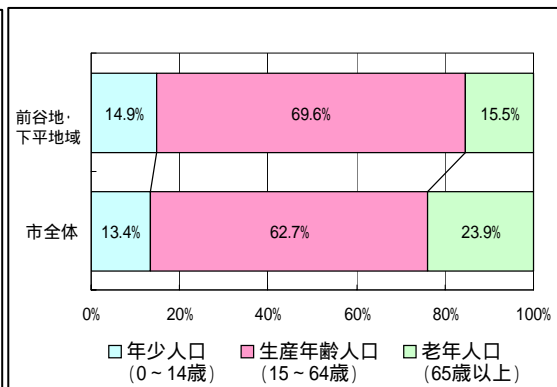
年齢 3 区分別人口は、市全体に比べ老年人口の割合が低く、7 地域の中で 2 番目に低い割合となっています。

図 4-2-3 人口・世帯数の推移と予測



資料：住民基本台帳による予測
(コホート法)

図 4-2-4 年齢 3 区分別人口 (平成 21 年)

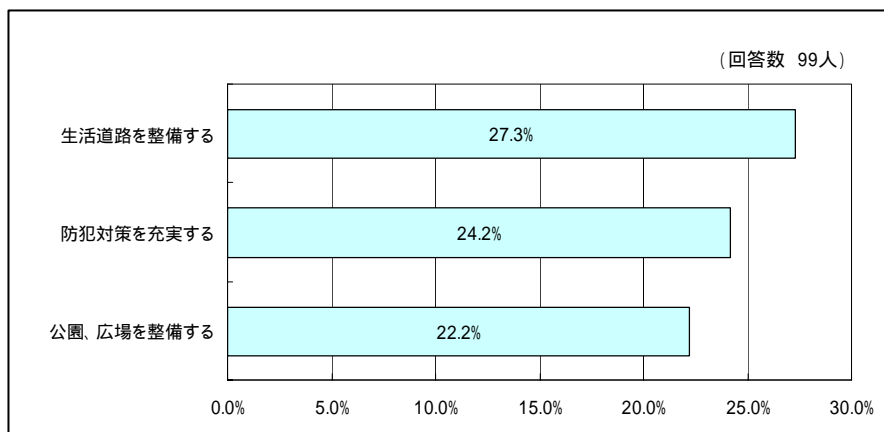


資料：住民基本台帳

市民アンケート調査結果 居住地区のまちづくりで重要な視点

アンケートの集計結果は、「生活道路の整備」が 27.3%と最も多く、生活基盤の整備が重要と考えられます。また、「防犯対策の充実」が 24.2%、「公園、広場の整備」が 22.2%となっており、安全性や憩いの空間形成が重要視されています。

図 4-2-5 居住地区のまちづくりで重要な視点



資料：平成 21 年度 市民アンケート調査

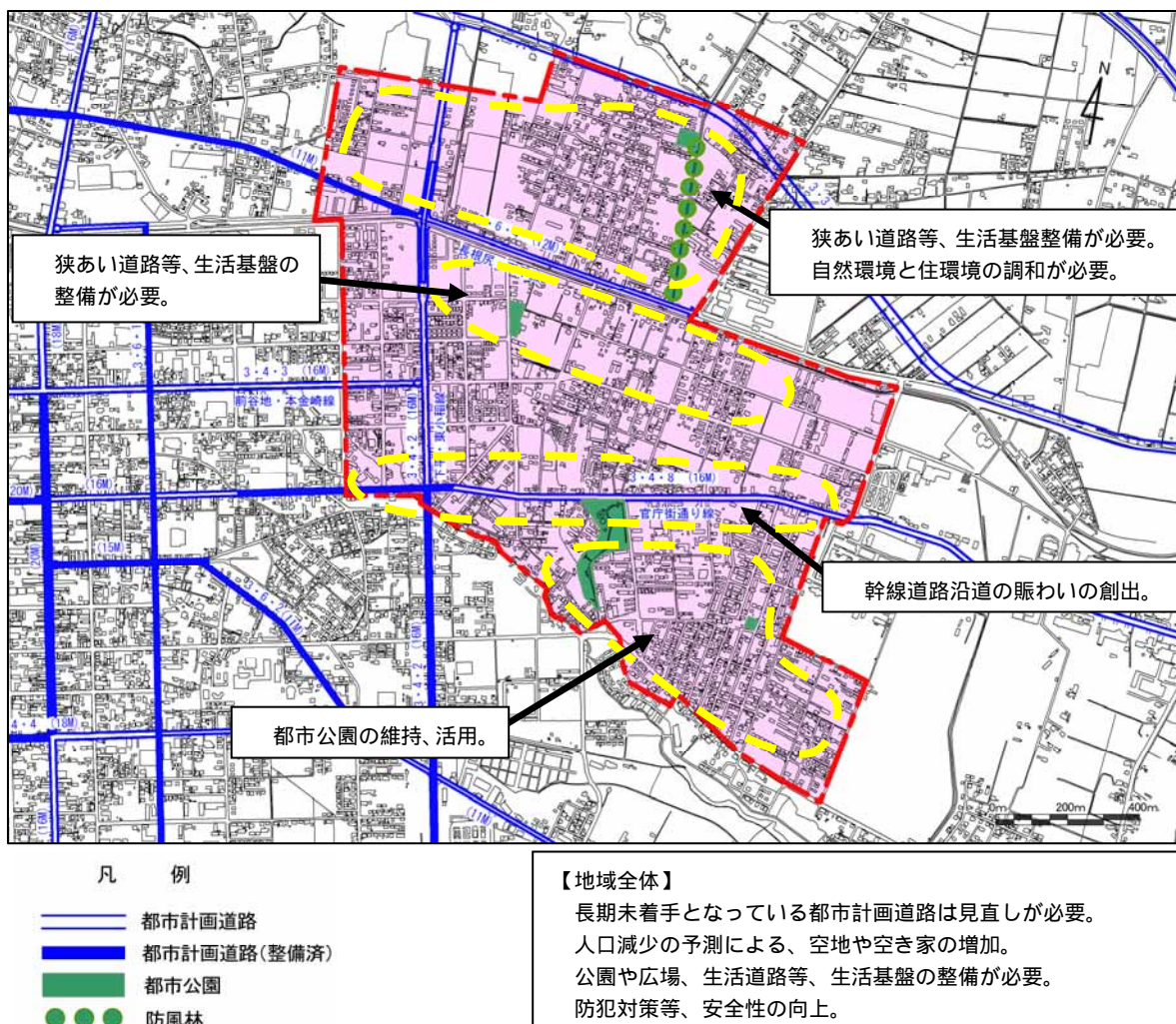
2) 地域のまちづくりの課題

開発行為等による宅地化が見られる地域ですが、将来人口の減少が予測されることから、空地や空き家の増加が懸念されます。

(都)官庁街通り線(大学通り)沿道は店舗・事務所の他、住宅等が見られますが、今後も商業、業務施設の立地を推進し、沿道の賑わいを創出していくことが望まれます。

稲生川南部の前谷地では、狭あい道路や行止まり道路が見られ、その解消を図る必要があります。

図 4-2-6 前谷地・下平地域まちづくりの課題図



3) 地域のまちづくりの方針

未整備である都市計画道路については、見直しを図った上、計画的に整備を推進します。

緑のネットワークとして、新たな公園整備の検討や、稲生川沿道の緑化等の整備、防風林の多目的活用、都市計画道路での街路樹等の植栽や緑化を推進します。人口減少に伴い発生する空地等の適正な維持管理や、緑化を推進します。

A 地区

土地利用の誘導方針

北部は元町地域C地区と一体となって多機能産業・業務ゾーンと位置付け、南部は低中密度住宅ゾーンと位置付けます。

まちづくりの方向性

多機能産業・業務ゾーンは既存の工業施設の保全に努めます。

低中密度住宅ゾーンは住宅地としての利用が多いことから、適切な用途地域の見直しを検討します。

B 地区

土地利用の誘導方針

全域を低中密度住宅ゾーンと位置付け、戸建て住宅や集合住宅を中心に、(都)官庁街通り線(大学通り)や(主)三沢十和田線沿道には一定規模の店舗を許容しつつ、良好な住環境に配慮した土地利用への誘導を図ります。

まちづくりの方向性

(都)下平・東小稲線の整備を推進し、街中のアクセス機能の向上と安全性の確保に努めます。

C 地区

土地利用の誘導方針

全域を低密度住宅ゾーンと位置付け、低層住宅を主とした良好な住環境の保全に努めます。

(主)三沢十和田線沿道については、店舗や事務所の立地を促進し、活力ある沿道の形成をめざした土地利用への誘導を図ります。

まちづくりの方向性

稲生川南部の前谷地については、狭あい道路や行き止まり道路の解消を図り、住環境の向上や安全性の確保に努めます。

防風林は景観を保全しながら、多目的な活用として遊歩道の整備等、新しい緑地としての整備を検討します。

D地区

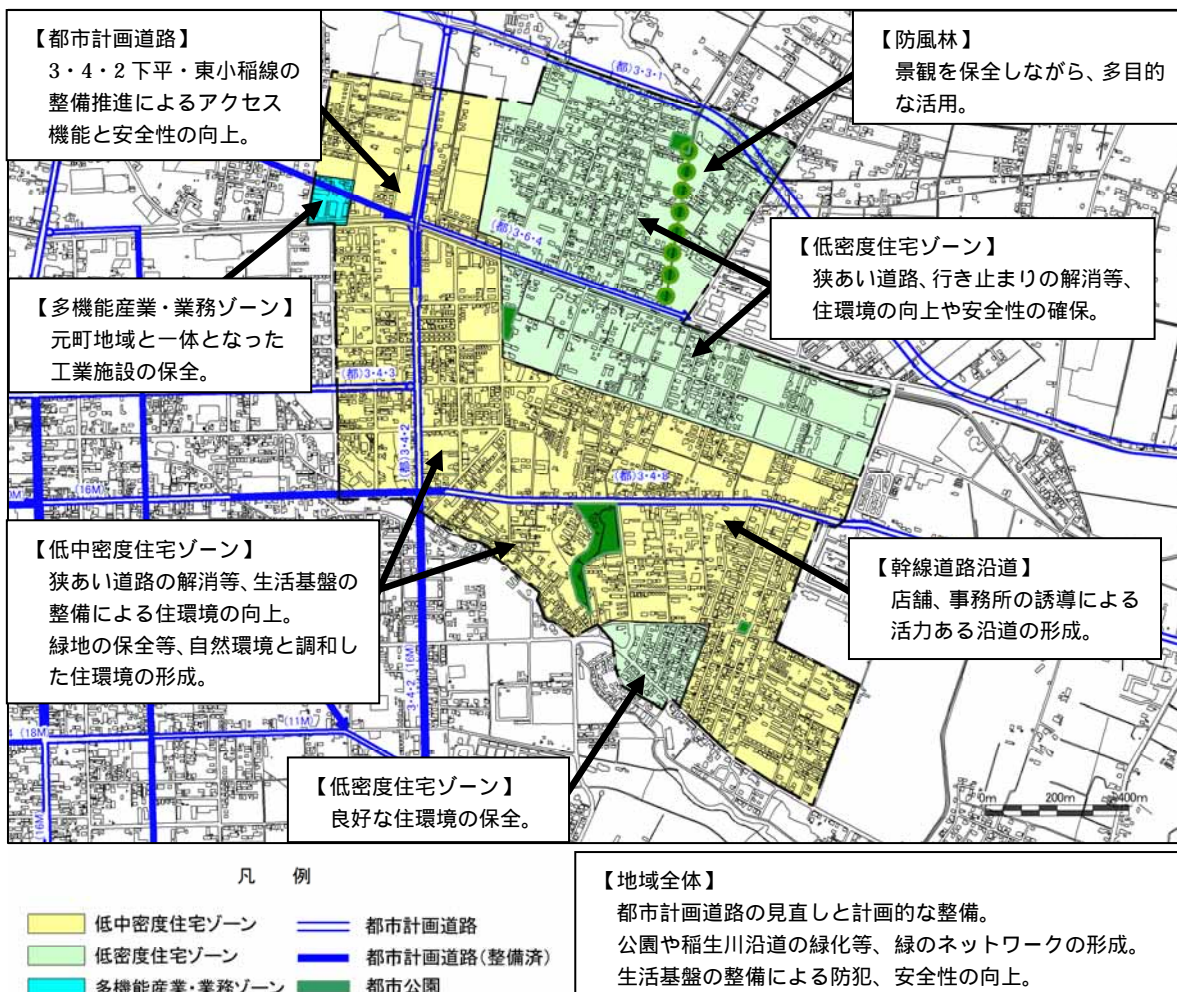
土地利用の誘導方針

全域を低密度住宅ゾーンと位置付け、低層住宅を中心とした良好な住環境の保全に努めます。

まちづくりの方向性

良好な住環境と景観の保全を図ります。

図 4-2-7 前谷地・下平地域 まちづくりの方針



(3) 稲生地域

地域の将来像

文化を育み賑わいと感動あふれるまち

1) 地域の現況

地域全体の土地利用

稲生地域は市街地エリアの中央部に位置しており、市街地の商業拠点や観光拠点に位置付けられています。北部には稲生川が流れ、中央には(主)十和田三戸線(旧国道4号)が南北に通り、また国道102号が東西に通っています。

土地利用の割合は、宅地が38.3%となっており、田、畑の農地は4.5%と7地域の中で最も少ない割合となっています。(主)十和田三戸線沿道には商業施設が集積しており、21.1%と7地域の中で最も多い割合となっています。

表 4-3 土地利用の面積割合

稲生地域		住区面積	構成比	
土地利用	可住地	農地		
		田	3.0 ha	1.3 %
		畑	7.3 ha	3.2 %
		山林	0.0 ha	0.0 %
		宅地	87.6 ha	38.3 %
	非可住地	未利用地宅地	5.6 ha	2.5 %
		商業地(1)	1.2 ha	0.5 %
		工業地	7.9 ha	3.5 %
		商業地(2)	47.0 ha	20.6 %
		道路	36.2 ha	15.8 %
		道路以外の交通用地	0.2 ha	0.1 %
		公園・緑地	2.8 ha	1.2 %
		公共・公益施設用地	21.0 ha	9.2 %
		その他	8.7 ha	3.8 %
合計	228.5 ha	100.0 %		

資料：H20 都市計画基礎調査

地区ごとの土地利用(P70 図4-3-2参照)

A地区は、低層住宅が広がり、農地も見られます。

B地区は、中央の(都)官庁街通り線沿道に公共公益施設や十和田市現代美術館、アート広場があり、それを挟む形で南北に住宅地が広がっています。また、幹線道路沿道は商業、業務施設が見られます。

C地区は、北部に大規模店舗が集積し、周辺には商業施設の進出が見られます。また、一方では大型の空き施設があります。(主)十和田三戸線(旧国道4号)沿道の商店街では商業、業務施設が高密度で立地していましたが、閉店する店舗も多く、空地や空き店舗が発生しています。

D地区は、全体的に住宅が広がり、他には商業、業務施設や小学校、病院が見られます。

E地区は、住宅が立地している他は、農地や空地が見られます。

F地区は、全体的に戸建て住宅を中心とした住宅地が見られ、空地や農地も点在しています。

G地区は、国道102号沿道に自動車販売店等が多く立地しており、北部は住宅が見られます。

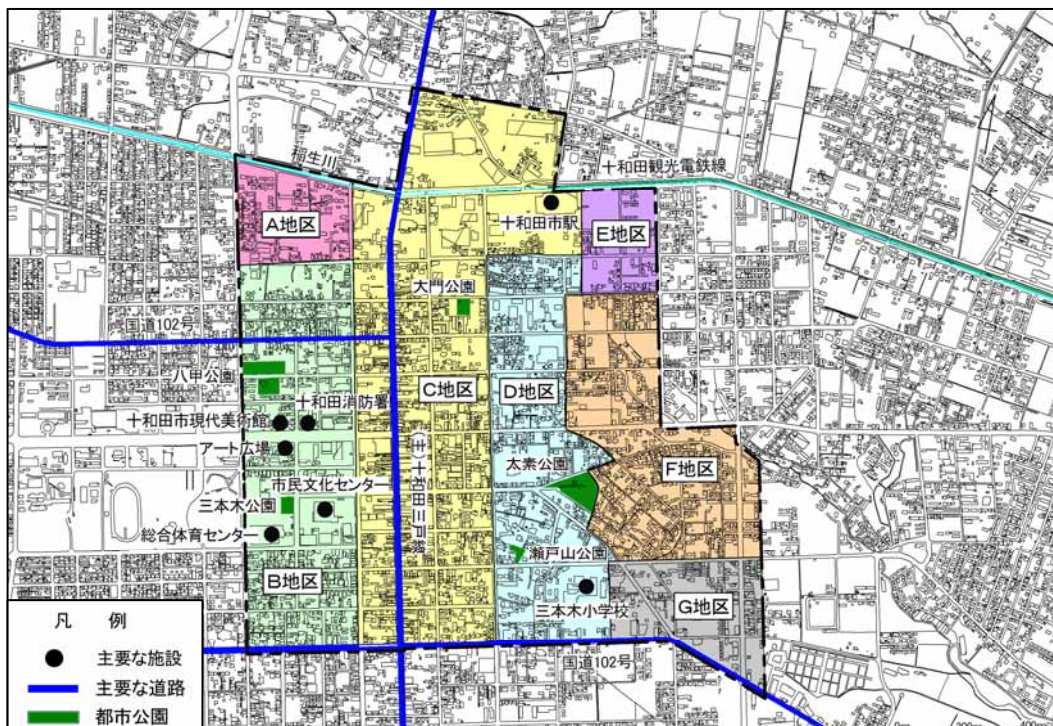
主要な施設

- ・教育施設 : 三本木小学校
- ・文化施設 : 十和田市現代美術館、アート広場、市民文化センター、総合体育センター
- ・行政施設 : 十和田消防署
- ・都市公園 : 太素公園、八甲公園、瀬戸山公園、大門公園、三本木公園
- ・その他 : 十和田市駅

図 4-3-1 稲生地域 位置図



図 4-3-2 稲生地域 現況図

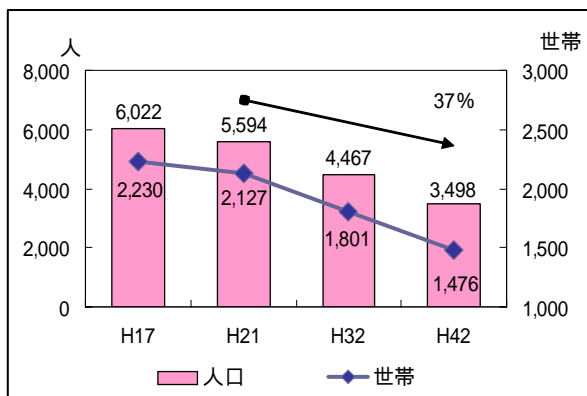


人口、世帯数の推移及び将来人口

人口は、平成 17 年から平成 21 年にかけて大きく減少しており、平成 42 年には人口減少率が約 37%と、7 地域の中で最も多く減少すると予想されます。

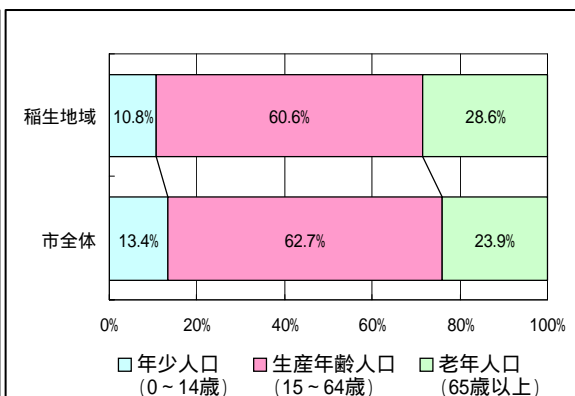
年齢 3 区分別人口は、市全体に比べ老年人口の割合が高く、7 地域の中で最も多い割合となっています。

図 4-3-3 人口・世帯数の推移と予測



資料：住民基本台帳による予測
(コーホート法)

図 4-3-4 年齢 3 区分別人口 (平成 21 年)

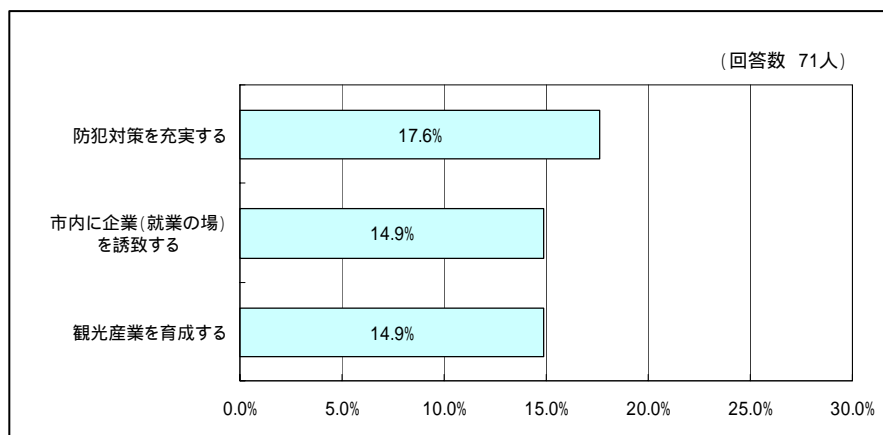


資料：住民基本台帳

市民アンケート調査結果 居住地区のまちづくりで重要な視点

アンケートの集計結果は、「防犯対策の充実」が 17.6%と最も多く、安全性への意識が高いことが伺えます。また、「市内に企業(就業の場)の誘致」、「観光産業の育成」が 14.9%と、雇用の創出や地域資源を活かした観光が重要視されています。

図 4-3-5 居住地区のまちづくりで重要な視点



資料：平成 21 年度 市民アンケート調査

2) 地域のまちづくりの課題

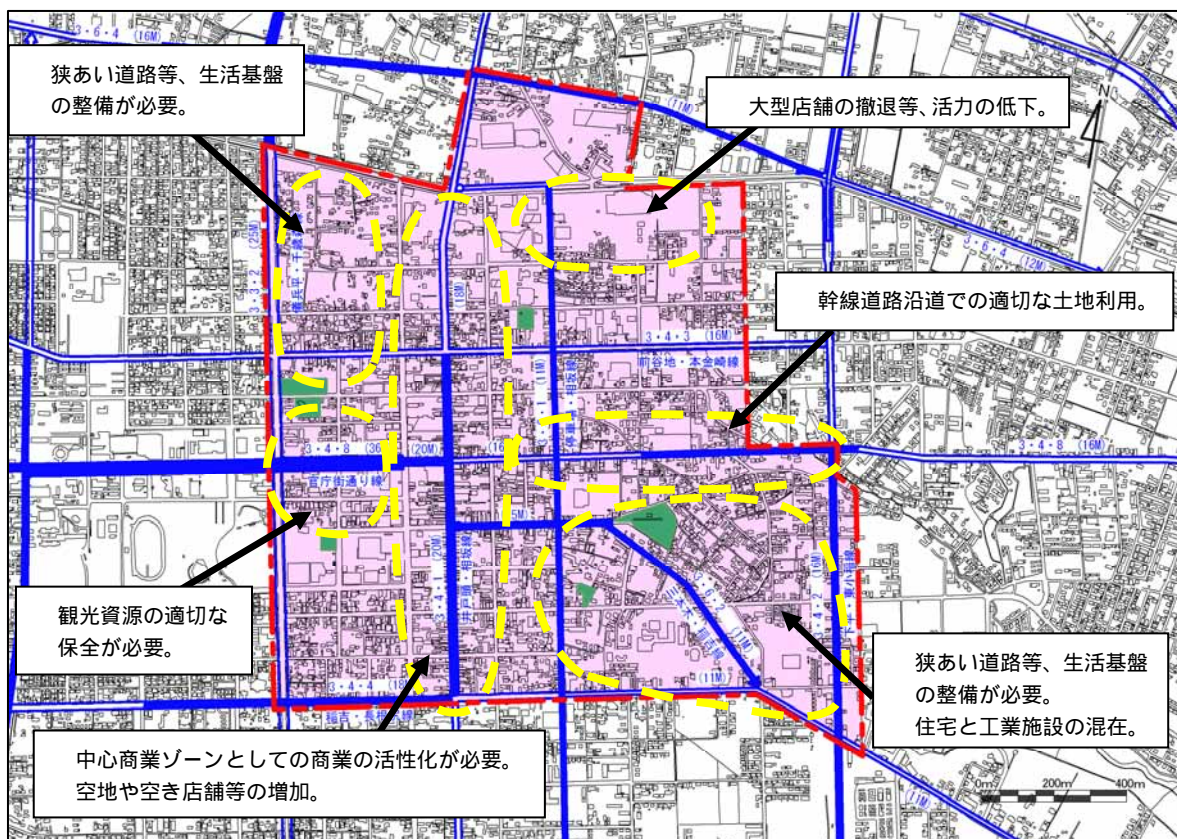
将来の人口減少や少子高齢化の進展が非常に大きいと予想され、空地や空き家の増加が懸念されます。

本市の中心商業ゾーンとして、(主)十和田三戸線(旧国道4号)沿道の賑わいを取り戻し商業の活性化を図る必要があります。

十和田市駅の大型店舗の撤退により活力が失われ、景観上も支障をきたしており、新たな核形成が望まれます。

幅員が狭く老朽化している等、歩行者にとって利用しづらい歩道が見られます。(都)官庁街通り線(大学通り)沿道は適正な土地利用の誘導を図ることが望まれます。

図 4-3-6 稲生地域 まちづくりの課題図



凡 例

- 都市計画道路
- 都市計画道路(整備済)
- 都市公園

【地域全体】

長期未着手となっている都市計画道路は見直しが必要。
人口減少の予測による、空地や空き家の増加。
安全な歩行空間の確保が必要。
防犯対策等、安全性の向上が必要。
雇用の創出や、観光資源の保全が必要。

3) まちづくりの方針

未整備である都市計画道路については、見直しを図った上、計画的に整備を推進します。

緑のネットワークとして稲生川沿道の緑化等の整備、都市計画道路での街路樹等の植栽や緑化を推進します。

買い物客や観光客の歩行の安全性や快適性、回遊性の向上を図るため、歩行空間の整備を推進します。

現状の建物用途を考慮し、適切な用途地域の見直しを検討します。

居住人口の増加のための対策を検討し、人口減少に伴い発生する空地等については適正な維持管理や、緑化を推進します。

A 地区

土地利用の誘導方針

全域を低中密度住宅ゾーンとして位置付け、中心商業ゾーンに隣接する地区として、一定規模の店舗、事務所等を許容しつつ、住環境に配慮した土地利用への誘導を図ります。

まちづくりの方向性

狭あい道路や行き止まり道路の解消を推進し、生活の利便性向上を図ります。

B 地区

土地利用の誘導方針

地区北部と南部の住宅地一帯を低中密度住宅ゾーンと位置付け、中心商業ゾーンに隣接する地区として、店舗、事務所等を許容しつつ、住環境に配慮した土地利用への誘導を図ります。

国道 102 号沿道を近隣商業ゾーンと位置付け、日用生活品等の店舗の誘導を図ります。

十和田市現代美術館やアート広場を中心に(都)官庁街通り線及び周辺を観光拠点と位置付け、公共公益施設や良好な景観を保全し、広域観光に資する土地利用への誘導を図ります。

(都)官庁街通り線の南部をスポーツ・レクリエーション拠点と位置付け、既存施設の充実や一層の活用を図ります。

まちづくりの方向性

十和田市現代美術館やアート広場を観光資源として維持管理しながら、(都)官庁街通り線の松や桜並木の保全に努めます。

三本木公園、体育センターや文化センターのスポーツ・レクリエーション施設を住民交流の場として、これからも維持管理に努めます。

C 地区

土地利用の誘導方針

全域を中心商業ゾーンとして位置付けます。

十和田市駅周辺は、駅前商業核として魅力ある施設の立地を推進します。

(主)十和田三戸線(旧国道4号)沿道は、中心商業核として商業施設の集積と再整備により、賑わいのある土地利用への誘導を図ります。

まちづくりの方向性

十和田市駅周辺は、民間活力の導入も検討し、賑わいのある商業空間の形成をめざします。また、鉄道やバスのサービス充実により、高齢化社会に対応した公共交通の利便性の向上に努めます。

(主)十和田三戸線(旧国道4号)沿道は空地や空き店舗の有効活用や、中心市街地活性化事業を活用した交流機能や居住機能を併せ持つ複合商業施設等を再整備し、魅力ある商店街の形成を推進します。また、回遊性の向上を図ることや、来訪者をもてなす環境づくりを進め、地区の活性化を図ります。

北部では商業施設が集積しているため、適切な用途地域の見直しを検討します。歩行の安全性や快適性、回遊性の向上を図るため、歩行空間の整備を推進します。

D 地区

土地利用の誘導方針

全域を低中密度住宅ゾーンと位置付け、中心商業ゾーンに隣接する地区として、店舗、事務所等を許容しつつ、住環境に配慮した土地利用への誘導を図ります。

まちづくりの方向性

都市公園を重要な資源として保全します。

歩行の安全性や快適性、回遊性の向上を図るため、歩行空間の整備を推進します。

E 地区

土地利用の誘導方針

全域を低中密度住宅ゾーンと位置付け、駅周辺等、中心商業ゾーンに隣接した地区として、店舗や事務所等を許容しつつ、住環境に配慮した土地利用への誘導を図ります。

まちづくりの方向性

適切な土地利用の誘導により快適な住環境の創出を図ります。

住宅地としての利用が多いことから、適切な用途地域の見直しを検討します。

F 地区

土地利用の誘導方針

全域を低中密度住宅ゾーンと位置付け、住環境に配慮した土地利用への誘導を図ります。また、大学通りは周辺住民の利便性の向上を図るため、活力ある沿道の土地利用をめざします。

まちづくりの方向性

狭あい道路等の整備により、安全性や住環境の向上を図ります。

G 地区

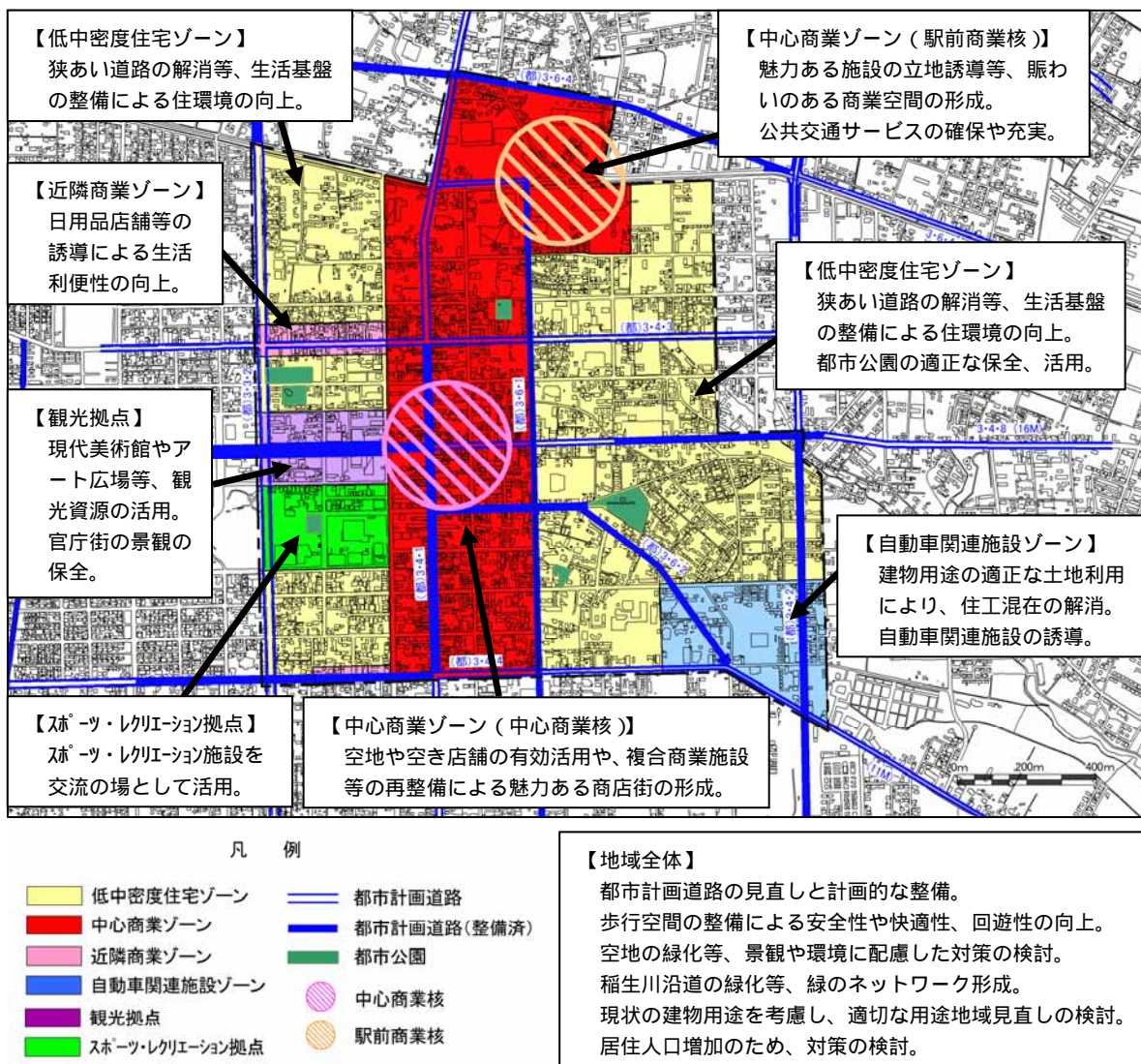
土地利用の誘導方針

全域を自動車関連施設ゾーンとして位置付け、既存の自動車販売店や修理工場等の立地を誘導し、隣接する小学校に配慮しながら、関連施設の集積を図ります。

まちづくりの方向性

住宅と工業施設の適正配置を誘導し、住工混在の解消に努めます。

図 4-3-7 稲生地域 まちづくりの方針



(4) 金崎地域

地域の将来像

緑と水に囲まれた賑わいあふれる住宅地

1) 地域の現況

地域全体の土地利用

金崎地域は市街地エリアの西部に位置しており、中央には(都)官庁街通り線や国道102号が通っています。また、北部には稲生川が流れています。

土地利用の割合は、宅地が44.7%となっています。また、防風林が多くあり、公園・緑地は3.0%、市役所をはじめ行政施設が集積しているため、公共・公益施設が15.8%と、どちらも7地域の中で最も多い割合となっています。

表 4-4 土地利用の面積割合

金崎地域		住区面積	構成比	
土地利用	可住地	農地		
		田	13.2 ha	4.7 %
		畑	21.5 ha	7.7 %
		山林	0.5 ha	0.2 %
		宅地	124.7 ha	44.7 %
	非可住地	未利用宅地	9.2 ha	3.3 %
		商業地(1)	0.9 ha	0.3 %
		工業地	4.1 ha	1.5 %
		商業地(2)	7.5 ha	2.7 %
		道路	42.9 ha	15.4 %
道路以外の交通用地	0.0 ha	0.0 %		
公園・緑地	8.3 ha	3.0 %		
公共・公益施設用地	44.1 ha	15.8 %		
その他	2.2 ha	0.7 %		
合計		279.1 ha	100.0 %	

資料：H20都市計画基礎調査

地区ごとの土地利用(P78 図4-4-2参照)

A地区は、全体的に低層住宅が広がり、農地も見られます。

B地区は、小学校と市営住宅が立地しており、その他は低層住宅や農地も見られます。また、国道102号沿道は商業施設が見られます。

C地区は、全体的に農地が多く見られますが、西部には低層住宅、国道102号沿道には商業施設や空き施設が見られます。

D地区は、全体として低層住宅が広がっており、国道102号沿道には商業施設が立地しています。また、防風林や都市公園が見られ良好な景観となっています。北西部は農地が見られ、開発行為による宅地化が進んでいますが、未利用の宅地も見られます。(都)官庁街通り線南西部は農地が多く、空き施設も見られます

E地区は、(都)官庁街通り線に公共公益施設や医療機関等が集積しています。国道102号沿道は商業施設が見られ、北側には小学校、その他は主に住宅地として利用されています。

F地区は、北部は中学校と中央公園があり、南部は低層住宅地として利用されています。

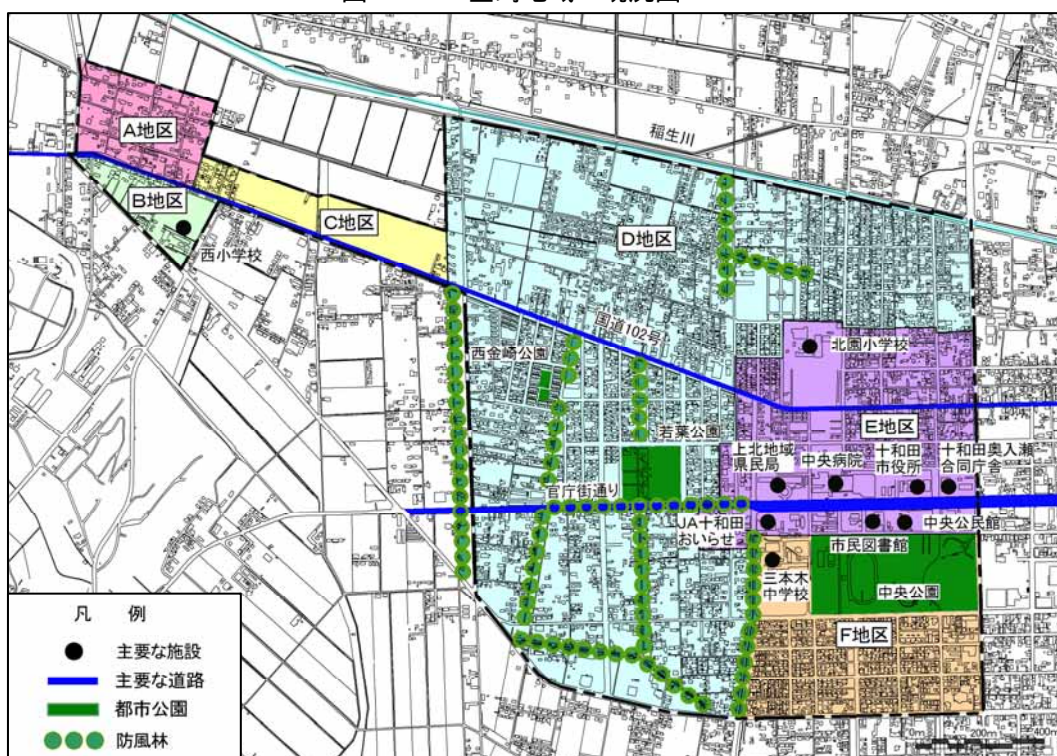
主要な施設

- ・教育施設 : 西小学校、北園小学校、三本木中学校
- ・文化施設 : 中央公民館、市民図書館
- ・行政施設 : 十和田市役所、上北地域県民局、十和田奥入瀬合同庁舎、JA十和田おいらせ
- ・都市公園 : 西金崎公園、若葉公園、中央公園

図 4-4-1 金崎地域 位置図



図 4-4-2 金崎地域 現況図

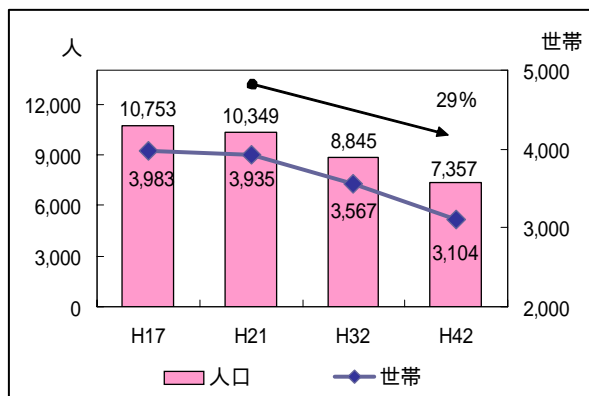


人口、世帯数の推移及び将来人口

人口は、平成 17 年から平成 21 年にかけて大きく減少しており、平成 42 年には人口減少率が約 29%と予想されます。

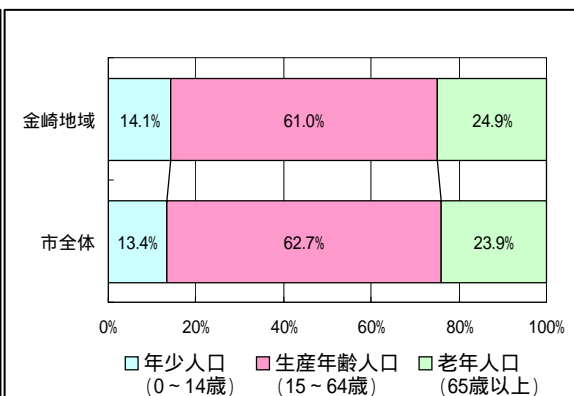
年齢 3 区分別人口は、市全体と比べて、どの年齢層もほぼ同じ割合となっています。

図 4-4-3 人口・世帯数の推移と予測



資料：住民基本台帳による予測
(コーホート法)

図 4-4-4 年齢 3 区分別人口 (平成 21 年)

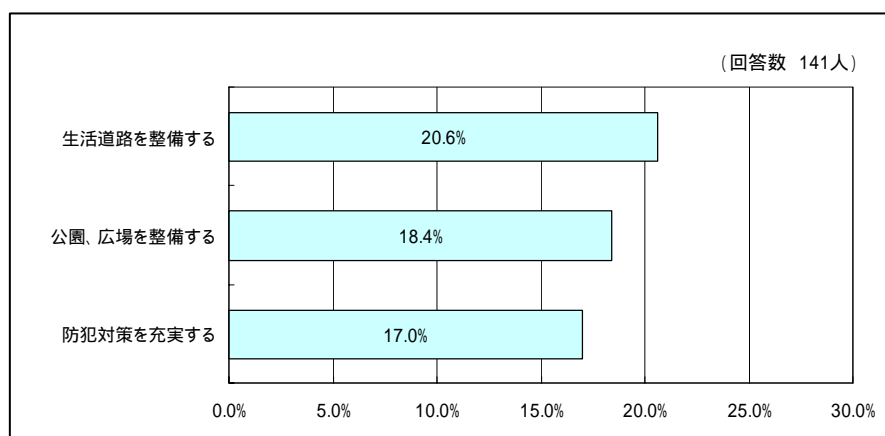


資料：住民基本台帳

市民アンケート調査結果 居住地区のまちづくりで重要な視点

アンケートの集計結果は、「生活道路の整備」が 20.6%と最も多く、生活基盤の整備が重要と考えられます。また、「公園、広場の整備」が 18.4%、「防犯対策の充実」が 17.0%と、快適で安全なまちづくりが重要視されています。

図 4-3 居住地区のまちづくりで重要な視点



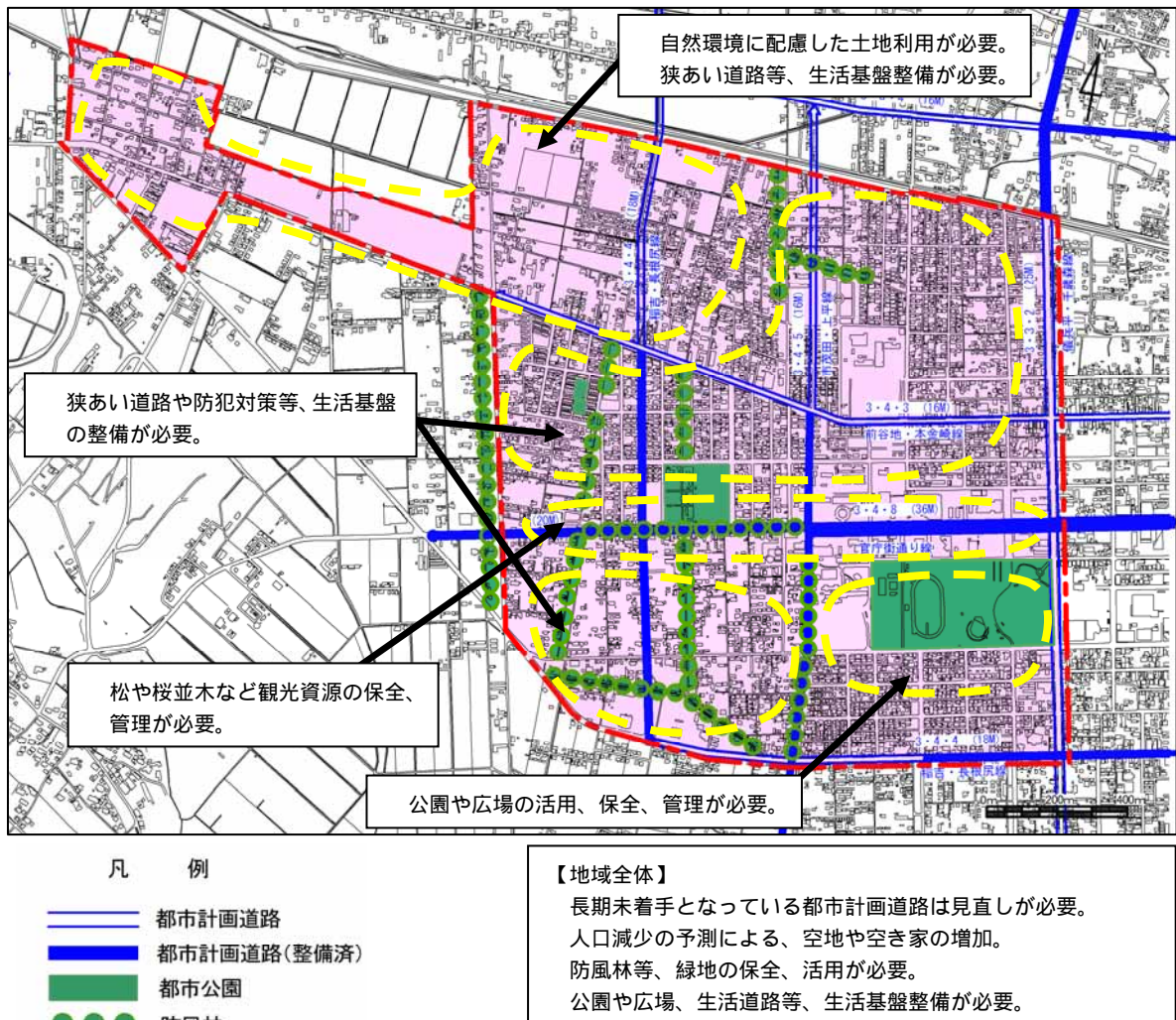
資料：平成 21 年度 市民アンケート調査

2) 地域のまちづくりの課題

北部は宅地開発が進展した一方、未利用の宅地も多く見られ、将来人口が減少すると予測されることから、空地や空き家の増加が懸念されます。

西部や北部に残る農地を保全し、無秩序な宅地化を抑制するなど、自然環境に配慮した土地利用が望まれます。

図 4-4-6 金崎地域 まちづくりの課題図



3) 地域のまちづくりの方針

未整備である都市計画道路については、見直しを図った上、計画的に整備を推進します。

緑のネットワークとして、新たな公園整備の検討や、稲生川沿道の緑化等の整備、都市計画道路での街路樹等の植栽や緑化を推進します。

本市の歴史的、景観的資産である防風林については多目的活用を検討し、引き続き保全に努めます。

人口減少に伴い発生する空地等の適正な維持管理や、緑化を推進します。

A 地区

土地利用の誘導方針

全域を低密度住宅ゾーンと位置付け、まとまった農地は良好な田園風景を醸し出す景観要素として保全します。

まちづくりの方向性

狭あい道路の解消に努め、農地と共存する豊かな住環境を保全していきます。

B 地区

土地利用の誘導方針

全域を低中密度住宅ゾーンと位置付け、まとまった農地の保全を図りながら、国道 102 号沿道には一定規模の店舗を許容しつつ、住環境に配慮した土地利用への誘導を図ります。

まちづくりの方向性

小学校に配慮しながら、既存の住宅やまとまった農地を保全します。

C 地区

土地利用の誘導方針

全域を低中密度住宅ゾーンと位置付け、良好な田園風景を醸し出すまとまった農地を景観要素とし、国道 102 号からは山々が望める良好な眺望空間を有する土地利用への誘導を図ります。

まちづくりの方向性

住環境向上のため、狭あい道路等生活道路の整備を推進します。

D 地区

土地利用の誘導方針

地区の大部分を低密度住宅ゾーンと位置付け、防風林とともに、緑と住宅が調和した快適な低層住宅街としての土地利用の誘導を図ります。

幹線道路沿道は周辺住民の利便性向上を図るため、一定規模の店舗、事務所の誘導を図ります。

まちづくりの方向性

狭あい道路の解消を推進し、生活道路の利便性や安全性の向上を図ります。

北部のまとまった農地を良好な田園景観要素として保全します。

防風林は景観を保全しながら、多目的な活用として遊歩道の整備等、新しい緑地としての整備を検討します。

(都)官庁街通り線の並木は本市のシンボリックな緑として保全します。

幹線道路沿道には、商業施設の立地を誘導し、後背地の住環境の保全に努めます。

E 地区

土地利用の誘導方針

国道 102 号沿道の後背地を低中密度住宅ゾーンと位置付け、一定規模の店舗、事務所等を許容しつつ、住環境に配慮した土地利用への誘導を図ります。

国道 102 号沿道を近隣商業ゾーンと位置付け、生活の利便性向上のため、日用品店舗等の誘導を図ります。

(都)官庁街通り線を官庁ゾーンと位置付け、景観に配慮した土地利用への誘導を図ります。

まちづくりの方向性

国道 102 号沿道は、日用品店舗を誘導し、後背地の住環境の利便性向上を図ります。

(都)官庁街通り線沿道の松や桜並木は観光資源として保全に努めます。

公共公益施設は、高齢化社会に対応したユニバーサルデザインを取り入れた施設への改善を推進します。

F 地区

土地利用の誘導方針

北部の中央公園をスポーツ・レクリエーション拠点として位置付け、市民の憩いの場や多目的運動施設の場として活用と充実を図ります。

南部を低中密度住宅ゾーンと位置付け、幹線道路沿道には一定規模の店舗等を許容しつつ、住環境に配慮した土地利用への誘導を図ります。また、中央公園と一体となった良好な住環境の保全に努めます。

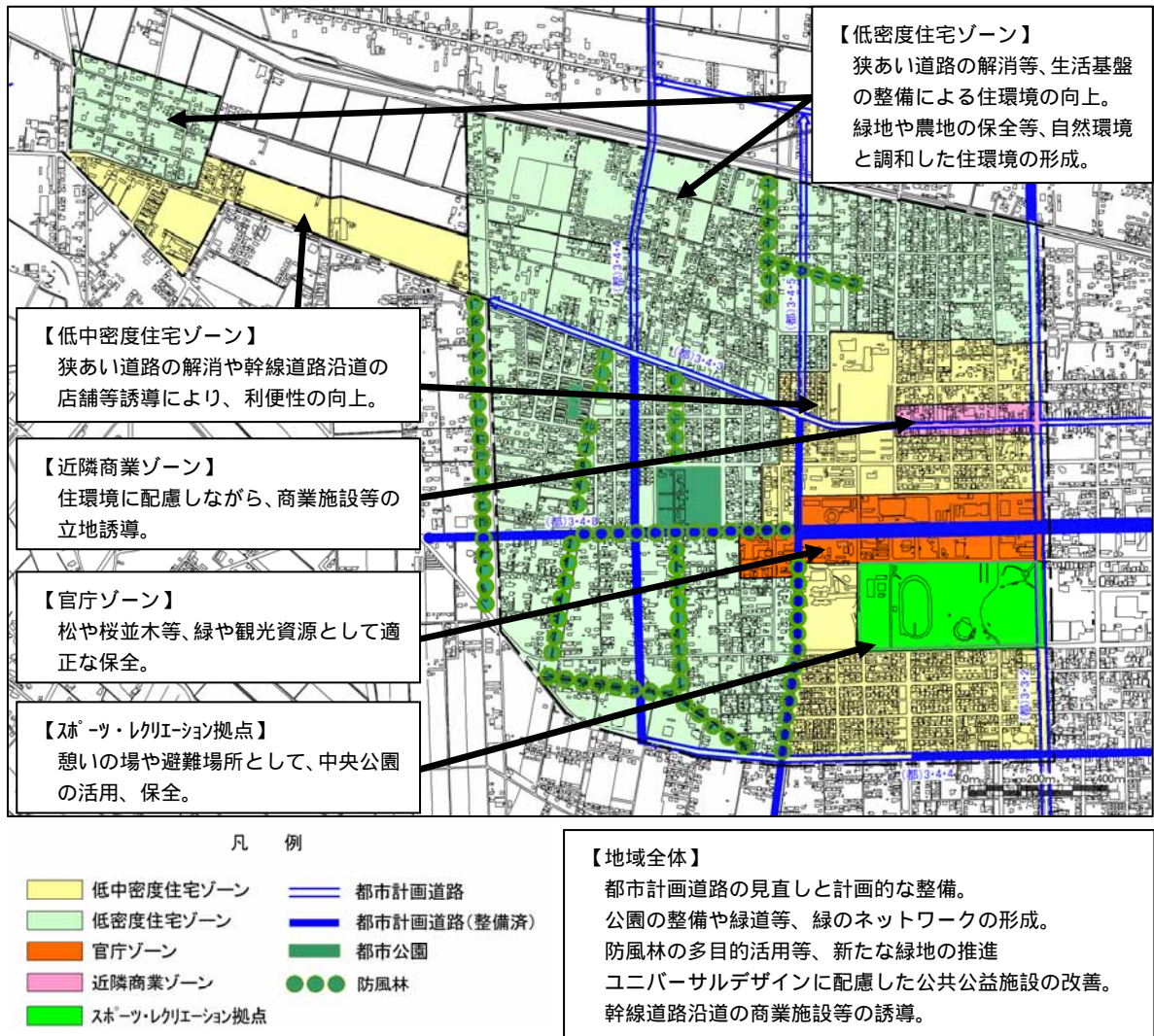
まちづくりの方向性

幹線道路沿道に商業施設を誘導し、良好な住環境の形成に努めます。

日常の憩いの場や避難場所として、拠点となる中央公園を適正に維持管理し、保全します。

防風林は景観を保全しながら、多目的な活用として遊歩道の整備等、新しい緑地としての整備を検討します。

図 4-4-7 金崎地域 まちづくりの方針



(5) 西小稲地域

地域の将来像

緑あふれる自然と生活が調和したまち

1) 地域の現況

地域全体の土地利用

西小稲地域は市街地エリアの南西部に位置しており、中央には(主)十和田三戸線、東部には(一)戸来十和田線(旧国道4号)が通っています。

土地利用の割合は、宅地が48.9%と約半分を占めており、7地域の中で2番目に多い割合です。田、畑の農地は20.2%、商業地は3.9%、また防風林が多くあり、公園緑地の割合は2.7%となっています。

表 4-5 土地利用の面積割合

西小稲地域		住区面積	構成比	
土地利用	可住地	農地		
		田	18.4 ha	7.1 %
		畑	33.8 ha	13.1 %
		山林	1.7 ha	0.7 %
		宅地	126.1 ha	48.9 %
	非可住地	未利用地宅地	2.4 ha	0.9 %
		商業地(1)	1.1 ha	0.4 %
		工業地	7.0 ha	2.7 %
		商業地(2)	9.1 ha	3.5 %
		道路	33.2 ha	12.9 %
道路以外の交通用地	0.0 ha	0.0 %		
公園・緑地	7.0 ha	2.7 %		
公共・公益施設用地	14.8 ha	5.7 %		
その他	3.5 ha	1.4 %		
合計		258.1 ha	100.0 %	

資料：H20 都市計画基礎調査

地区ごとの土地利用 (P86 図 4-5-2 参照)

A地区は、主に低層住宅が広がり、東部や南部には学校、公民館等の公共施設の集積が見られます。西部では宅地化が進んでいますが、農地も多く見られます。

B地区は、主に低層住宅が広がり、農地も見られます。

C地区は、(一)戸来十和田線(旧国道4号)や幹線道路沿道に住宅及び商業施設、サービス工業施設が建ち並んでいますが、商業施設等の撤退による未利用地が発生しています。また、幹線道路の後背地は住宅が見られます。

D地区は、西部に工業施設が立地しており、その他は住宅が見られます。また、工場跡地等の空地が見られます。

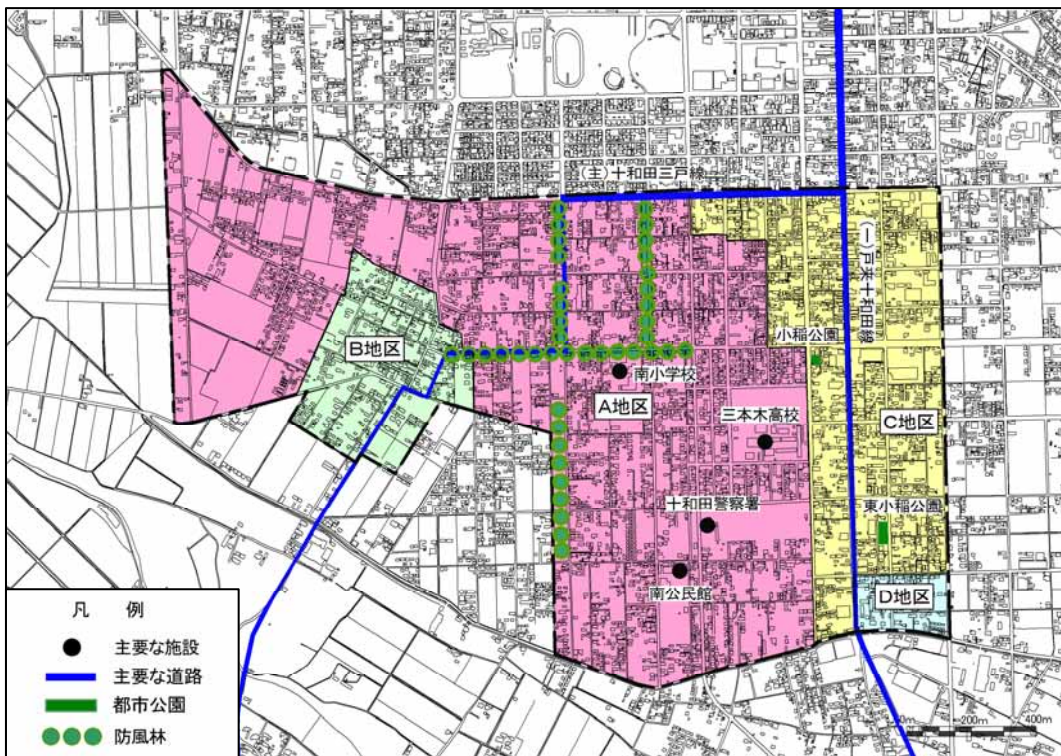
主要な施設

- ・教育施設 : 南小学校、三本木高校
- ・文化施設 : 南公民館
- ・行政施設 : 十和田警察署
- ・都市公園 : 小稲公園、東小稲公園

图 4-5-1 西小稻地域 位置图



图 4-5-2 西小稻地域 現況图

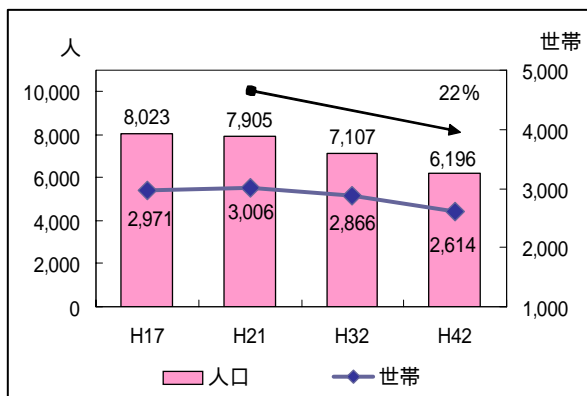


人口、世帯数の推移及び将来人口

人口は、平成 17 年から平成 21 年にかけて若干減少しており、平成 42 年には人口減少率は約 22%と予想されます。

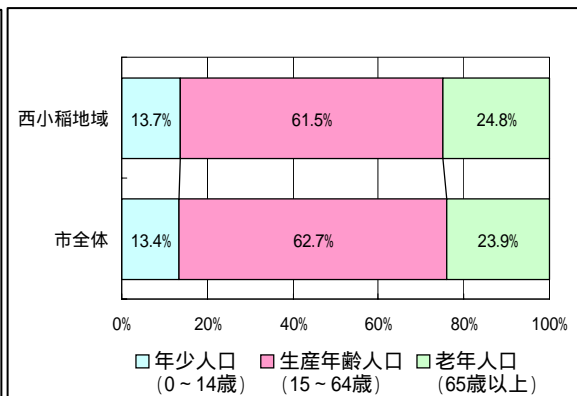
年齢 3 区分別人口では、市全体と比べて、どの年齢層もほぼ同じ割合となっています。

図 4-5-3 人口・世帯数の推移と予測



資料：住民基本台帳による予測
(コーホート法)

図 4-5-4 年齢 3 区分別人口 (平成 21 年)

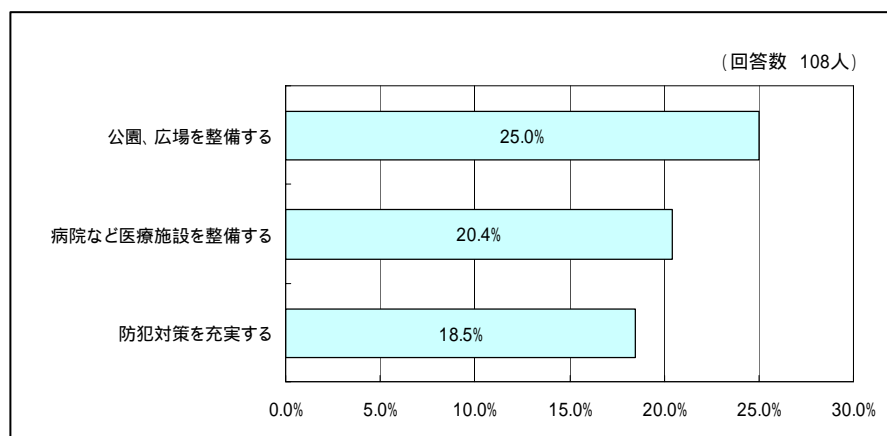


資料：住民基本台帳

市民アンケート調査結果 居住地区のまちづくりで重要な視点

アンケートの集計結果は、「公園、広場の整備」が 25.0%と最も多く、憩いの空間の形成が重要と考えられます。また、「病院など医療施設の整備」が 20.4%、「防犯対策の充実」が 18.5%と、医療や福祉、安全性が重要視されています。

図 4-5-5 居住地区のまちづくりで重要な視点



資料：平成 21 年度 市民アンケート調査

2) まちづくりの課題

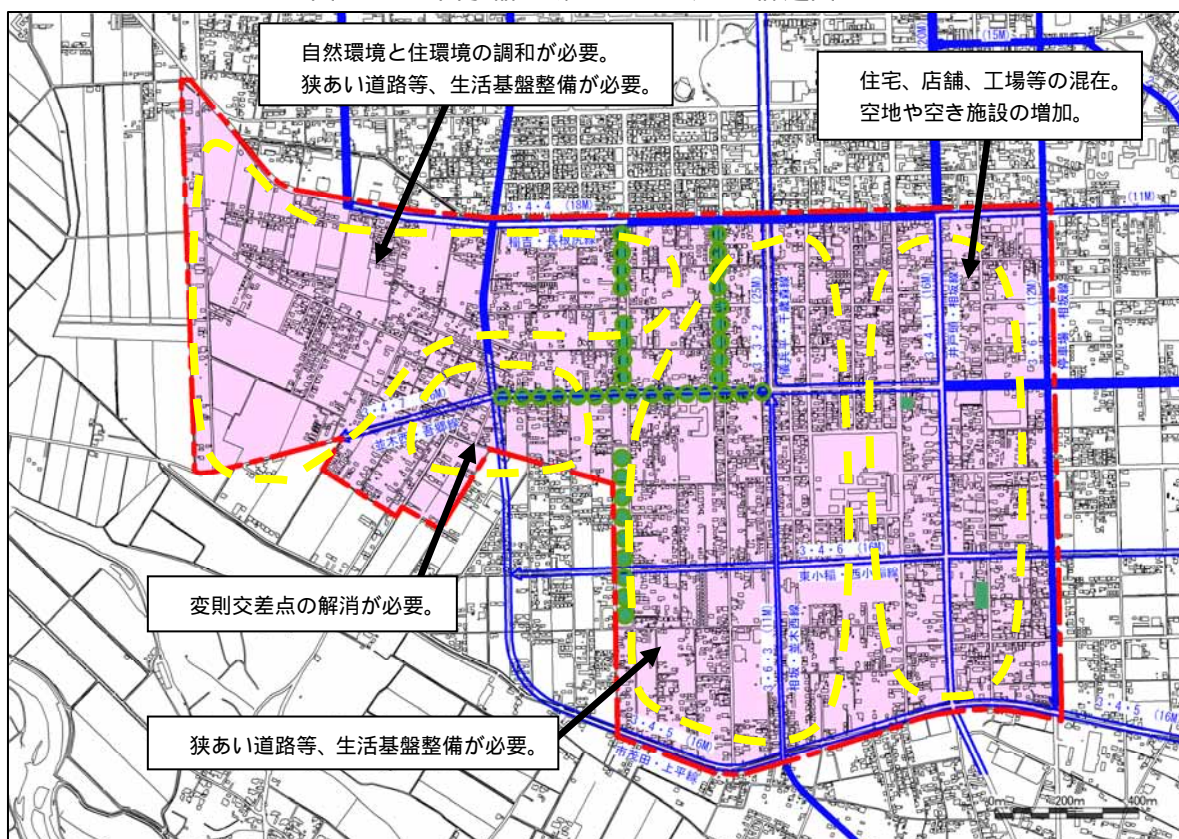
将来人口が減少すると予測される地域であることから、空き家等の増加が懸念されます。

狭あい道路が多く、一部変則交差点もあり、安全性や利便性向上が望まれます。

(一)戸来十和田線や幹線道路沿道では、住宅、店舗、一部工場等が立地し、住工の混在等が発生しているため、これらを解消することが望まれます。

大型店舗等の撤退により空地や空き施設が見られ、有効活用を図ることが望まれます。

図 4-5-6 西小稲地域 まちづくりの課題図



凡 例

- 都市計画道路
- 都市計画道路(整備済)
- 都市公園
- 防風林

【地域全体】

長期未着手となっている都市計画道路は見直しが必要。
人口減少の予測による、空地や空き家の増加。
公園や広場、生活道路等、生活基盤整備が必要。
防風林等、緑地の保全、活用が必要。

3) まちづくりの方針

未整備である都市計画道路については、見直しを図った上、計画的に整備を推進します。

緑のネットワークとして、新たな公園等の整備の検討や、都市計画道路での街路樹等の植栽や緑化を推進します。

本市の歴史的、景観的資産である防風林については多目的活用を検討し、引き続き保全に努めます。

人口減少に伴い発生する空地等の適正な維持管理や、緑化を推進します。

A 地区

土地利用の誘導方針

全域を低密度住宅ゾーンと位置付け、農地や自然環境と調和した土地利用への誘導を図ります。

幹線道路沿道には周辺住民の利便性向上のため、一定規模の店舗、事務所の誘導を図ります。

まちづくりの方向性

まとまった農地は保全しながら、狭あい道路等の整備を推進し、安全性や住環境の向上を図ります。

防風林は景観を保全しながら、多目的な活用として遊歩道の整備等、新しい緑地としての整備を検討します。

B 地区

土地利用の誘導方針

全域を低中密度住宅ゾーンと位置付け、一定規模の店舗等を許容しつつ住環境に配慮した土地利用への誘導を図ります。

まちづくりの方向性

交差点での安全性向上を図るため、道路整備を推進し、農地と共存する豊かな住環境を保全していきます。

C 地区

土地利用の誘導方針

(一)戸来十和田線(旧国道4号)や幹線道路沿道は近隣商業ゾーンと位置付け、近隣住民の利便性向上のため、商業施設等の誘導を図ります。

近隣商業ゾーンの后背地を低中密度住宅ゾーンと位置付け、店舗、事務所等を許容しつつ、住環境に配慮した土地利用への誘導を図ります。

まちづくりの方向性

(一)戸来十和田線(旧国道4号)や幹線道路沿道では、建物用途の混在を解消するため、建替えや新たな立地の際には建物の適正配置を推進し、また空地や空き施設の有効活用等により、後背地の住民の利便性向上を図ります。

日常の憩いの場や避難場所として、都市公園の維持管理を図り、保全します。

D地区

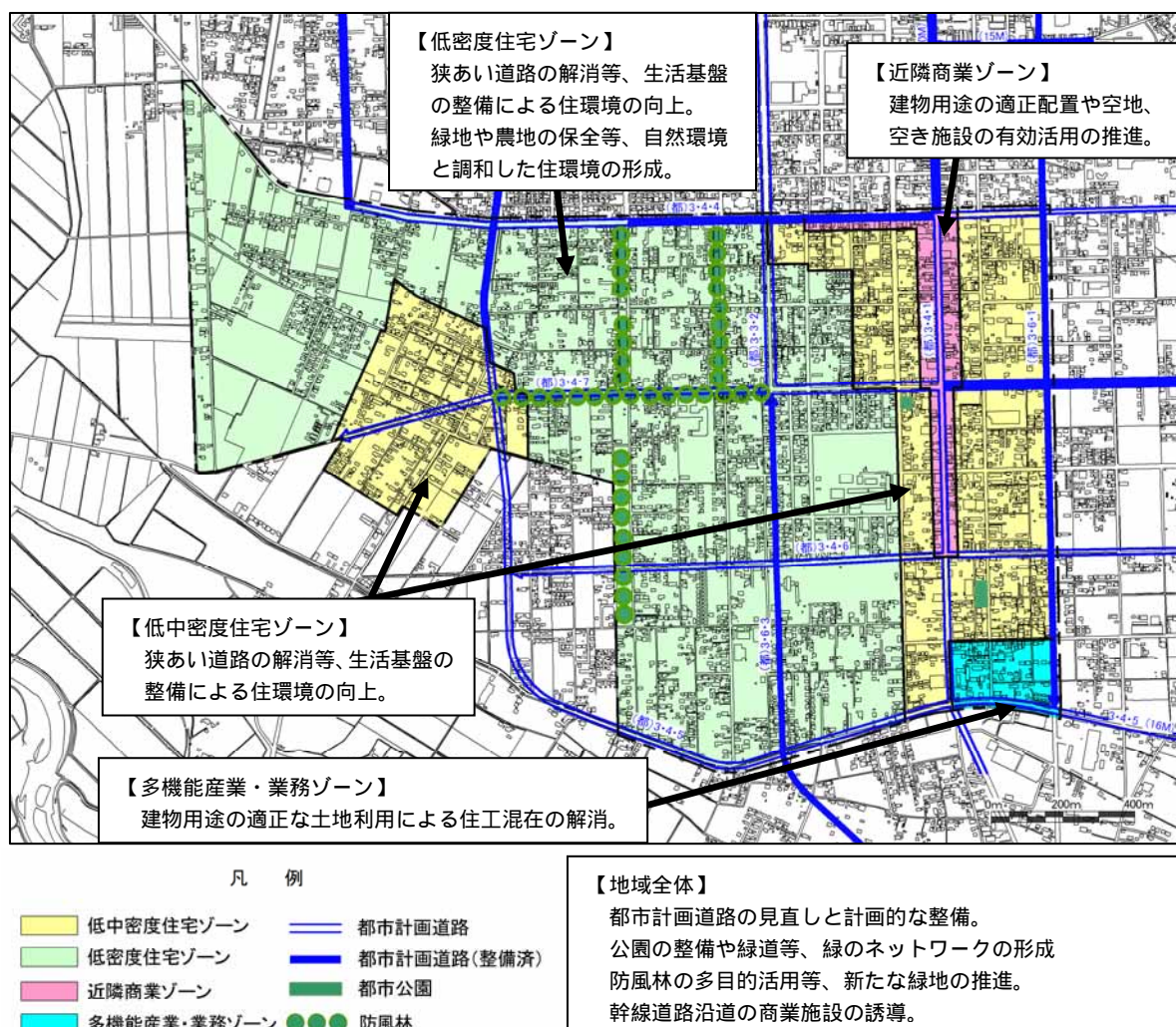
土地利用の誘導方針

全域を多機能産業・業務ゾーンと位置付け、軽工業の集積に努め、工業施設の利便性の向上をめざした土地利用への誘導を図ります。

まちづくりの方向性

住宅や工業施設の混在を解消することを目的として、建替えや新たな立地の際には建物の適正配置を推進します。

図 4-5-7 西小稲地域 まちづくりの方針



(6) 東小稲地域

地域の将来像

田園風景が広がり活気ある産業と調和した住宅地

1) 地域の現況

地域全体の土地利用

東小稲地域は、市街地エリアの南東部に位置しており、北部には国道 102 号が通っています。

土地利用の割合は、宅地が 33.4%と、7 地域の中で最も低い割合となっており、商業地は 4.8%、工業地は 3.4%となっています。また、田が 24.7%と、7 地域の中で最も高い割合となっています。

表 4-6 土地利用の面積割合

東小稲地域		住区面積	構成比
土地利用	可住地	農地	
		田	29.4 ha 24.7 %
		畑	13.9 ha 11.7 %
		山林	0.3 ha 0.3 %
		宅地	39.7 ha 33.4 %
	非可住地	未利用地宅地	2.0 ha 1.7 %
		商業地(1)	0.4 ha 0.3 %
		工業地	4.0 ha 3.4 %
		商業地(2)	5.4 ha 4.5 %
		道路	15.6 ha 13.1 %
		道路以外の交通用地	0.0 ha 0.0 %
		公園・緑地	0.3 ha 0.3 %
公共・公益施設用地	4.8 ha 4.0 %		
その他	3.2 ha 2.6 %		
合計	119.0 ha 100.0 %		

資料：H20 都市計画基礎調査

地区ごとの土地利用 (P92 図 4-6-2 参照)

A 地区は、全体として住宅地が広がっていますが、商業施設や事務所等の他、農地も多く見られます。

B 地区は、西部に住宅、東部に工業施設が立地しており、農地も多く見られます。また、一部工業施設の撤退により、空き施設となっています。

C 地区は、北部の(都)儀兵平・千歳森線沿道は開発行為による宅地化が進んでいます。中央部はあけぼの公園があり、その周辺には住宅が広がっています。南部は中学校が立地していますが、多くは農地として利用されています。

D 地区は、幹線道路に商業施設や工業施設が立地し、その他は低層住宅や、まとまった農地、空地が見られます。

E 地区は、戸建住宅を中心とした低層住宅が広がり、農地も見られます。

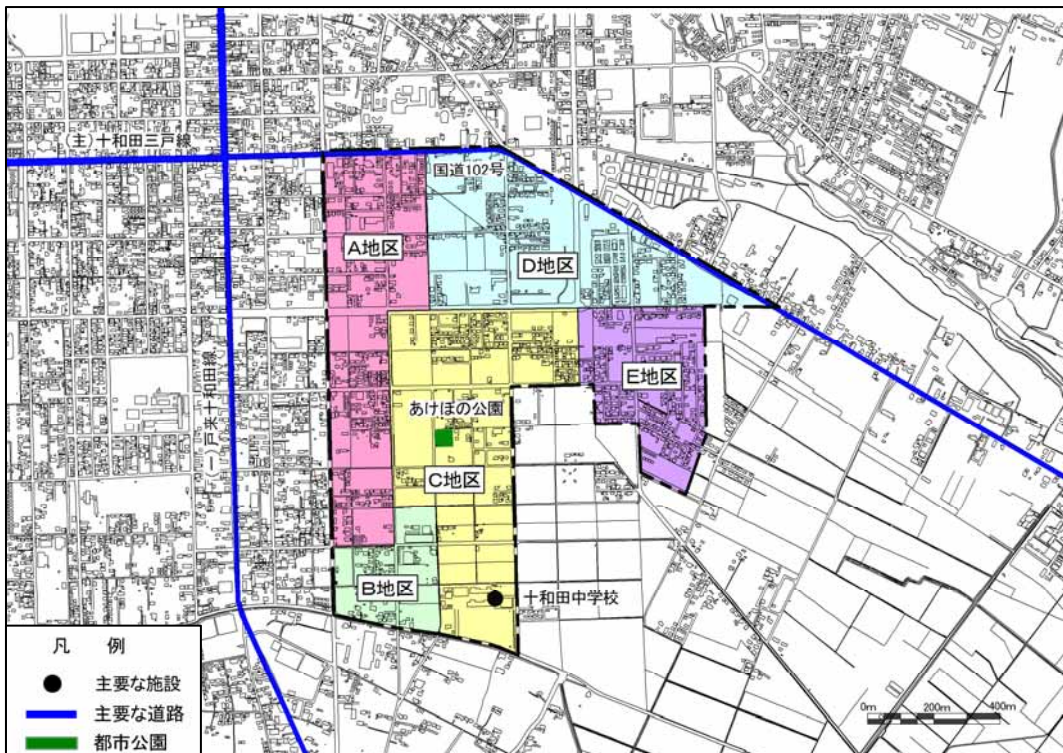
主要な施設

- ・教育施設 : 十和田中学校
- ・都市公園 : あけぼの公園

図 4-6-1 東小稲地域 位置図



図 4-6-2 東小稲地域 現況図

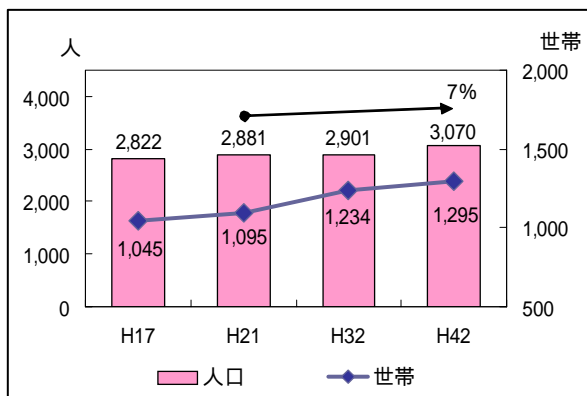


人口、世帯数の推移及び将来人口

人口は、平成 17 年から平成 21 年にかけて若干増加しており、平成 42 年には人口増加率が約 7%と予想され、7 地域の中で 2 番目に多い増加割合となっています。

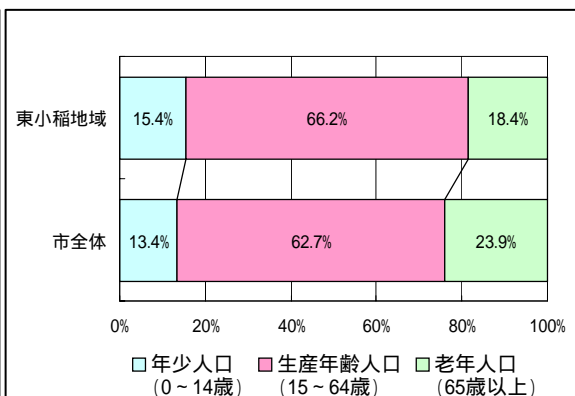
年齢 3 区分別人口は、市全体と比べ老年人口の割合が低くなっています。

図 4-6-3 人口・世帯数の推移と予測



資料：住民基本台帳による予測
(コーホート法)

図 4-6-4 年齢 3 区分別人口 (平成 21 年)

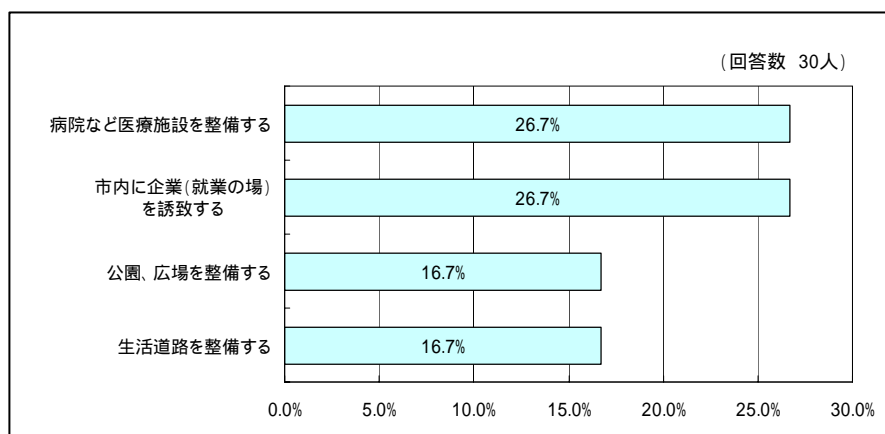


資料：住民基本台帳

市民アンケート調査結果 居住地区のまちづくりで重要な視点

アンケートの集計結果は、「病院など医療施設の整備」と「市内に企業(就業の場)の誘致」が 26.7%と最も多く、医療や福祉、雇用の創出の関心が高くなっています。また、「公園、広場の整備」と「生活道路の整備」が 16.7%となっており、生活基盤の整備が重要視されています。

図 4-6-5 居住地区のまちづくりで重要な視点

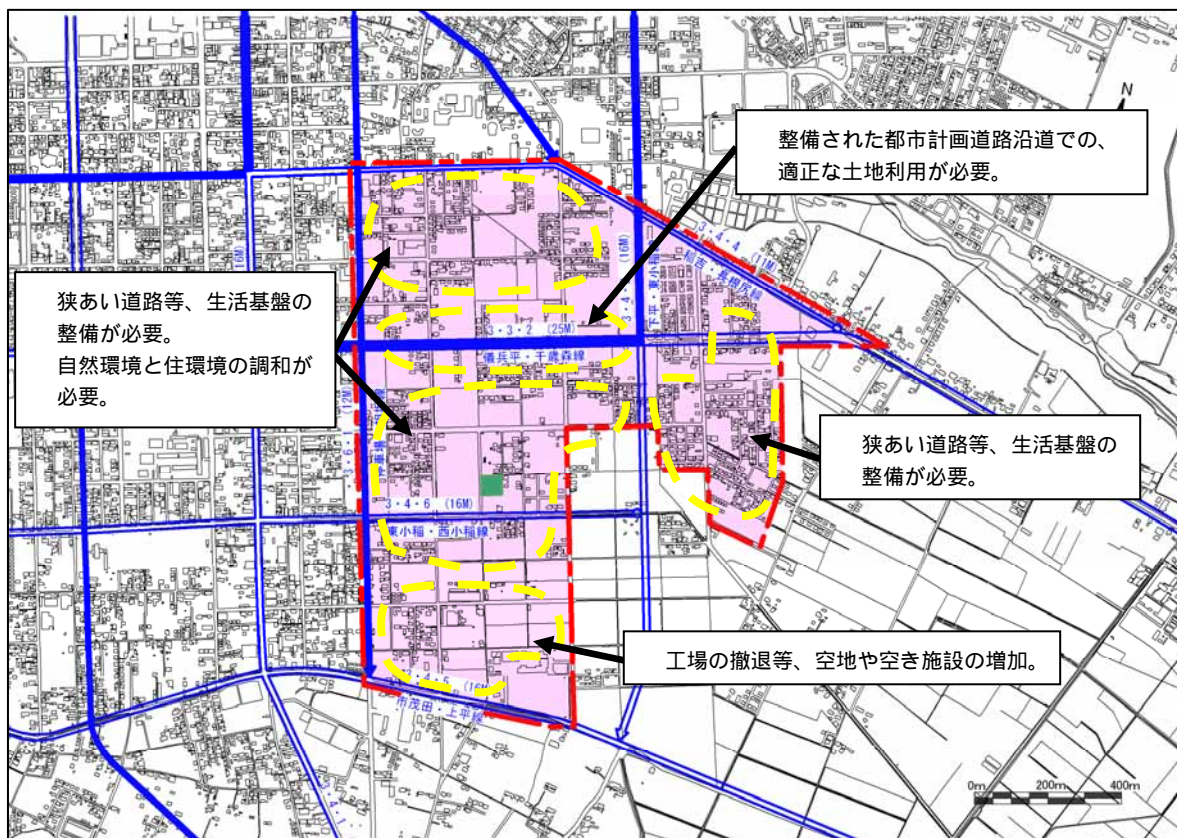


資料：平成 21 年度 市民アンケート調査

2) まちづくりの課題

十和田中学校周辺には大型の工場撤退による空き施設や、その他にもまとまった未利用地が見られるため、有効活用を図ることが望まれます。
狭あい道路が多く、安全性や利便性の向上が望まれます。

図 4-6-6 まちづくりの課題図



狭あい道路等、生活基盤の整備が必要。
自然環境と住環境の調和が必要。

整備された都市計画道路沿道での、適正な土地利用が必要。

狭あい道路等、生活基盤の整備が必要。

工場の撤退等、空地や空き施設の増加。

凡 例

- 都市計画道路
- 都市計画道路(整備済)
- 都市公園

【地域全体】

長期未着手となっている都市計画道路は見直しが必要。
人口増加に伴う生活基盤の整備が必要。
医療や福祉、雇用の創出が必要。
公園や広場、生活道路等、生活基盤整備が必要。

3) まちづくりの方針

未整備である都市計画道路については、見直しを図った上、計画的に整備を推進します。

緑のネットワークとして、新たな公園等の整備の検討や、都市計画道路での街路樹等の植栽や緑化を推進します。

宅地利用の増加に伴う生活基盤の整備や、良好な住環境の整備を推進します。

A 地区

土地利用の誘導方針

全域を低中密度住宅ゾーンと位置付け、一定規模の店舗や事務所等を許容しつつ、住環境に配慮した土地利用への誘導を図ります。

まちづくりの方向性

まとまった農地との調和を図りつつ、狭あい道路の解消等、生活道路の整備を推進し、利便性や安全性の向上を図ります。

(都)儀兵平・千歳森線沿道は用途地域の見直しを検討し、店舗や事務所の誘導等、活力ある沿道環境の形成をめざし、後背地に広がる住環境の保全に努めます。

B 地区

土地利用の誘導方針

全域を多機能産業・業務ゾーンと位置付け、軽工業の集積に努め、工業施設の利便性向上をめざした土地利用への誘導を図ります。

まちづくりの方向性

隣接する中学校を考慮し、十分な幅員を持った道路整備や緑化等を推進します。また、周辺の住宅地に配慮した環境負荷の少ない工業施設等の立地を推進します。

C 地区

土地利用の誘導方針

全域を低密度住宅ゾーンと位置付け、まとまった農地の保全を図りながら、住環境に配慮した土地利用への誘導を図ります。

まちづくりの方向性

まとまった農地との調和を図りつつ、狭あい道路の解消等、生活道路の整備を推進し、利便性や安全性の向上を図ります。

下水道等未整備である生活基盤施設を充実させ、快適な住環境の形成を推進します。

(都)儀兵平・千歳森線沿道は用途地域の見直しを検討し、店舗や事務所の誘導等、活力ある沿道環境の形成をめざし、後背地に広がる住環境の保全に努めます。

D 地区

土地利用の誘導方針

隣接する稲生地域と共に、国道 102 号沿道一帯を自動車関連施設ゾーンと位置付け、自動車関連施設等の工業施設を誘導し、これら施設の利便性向上に努め、地区内の住環境に配慮した土地利用への誘導を図ります。

まちづくりの方向性

農地との調和に配慮しつつ、道路整備等により生活道路の利便性や安全性の向上を図ります。

E 地区

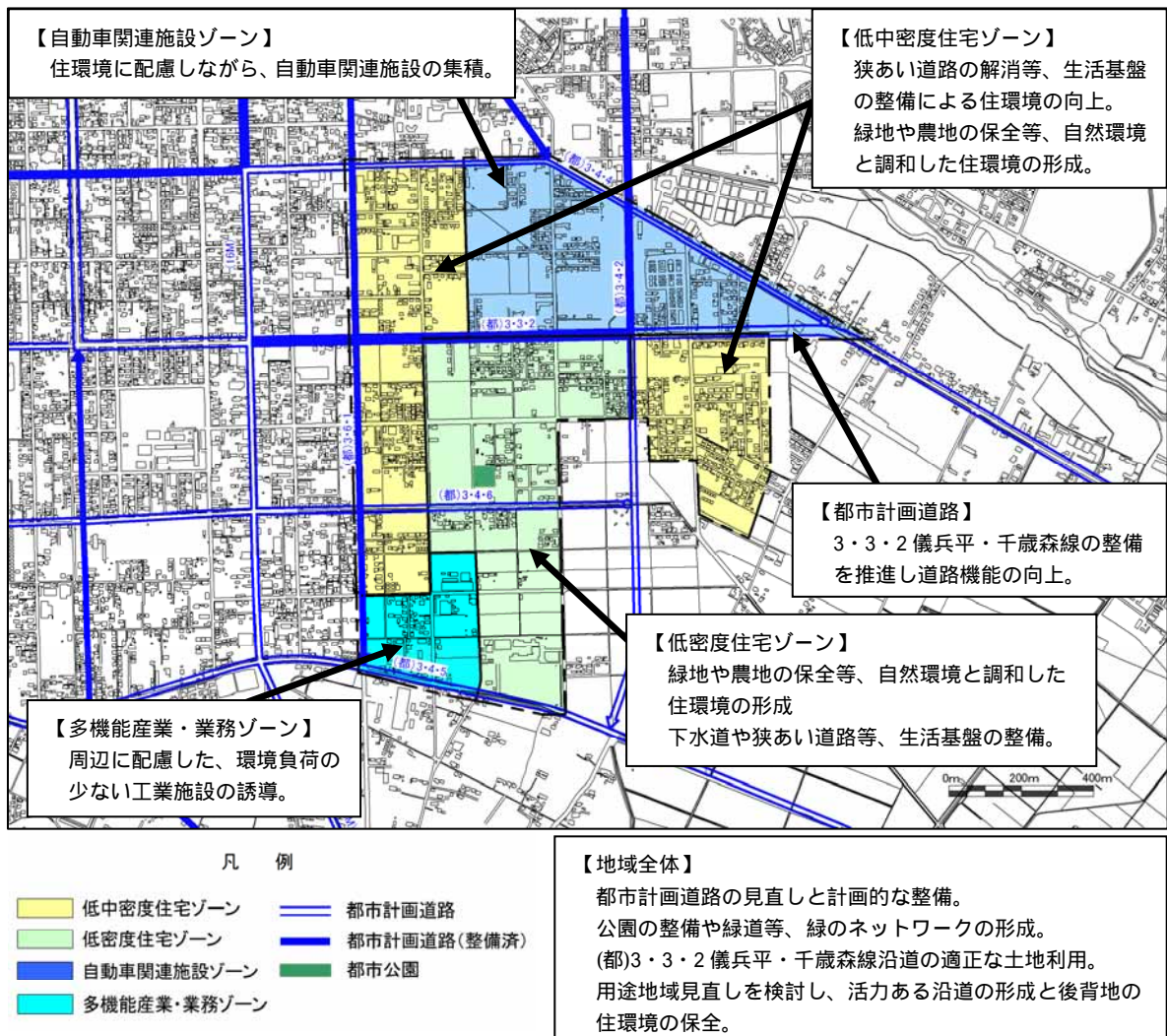
土地利用の誘導方針

全域を低中密度住宅ゾーンと位置付け、一定規模の店舗や事務所を許容しつつ、自然景観の良好な住環境の形成をめざした土地利用への誘導を図ります。

まちづくりの方向性

(都)儀兵平・千歳森線の未整備区間の整備を推進し、市街地東部の玄関口として道路機能の向上を図ります。

図 4-6-7 東小稲地域 まちづくりの方針



(7) 相坂地域

地域の将来像

自然景観と活気ある産業が共存した住宅地

1) 地域の現況

地域全体の土地利用

相坂地域は市街地エリアの南部に位置しており、中央には(一)戸来十和田線が通っています。

土地利用の割合は、宅地が37.3%、商業施設は8.4%、工業施設が4.5%となっています。また、畑が30.3%と、7地域の中で最も多い割合となっています。

表 4-7 土地利用の面積割合

相坂地域		住区面積	構成比
土地利用	可住地	農地	
		田	4.2 ha 3.8 %
		畑	33.4 ha 30.3 %
		山林	1.1 ha 1.0 %
		宅地	41.1 ha 37.3 %
	未利用地宅地	0.0 ha 0.0 %	
	非可住地	商業地(1)	0.1 ha 0.1 %
		工業地	4.9 ha 4.5 %
		商業地(2)	9.1 ha 8.3 %
		道路	10.7 ha 9.7 %
道路以外の交通用地		0.0 ha 0.0 %	
公園・緑地	0.6 ha 0.5 %		
公共・公益施設用地	3.5 ha 3.2 %		
その他	1.4 ha 1.3 %		
合計		110.1 ha	100.0 %

資料：H20 都市計画基礎調査

地区ごとの土地利用 (P98 図 4-7-2 参照)

A地区は、全体として低層住宅や農地が広がり、(一)戸来十和田線沿道には商業施設が見られます。

B地区は、全体的に宅地や農地が点在し、工業施設等の移転、撤退による空き施設も見られます。また、(一)戸来十和田線沿道には工業施設の他、大規模店舗が集積しています。

主要な施設

- ・教育施設 : 藤坂小学校
- ・その他 : J A 十和田おいらせ藤坂支店

図 4-7-1 相坂地域 位置図

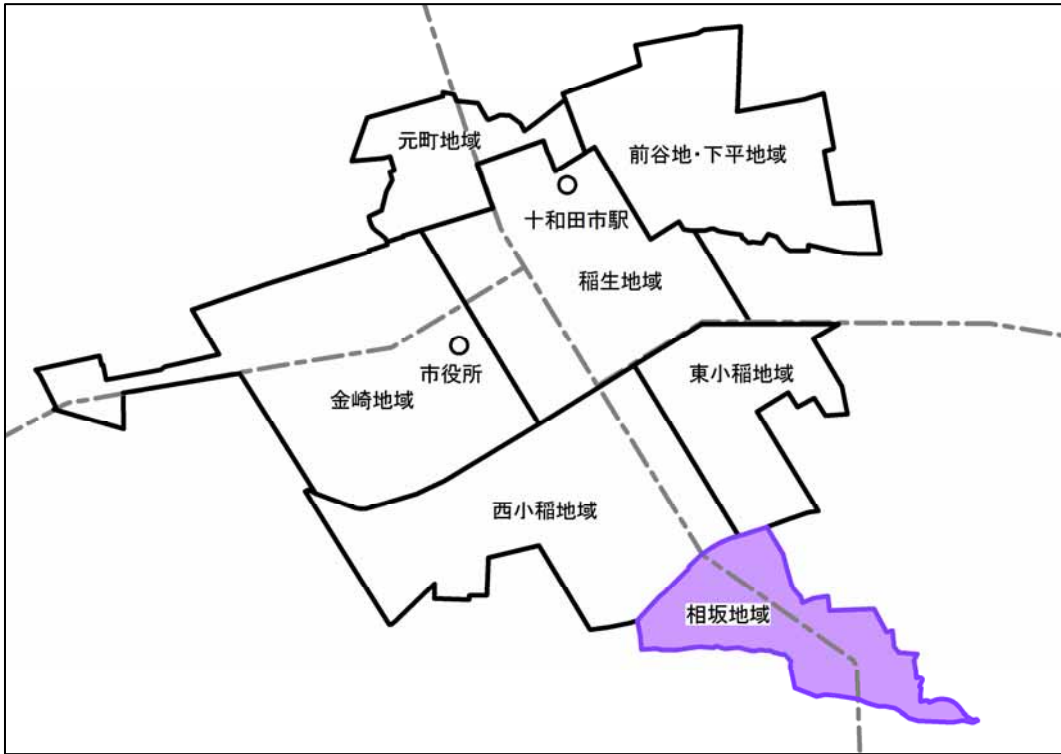
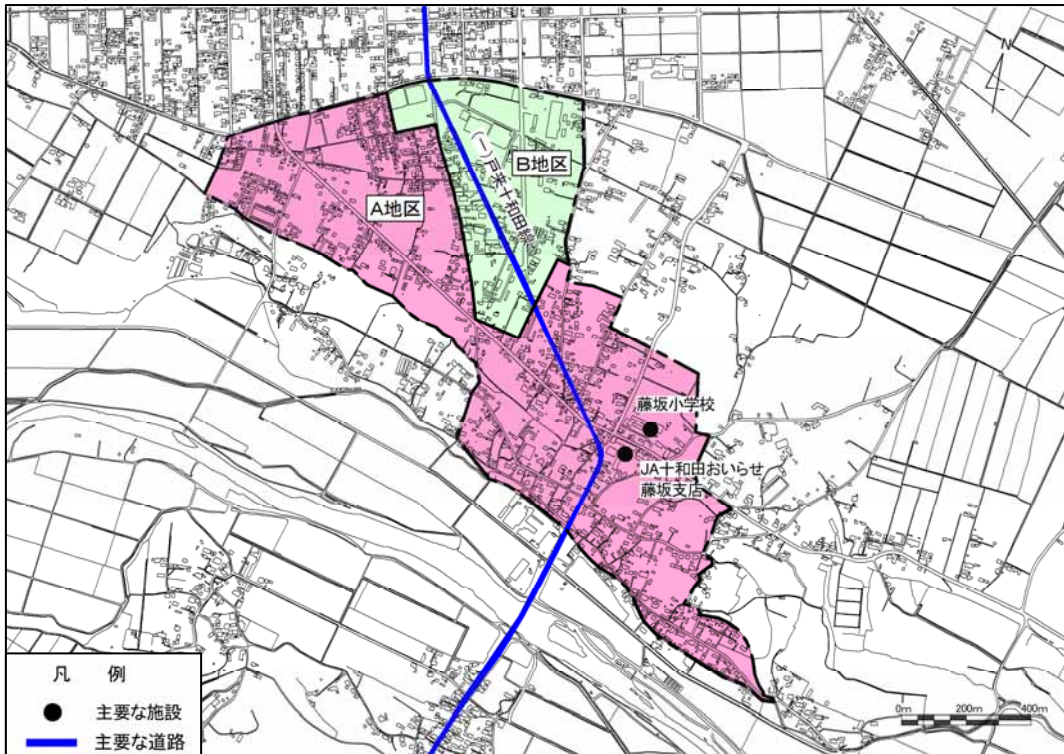


図 4-7-2 相坂地域 現況図

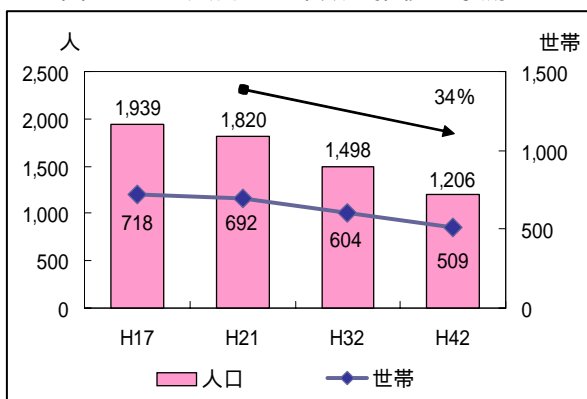


人口・世帯数の推移及び将来人口

人口は、平成 17 年から平成 21 年にかけて減少しており、平成 42 年には人口減少率が約 34%と、7 地域の中で 2 番目に多く減少すると予測されます。

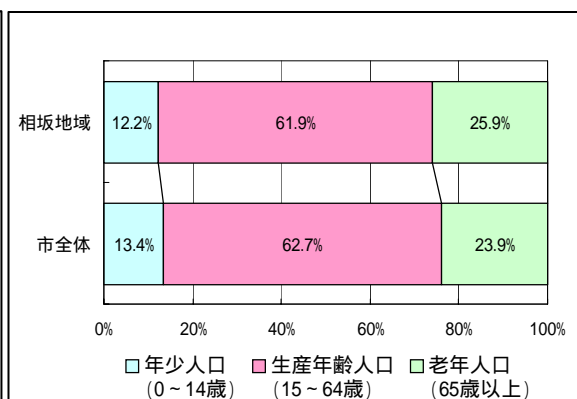
年齢 3 区分別人口は、市全体と比べて老年人口の割合がやや高くなっています。

図 4-7-3 人口・世帯数の推移と予測



資料：住民基本台帳による予測
(コーホート法)

図 4-7-4 年齢 3 区分別人口 (平成 21 年)

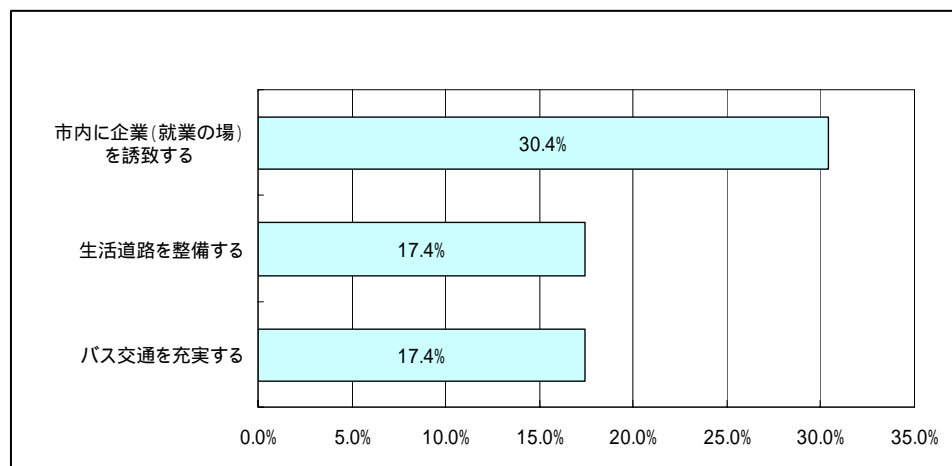


資料：住民基本台帳

市民アンケート調査結果 居住地区のまちづくりで重要な視点

アンケートの集計結果は、「市内に企業(就業の場)誘致」が 30.4%と最も多く、企業誘致による雇用の確保が重要と考えられます。また、「生活道路の整備」、「バス交通の充実」が 17.4%となっており、生活基盤や公共交通機関の利便性確保が重要視されています。

図 4-7-5 居住地区のまちづくりで重要な視点



資料：平成 21 年度 市民アンケート調査

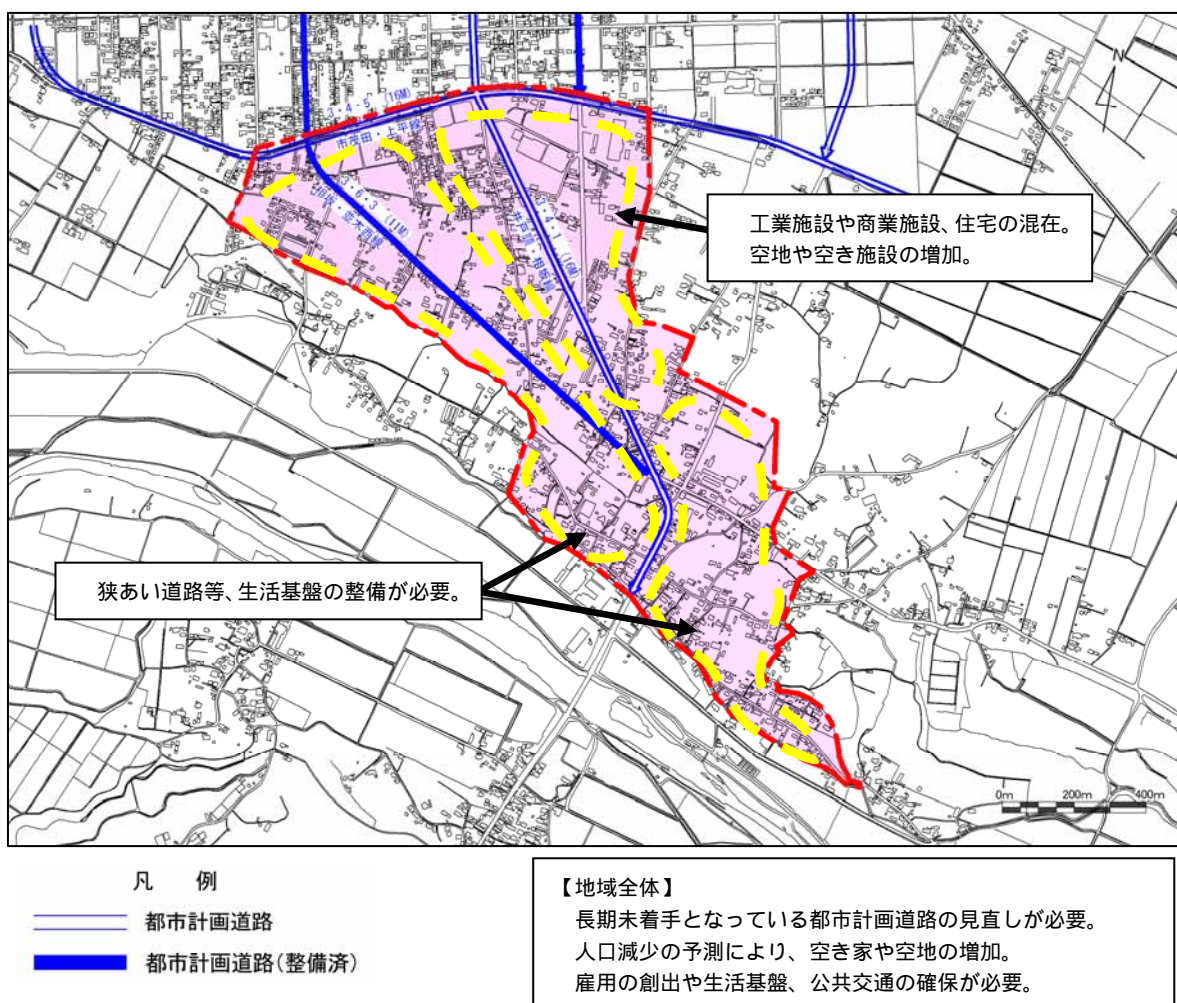
2) まちづくりの課題

将来人口が大きく減少し、高齢化が見込まれる地域であるため、空地や空き家の増加が懸念されます。

北部の(一)戸来十和田線周辺では工業施設や商業施設、住宅が混在しています。また大規模店舗の出店や工場施設等の移転、撤退が見られ、適正な土地利用の誘導を図る必要があります。

狭あい道路が多く、安全性や利便性の向上が望まれます。

図 4-7-6 相坂地域 まちづくりの課題図



3) 地域のまちづくりの方向性

未整備である都市計画道路については、見直しを図った上、計画的に整備を推進します。

緑のネットワークとして、新たな公園整備の検討や、都市計画道路での街路樹等植栽や緑化に努めます。

生活道路の整備に併せて、公共交通サービスの維持、改善及び充実を推進します。

人口減少に伴い発生する空地等の適正な維持管理や、緑化を推進します。

A地区

土地利用の誘導方針

全域を低中密度住宅ゾーンと位置付け、(一)戸来十和田線(旧国道4号)沿道には一定規模の店舗等を許容しつつ、住環境や農地に配慮した土地利用への誘導を図ります。

まちづくりの方向性

農地に配慮しながら、狭あい道路や行き止まり道路を解消し、住環境の向上を図ります。

B地区

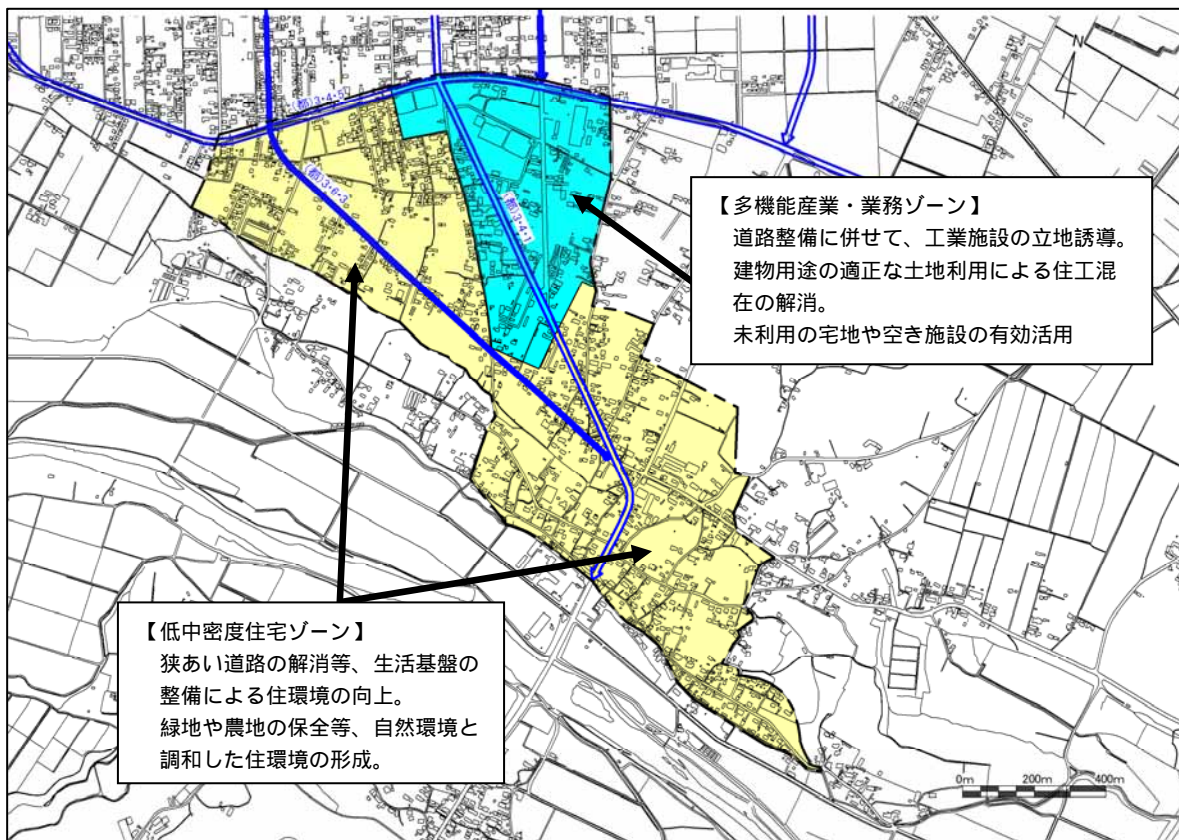
土地利用の誘導方針

全域を多機能産業・業務ゾーンと位置付け、住環境に配慮しながら工業施設を誘導し、関連施設の利便性の向上を図ります。

まちづくりの方向性

工業施設や業務施設の立地を増進するような道路整備や狭あい道路の整備を推進します。

図 4-7-7 相坂地域 まちづくりの方針



【低中密度住宅ゾーン】
 狭あい道路の解消等、生活基盤の整備による住環境の向上。
 緑地や農地の保全等、自然環境と調和した住環境の形成。

【多機能産業・業務ゾーン】
 道路整備に併せて、工業施設の立地誘導。
 建物用途の適正な土地利用による住工混在の解消。
 未利用の宅地や空き施設の有効活用

凡 例

- 低中密度住宅ゾーン ■ 都市計画道路
- 多機能産業・業務ゾーン ■ 都市計画道路(整備済)

【地域全体】
 都市計画道路の見直しと計画的な整備。
 公園の整備や緑道等、緑のネットワークの形成。
 生活道路の整備による安全性の向上と、公共交通サービスの確保。

第5章 実現化方策

1．実現に向けた基本的な考え方

これからのまちづくりには、少子・高齢化や人口減少等の社会構造に向き合い、時代の要請を適切に受け止めながら、選択と集中により、ゆとりと豊かさを実感できるまちづくりを進めていくことが求められています。

そのためには、都市計画マスタープランに基づき、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責務を共有し、連携、協力しながらまちづくりに関わっていくことが必要です。

また、まちづくりを推進するためには、都市計画に加え、商工業、農林業、生活・福祉、防犯・防災、環境等の関連施策と連携した一体的な取組が必要です。

このことから、庁内関係部局の連携を図るとともに、国や県、周辺市町村などと連携、協力しながら、計画的かつ効果的な事業展開や各種取組を推進していくことが重要です。

2．協働によるまちづくり

(1) まちづくり主体の役割

まちづくりは公共空間の整備だけでなく、民有地の整備が大きな比重を占めます。したがって、行政だけの取組にとどまらず、市民や事業者の理解と協力は不可欠であり、創意工夫の視点が必要となってきました。特に、まちづくりに関わる市民や地域、NPOなどの市民団体、事業者、行政等、全ての主体でまちづくりの目標や課題を共有し、役割分担や連携、協力を行いながらまちづくりを推進していくことが必要です。

市民の役割

市民は、まちづくりの主役としての自覚と責任を持ち、事業者や行政との連携、協力のもと、積極的にまちづくりに関わっていくことが求められます。

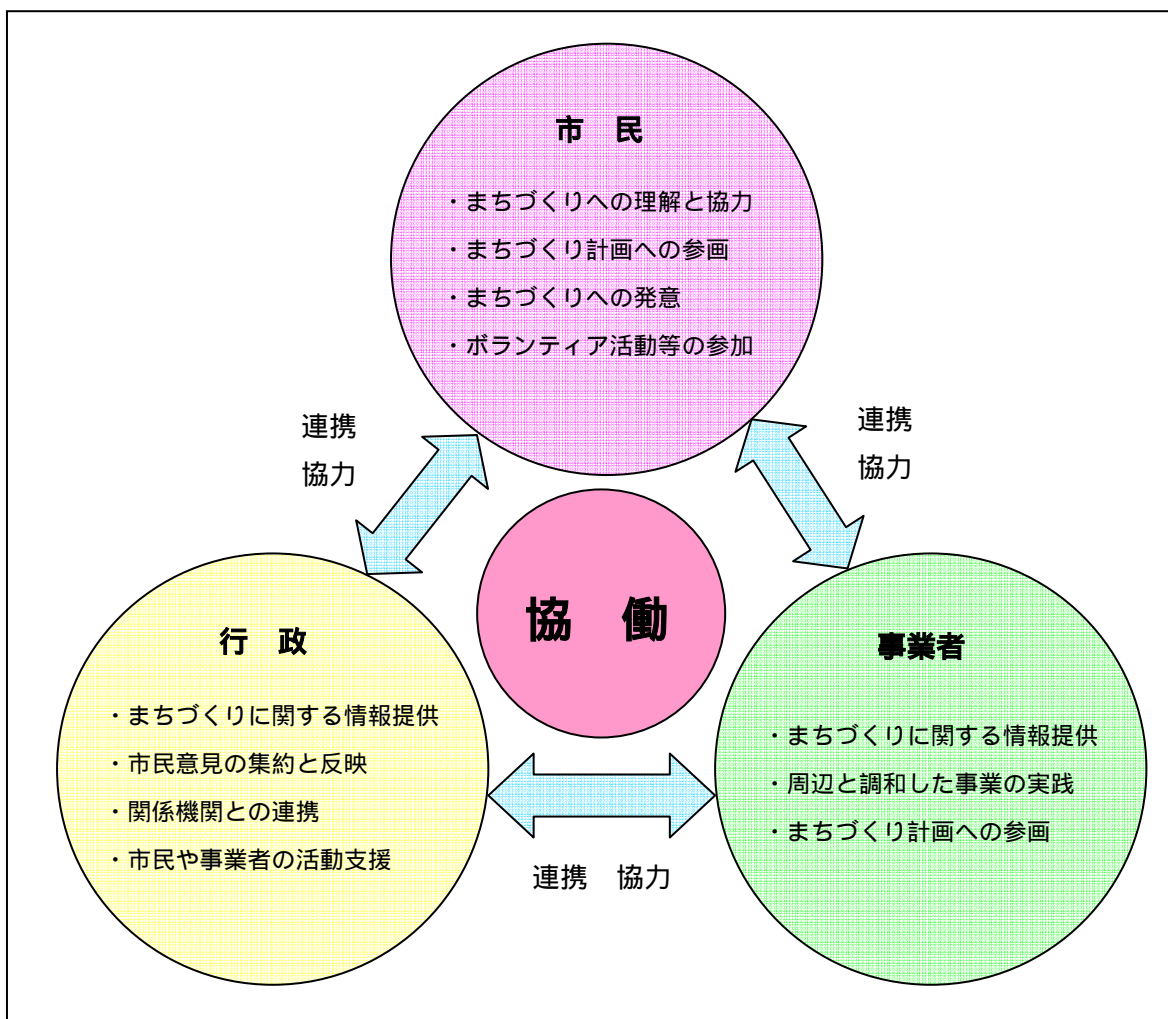
事業者の役割

事業者は、まちづくりを担う主体の一員であることを認識し、周囲の環境との調和に配慮しながら、より良い事業形態や操業環境を形成し、地域経済の活性化に積極的に貢献することが求められています。また、市民と同様に、地域活動やまちづくりへの参画も求められています。

行政の役割

行政は、本計画に基づき、総合的かつ計画的に各種事業の推進や調整を図ることが求められます。そのため、まちづくりの各種情報を積極的に提供し、市民、事業者と一体となってまちづくりを進めていくことが責務です。また、国、県、周辺自治体や関係機関への要請、連携を行いながら、円滑で効率の良いまちづくりを推進します。

図 5-1 協働によるまちづくりと役割



(2) 市民参画によるまちづくりの推進

市民のまちづくりに対する意識を高めるため、広報やホームページ等を通じて、まちづくりの情報を発信し、市民との情報の共有を図るとともに、まちづくりの計画策定にあたっては、市民説明会やパブリックコメントの実施等により市民参画の機会を積極的につくり、市民意見の集約と反映を図っていきます。

(3) まちづくり活動の支援

地域住民からの発意によるまちづくりの推進を図るため、自治会やボランティア団体など市民主体のまちづくり組織の充実に努めていきます。

また、まちづくりに関するセミナーやワークショップ等の開催を通じて、まちづくりに関わる人材の育成を支援します。

3. 都市計画マスタープランの運用

十和田市都市計画マスタープランは、十和田市の都市づくりを進めていく上で目標となるものであり、今後はこの都市計画マスタープランの適切な運用により、より良い都市づくりを実現していきます。

(1) 庁内体制の強化

都市計画マスタープランはまちづくりに関する総合的な方針であり、道路、公園、住宅等、個別分野の整備を一体的に進めていくための指針となるものです。このことから都市計画分野だけではなく、幅広い分野との連携を図りながら総合的かつ計画的に展開していく必要があります。

そのため、庁内における体制を整えるとともに、各関係部署相互の連携を強化し、本計画の円滑な実現を図ります。

(2) 広域的な調整と連携

骨格的な道路整備や拠点整備などにおいては、国や県、周辺市町村をはじめとする関係機関との調整を図り、必要な事項について協力を要請する等、適切な連携のもとに施策の推進に努めます。

(3) 計画的かつ効果的な事業実施

まちづくりは、長い時間と労力、多大な費用が必要となり、持続的にまちづくりを進めるためには安定した財源の確保が欠かせません。

今後のまちづくりは、これまで整備されてきた公共施設や都市基盤等のストックを維持、活用し、整備の必要性や緊急性、合意形成、事業効果等、あらゆる角度から検討し、計画的に進めることが重要です。

また、国や県等の各種補助制度を活用するなど、効率的な整備や幅広い財源確保を検討しながら、計画的かつ効果的なまちづくりを推進します。

(4) 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、中長期的な都市の将来像を示したものであるため、上位計画である総合計画の変更と、まちづくりに関する状況の変化に応じて、都市計画マスタープランの見直しを図ります。

参考資料編

資料 - 1	十和田市の都市計画と現況	1
(1)	十和田市の都市計画	
(2)	都市計画施設の決定	
(3)	都市計画施設の現況	
(4)	市街地エリア 地域別土地利用の現況	
資料 - 2	市民アンケート調査結果	13
(1)	市民アンケート調査実施概要	
(2)	集計にあたっての地区区分	
(3)	評価の方法	
(4)	地区別集計結果概要と評価	
(5)	問題と課題の整理	
資料 - 3	地域別市民懇談会	34
(1)	市民懇談会の概要	
資料 - 4	市民説明会及び意見募集	34
(1)	市民説明会の概要	
(2)	意見募集の概要	
資料 - 5	十和田市都市計画マスタープラン 策定委員会設置要綱	35
資料 - 6	十和田市都市計画マスタープラン 策定委員名簿	36

参考資料編

資料 - 1 十和田市の都市計画と現況

(1) 十和田市の都市計画

行政区域 表 1-1 行政区域の推移

年次	昭和35年	昭和45年	昭和59年	平成元年	平成3年	平成7年	平成17年	平成21年
面積	31,839ha	31,839ha	31,840ha	31,685ha	31,684ha	31,679ha	68,860ha	72,567ha

都市計画区域 表 1-2 都市計画区域の推移

区域名	指定年月日	指定面積	備考
三本木都市計画	昭和10年6月22日	8,396ha	昭和8年3月都市計画法改正
三本木都市計画	昭和24年10月5日	8,865ha	旧藤坂村の一部取り込み
十和田都市計画	昭和32年2月22日		名称変更
十和田都市計画	昭和35年3月23日	22,304ha	
十和田都市計画	昭和44年5月20日	4,565ha	昭和43年6月都市計画法制定
十和田都市計画	昭和50年3月27日	17,344ha	

人口集中地区(DID区域) 表 1-3 人口集中地区の推移

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人口	23,994人	26,664人	26,404人	27,364人	28,418人	28,627人	28,067人
面積	460ha	580ha	590ha	680ha	680ha	691ha	735ha
人口密度	52.2人/ha	46.0人/ha	44.8人/ha	40.2人/ha	41.8人/ha	39.9人/ha	38.2人/ha

人口 表 1-4 人口と人口密度

区域名	面積	人口	人口密度
行政区域	68,860ha	68,359人	0.99人/ha
都市計画区域	17,344ha	60,879人	3.51人/ha
都市計画区域外	51,516ha	7,480人	0.15人/ha
用途地域内	1,274ha	38,180人	29.97人/ha
用途地域外(都市計画区域内)	16,070ha	24,261人	1.51人/ha
DID区域	735ha	28,067人	38.19人/ha

資料：平成17年国勢調査

地域地区

表 1-5 地域地区の推移

(平成 22 年 3 月末現在)

地域名		指定年月日		昭和 35 年	昭和 41 年	昭和 48 年	昭和 61 年	平成 8 年	備考
		3 月 23 日	12 月 22 日	12 月 15 日	6 月 10 日	5 月 1 日			
旧用途地域	新用途地域	旧用途地域	旧用途地域	旧用途地域	旧用途地域	旧用途地域	新用途地域		
第一種 住居専用	第一種低層 住居専用				265ha	260ha	425ha		
	第二種低層 住居専用								
第二種 住居専用	第一種中高層 住居専用			250ha	325ha	282ha			
	第二種中高層 住居専用					83ha			
住 居	第一種住居					182ha			
	第二種住居	686.91ha	622.12ha	178ha	186ha	65ha		特別用途 地区(一部)	
	準住居								
近隣商業	近隣商業			13ha	13ha	17ha			
商 業	商 業	79.46ha	90.76ha	72ha	85ha	85ha			
準工業	準工業	55.85ha	103.05ha	81ha	81ha	86ha		特別用途 地区(全域)	
工 業	工 業	55.50ha		65ha	49ha	49ha			
	工業専用								
計		877.72ha	855.93ha	924ha	999ha	1,274ha			
特 別 用途地区	事務所地区	昭和 35 年 3 月 23 日指定 20.7ha (第二種住居地域の一部)							
	大規模集客施設制限地区	平成 20 年 12 月 5 日指定 86.0ha (準工業地域の全域)							
準防火 地 域	昭和 35 年 4 月 18 日指定	111.6ha		昭和 41 年 12 月 22 日指定		122.43ha			
	昭和 61 年 6 月 10 日指定	113.0ha		平成 8 年 9 月 1 日指定		137.0ha			

(2) 都市計画施設の決定

都市計画道路

表 2-1 都市計画道路の計画決定 (平成 22 年 3 月末現在)

路線番号			路線名	計 画 決 定					
区 分	規 模	番 号		起 点	終 点	幅 員	延 長	決 定 年月日	告示番号
3	3	1	佐井幅・高清水線	十和田市大字 三本木字佐井幅	十和田市大字 相坂字高清水	27m	8,340m	S51.1.17	県告 40 号
3	3	2	儀兵平・千歳森線	十和田市大字 三本木字野崎	十和田市大字 三本木字千歳森	25m	7,050m	S51.1.17	県告 40 号
3	3	3	伝法寺・井戸頭線	十和田市大字伝 法寺字上伝法寺	十和田市大字 洞内字井戸頭	28m	12,170m	S54.9.1	県告 735 号
3	4	1	井戸頭・相坂線	十和田市大字 洞内字井戸頭	十和田市大字 相坂字相坂	16m	6,920m	S51.1.17	県告 40 号
3	4	2	下平・東小稲線	十和田市大字 三本木字下平	十和田市大字 三本木字東小稲	16m	3,530m	S51.1.17	県告 40 号
3	4	3	前谷地・本金崎線	十和田市大字 三本木字前谷地	十和田市大字 三本木字本金崎	16m	3,140m	S51.1.17	県告 40 号
3	4	4	稲吉・長根尻線	十和田市大字 三本木字稲吉	十和田市大字 深持字長根尻	18m	5,860m	S51.1.17	県告 40 号
3	4	5	市茂田・上平線	十和田市大字 相坂字六日町	十和田市大字 三本木字上平	16m	7,470m	S51.1.17	県告 40 号
3	4	6	東小稲・西小稲線	十和田市大字 三本木字東小稲	十和田市大字 三本木字西小稲	16m	2,270m	S51.1.17	県告 40 号
3	4	7	並木西・吾郷線	十和田市大字 三本木字並木西	十和田市大字 三本木字並木西	16m	1,240m	S51.1.17	県告 40 号
3	4	8	官庁街通り線	十和田市大字 三本木字西金崎	十和田市大字 三本木字里の沢	16m	5,810m	S51.1.17	県告 40 号
3	6	1	停車場・相坂線	十和田市大字 三本木字下平	十和田市 東六番町	11m	2,980m	S51.1.17	市告 4 号
3	6	2	三本木・稲吉線	十和田市 稲生町	十和田市 東三番町	11m	1,110m	S51.1.17	市告 4 号
3	6	3	相坂・並木西線	十和田市大字 相坂字小林	十和田市 西五番町	11m	2,380m	S51.1.17	市告 4 号
3	6	4	長根尻・下平線	十和田市大字 深持字長根尻	十和田市大字 三本木字下平	11m	3,460m	S51.1.17	市告 4 号

都市計画公園 表 2-2 都市計画公園の計画決定 (平成 22 年 3 月末現在)

公園 種別 (1)	番 号			名 称 公 園 名	位 置	計 画 決 定 (最 終)		
	区 分	規 模	一連 番号			面 積	決 定 年月日	告 示 番 号
街区	2	2	1	太素公園	十和田市東三番町	0.80ha	S29.3.3	建告 168 号
街区	2	2	3	八甲公園	十和田市西二番町	1.31ha	S29.3.3	建告 168 号
街区	2	2	4	小稲公園	十和田市穂並町	0.07ha	S29.3.3	建告 168 号
街区	2	2	5	瀬戸山公園	十和田市東三番町	0.15ha	S42.8.14	建告 2392 号
街区	2	2	6	東小稲公園	十和田市穂並町	0.24ha	S43.8.15	建告 2256 号
街区	2	2	7	西金崎公園	十和田市西二十二番町	0.20ha	S45.9.22	建告 638 号
街区	2	2	8	大門公園	十和田市東一番町	0.20ha	S49.7.10	市告 70 号
街区	2	2	9	元町公園	十和田市大字三本木字北平	0.20ha	S50.7.31	市告 74 号
街区	2	2	10	三本木公園	十和田市西三番町	0.18ha	S51.12.18	市告 73 号
街区	2	2	11	栄森公園	十和田市大字洞内字後野	0.16ha	S54.8.15	市告 72 号
街区	2	2	12	あけぼの公園	十和田市東十五番町	0.30ha	S55.8.21	市告 51 号
街区	2	2	13	北里公園	十和田市東二十三番町	0.21ha	S58.12.16	市告 36 号
街区	2	2	14	ひがしの公園	十和田市ひがしの二丁目	0.27ha	H4.11.11	市告 87 号
街区	2	2	15	前谷地公園	十和田市東二十一番町	0.28ha	H4.11.11	市告 87 号
近隣	3	3	1	三木野公園	十和田市東二十三番町	2.04ha	S44.5.20	建告 2547 号
近隣	3	3	2	若葉公園	十和田市西二十二番町	3.10ha	S46.8.14	建告 679 号
総合	5	5	1	中央公園	十和田市西三番町 外	10.27ha	S25.7.14	県告 761 号
運動	6	6	1	高森山 総合運動公園	十和田市大字深持 外	169.50ha	H6.7.22	県告 524 号
墓園			1	三本木霊園	十和田市東十三番町	4.95ha	S38.9.18	建告 679 号

- (1) 街区公園・・・概ね 0.25ha、誘致距離 250m を標準とする公園
 近隣公園・・・概ね 2.00ha、誘致距離 500m を標準とする公園
 総合公園・・・概ね 10.00ha 以上、市町村区域を対象として、住民が容易に利用できる
 位置に配置される公園
 運動公園・・・概ね 50.00ha 以上、市町村区域を対象として、住民が容易に利用できる
 位置に配置される公園

下水道

表 2-3 下水道の計画決定 (平成 22 年 3 月末現在)

事業区分	都市計画決定 (最終)			都市計画法認可 (最終)			
	面積	告示 年月日	告示番号	認可 年月日	告示 年月日	告示番号	事業期間
単独公共	1865.5ha	H17.1.27	市告 6 号	H19.3.15	H19.3.26	県告 218 号	S48.10.29 ~ H25.3.31

ごみ焼却場

表 2-4 ごみ焼却場の計画決定 (平成 22 年 3 月末現在)

名 称		位 置	施工者名	計画 面積	供用 面積	処理能力 供用 (t/日)	決定 年月日	告示 番号
番号	汚物処理場名							
1	十和田ごみ 焼却施設	十和田市大字 伝法寺字大窪	十和田地域 広域事務組合	2.4ha	2.4ha	100	S56.7.28	市告 61 号

市場

表 2-5 市場の計画決定 (平成 22 年 3 月末現在)

名 称		位 置	施工者名	計画 面積	供用 面積	処理能力 供用 (t/日)	決定 年月日	告示 番号
番号	市場名							
1	十和田市 地方卸売市場	十和田市大字 三本木字野崎	十和田市	1.4ha	1.4ha	50	S59.11.1	市告 69 号

と畜場

表 2-6 と畜場の計画決定 (平成 22 年 3 月末現在)

名 称		位 置	施工者名	計画 面積	供用 面積	処理能力 供用 (t/日)	決定 年月日	告示 番号
番号	と畜場名							
1	十和田 食肉センター	十和田市大字 三本木字野崎	十和田地区食肉 処理事務組合	2.4ha	2.4ha	45	S59.11.1	市告 67 号

火葬場

表 2-7 火葬場の計画決定 (平成 22 年 3 月末現在)

名 称		位 置	施工者名	計画 面積	供用 面積	処理能力 供用 (体/日)	決定 年月日	告示 番号
番号	火葬場名							
1	十和田地域 広域斎苑	十和田市大字 三本木字野崎	十和田地域 広域事務組合	1.39ha	1.39ha	6	H12.8.8	市告 62 号

(3) 都市計画施設の現況

都市計画道路

都市計画道路の整備状況は、平成 22 年 3 月末現在、15 路線 73,730m のうち、改良済延長は 19,206m、改良率 26.0%となっています。

表 3-1 都市計画道路整備状況 (平成 22 年 3 月末現在)

路線 番号	路 線 名	計 画 延 長	改 良 済		概 成 済 ⁽¹⁾		未改良 延 長
			延 長	改良率	延 長	概成率	
3・3・1	佐井幅・高清水線	8,340m	0m	0.0%	0m	0.0%	8,340m
3・3・2	儀兵平・千歳森線	7,050m	1,850m	26.2%	0m	0.0%	5,200m
3・3・3	伝法寺・井戸頭線	12,170m	0m	0.0%	12,170m	100.0%	0m
3・4・1	井戸頭・相坂線	6,920m	950m	13.7%	4,170m	60.3%	1,800m
3・4・2	下平・東小稲線	3,530m	1,120m	31.7%	950m	26.9%	1,460m
3・4・3	前谷地・本金崎線	3,140m	0m	0.0%	3,140m	100.0%	0m
3・4・4	稲吉長・根尻線	5,860m	1,910m	32.6%	2,200m	37.5%	1,750m
3・4・5	市茂田・上平線	7,470m	1,352m	18.1%	1,352m	18.1%	4,766m
3・4・6	東小稲・西小稲線	2,270m	0m	0.0%	0m	0.0%	2,270m
3・4・7	並木西・吾郷線	1,240m	0m	0.0%	0m	0.0%	1,240m
3・4・8	官庁街通り線	5,810m	4,196m	72.2%	1,614m	27.8%	0m
3・6・1	停車場・相坂線	2,980m	2,768m	92.9%	0m	0.0%	212m
3・6・2	三本木・稲吉線	1,110m	1,110m	100.0%	0m	0.0%	0m
3・6・3	相坂・並木西線	2,380m	2,380m	100.0%	0m	0.0%	0m
3・6・4	長根尻・下平線	3,460m	1,570m	45.4%	1,790m	51.7%	100m
合計	15 路線	73,730m	19,206m	26.0%	27,386m	37.1%	27,138m

(1) 概ね計画幅員の 2/3 以上又は 4 車線以上の幅員を要する道路

都市計画公園

都市計画公園は 19 箇所あり、主に市街地に分散しています。また、平成 22 年 3 月末現在の都市計画区域人口は 58,995 人⁽¹⁾であり、一人あたりの公園面積は、約 6.1 m²となっています。

表 3-2 都市計画公園の供用状況 (平成 22 年 3 月末現在)

公園種別	番号	公園名	位置	計画面積	供用面積
街区	2・2・1	太素公園	十和田市東三番町	0.80ha	0.80ha
街区	2・2・3	八甲公園	十和田市西二番町	1.31ha	1.31ha
街区	2・2・4	小稲公園	十和田市穂並町	0.07ha	0.07ha
街区	2・2・5	瀬戸山公園	十和田市東三番町	0.15ha	0.15ha
街区	2・2・6	東小稲公園	十和田市穂並町	0.24ha	0.24ha
街区	2・2・7	西金崎公園	十和田市西二十二番町	0.24ha	0.24ha
街区	2・2・8	大門公園	十和田市東一番町	0.20ha	0.20ha
街区	2・2・9	元町公園	十和田市大字三本木字北平	0.20ha	0.20ha
街区	2・2・10	三本木公園	十和田市西三番町	0.18ha	0.18ha
街区	2・2・11	栄森公園	十和田市大字洞内字後野	0.16ha	0.16ha
街区	2・2・12	あけぼの公園	十和田市東十五番町	0.30ha	0.30ha
街区	2・2・13	北里公園	十和田市東二十三番町	0.21ha	0.21ha
街区	2・2・14	ひがしの公園	十和田市ひがしの二丁目	0.27ha	0.27ha
街区	2・2・15	前谷地公園	十和田市東二十一番町	0.28ha	0.28ha
近隣	3・3・1	三木野公園	十和田市東二十三番町	2.04ha	2.04ha
近隣	3・3・2	若葉公園	十和田市西二十二番町	3.10ha	3.10ha
総合	5・5・1	中央公園	十和田市西三番町 外	10.27ha	10.27ha
運動	6・6・1	高森山 総合運動公園	十和田市大字深持 外	169.5ha	12.42ha
墓園		三本木霊園	十和田市東十三番町	4.95ha	3.43ha
計		19 箇所		194.47ha	35.87ha

(1) 都市計区域人口は、平成 22 年 3 月末 住民基本台帳による

下水道

公共下水道は、昭和 55 年に一部供用開始以来、その整備を計画的に進めており、公共下水道の普及率は、行政人口に対し 60.5%となっています。

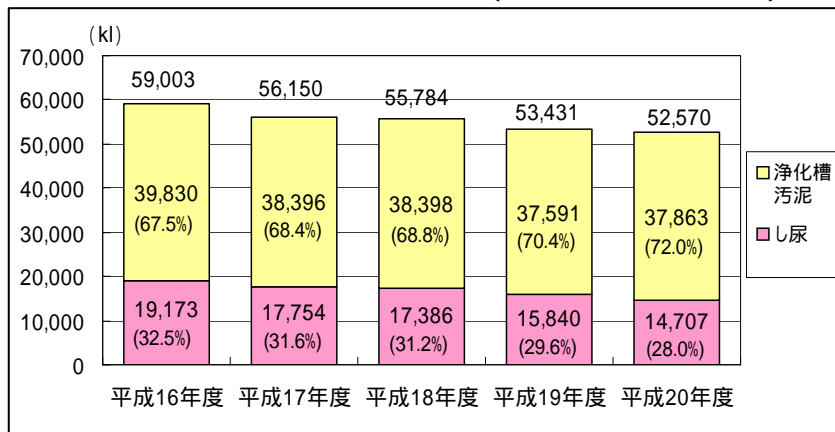
表 3-3 汚水処理施設整備状況 (平成 22 年 3 月末現在)

区 分		地区数	面積 (ha)	人口 (人)	世帯数	汚水管渠整備延長 (km)	普及率 (D/A) (%) 人口比	水洗化率 (E/D) (%) 人口比	備 考
A：十和田市行政区域			72,567.0	65,852	26,561	-	-	-	面積確定 図1-10-1
公 共 下 水 道	十和田 処理区	B 全体計画区域	1,865.5	47,876	20,353	275.6	60.5	82.6	全体計画 人口 50,600 認可計画 人口 43,000
		C 認可計画区域	1,487.6	42,022	18,084				
		D 整備済区域	1,403.0	39,852	17,200				
		E 水洗化	-	32,917	14,047				
	特 定 焼 山 処理区	B 全体計画区域	43.0	143	72	7.4	0.2	44.8	全体計画 人口 180 認可計画 人口 180
		C 認可計画区域	43.0	143	72				
		D 整備済区域	35.4	143	72				
		E 水洗化	-	64	31				
	十和田湖 処理区	B 全体計画区域	134.0	437	166	43.0	0.7	95.7	全体計画 人口 2,498 認可計画 人口 2,280
		C 認可計画区域	95.0	437	166				
		D 整備済区域	89.1	437	166				
		E 水洗化	-	418	153				
	小 計	B 全体計画区域	177.0	580	238	50.4	0.9	83.1	
		C 認可計画区域	138.0	580	238				
		D 整備済区域	124.5	580	238				
		E 水洗化	-	482	184				
	公共下水道 合計	B 全体計画区域	2,042.5	48,456	20,591	326.0	61.4	82.6	
		C 認可計画区域	1,625.6	42,602	18,322				
		D 整備済区域	1,527.5	40,432	17,438				
		E 水洗化	-	33,399	14,231				
農業集落排水	B 計画区域	15	776.5	8,859	2,900	130.3	13.5	92.3	事業計画 人口 13,320
	D 整備済区域	15	776.5	8,859	2,900				
	E 水洗化	15	-	8,174	2,629				
簡易排水	B 計画区域	1	5.8	63	21	1.2	0.1	100.0	事業計画 人口 90
	D 整備済区域	1	5.8	63	21				
	E 水洗化	1	-	63	21				
小規模集合排水	B 計画区域	6	23.6	368	107	5.8	0.6	96.2	事業計画 人口 398
	D 整備済区域	6	23.6	368	107				
	E 水洗化	6	-	354	99				
集合処理計	B 計画区域	25	2,848.4	57,746	23,619	463.3	75.5	84.4	
	D 整備済区域	25	2,333.4	49,722	20,466				
	E 水洗化	25	-	41,990	16,980				
浄 化 槽	市管理	B 計画区域	-	8,106	2,942	-	1.3	-	
		D 整備済区域	-	832	297				
		E 水洗化	-	832	297				
	個人管理	B 計画区域	-	-	-	-	3.7	-	
		D 整備済区域	-	2,434	858				
		E 水洗化	-	2,434	858				
	浄化槽計	B 計画区域	-	8,106	2,942	-	5.0	100.0	
		D 整備済区域	-	3,266	1,155				
		E 水洗化	-	3,266	1,155				
十和田市合計	D 整備済区域	-	-	52,988	21,621	-	80.5	-	
	E 水洗化	-	-	45,256	18,135	-	-	85.4	
D	汚水処理人口	-	-	52,988	21,621	-	80.5	-	
E	汚水処理水洗化人口	-	-	45,256	18,135	-	-	68.7	(E/A)

その他の公共施設

生活排水処理施設での、し尿と浄化槽汚泥の処理量は減少傾向にありますが、し尿収集量は減少しているものの、浄化槽汚泥混入率は増加しています。

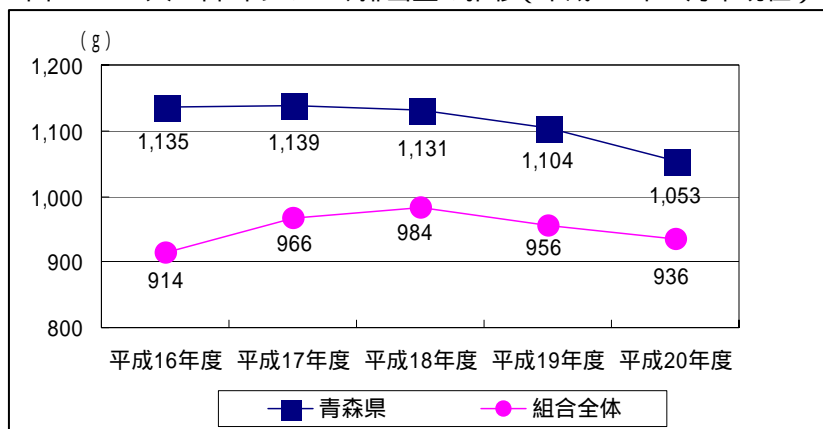
図 3-1 組合圏域の生活排水処理量（平成 21 年 3 月末現在）



資料：生活排水処理基本計画 十和田地区環境整備事務組合

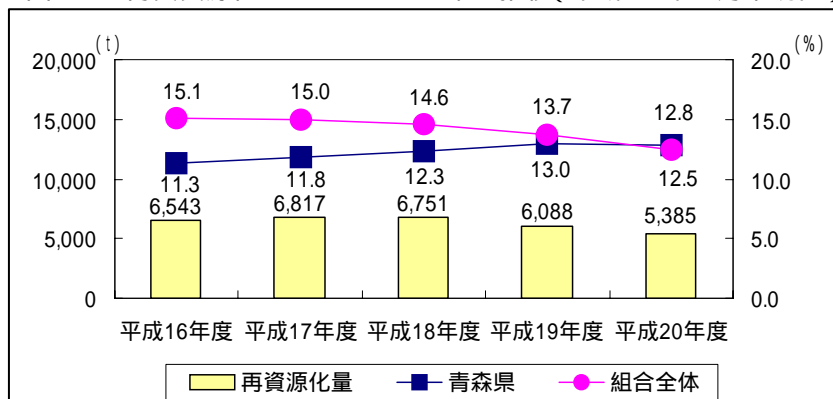
清掃（ごみ）処理施設での、1人1日当りのごみ排出量は、平成18年度以降減少傾向にありますが、リサイクル率も平成17年度以降減少しています。

図 3-2 1人1日当りのごみ排出量の推移（平成 21 年 3 月末現在）



資料：ごみの減量化に向けた行動計画 十和田地域広域事務組合

図 3-3 再資源化量とリサイクル率の推移（平成 21 年 3 月末現在）



資料：ごみの減量化に向けた行動計画 十和田地域広域事務組合

(4) 市街地エリア 地域別土地利用の状況 地域別 土地利用の割合

図 4-1-1 「田」

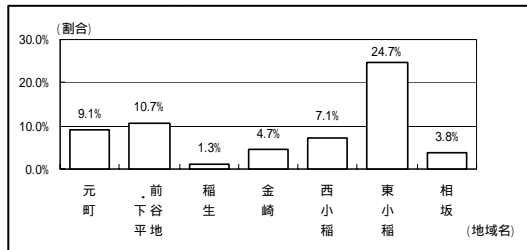


図 4-1-2 「畑」

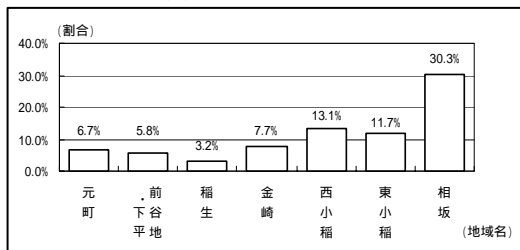


図 4-1-3 「山林」

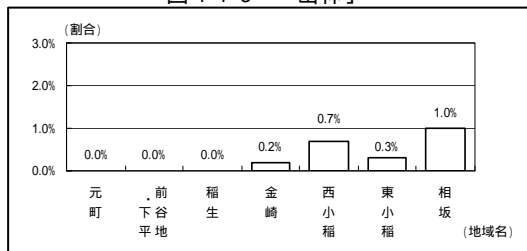


図 4-1-4 「宅地」

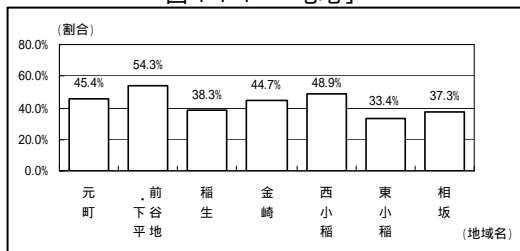


図 4-1-5 「未利用地宅地」

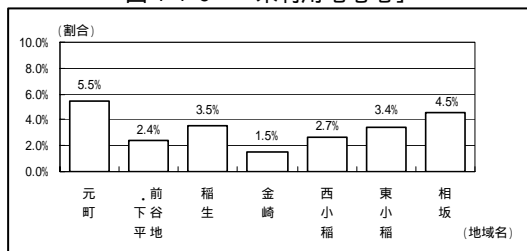


図 4-1-6 「商業地」

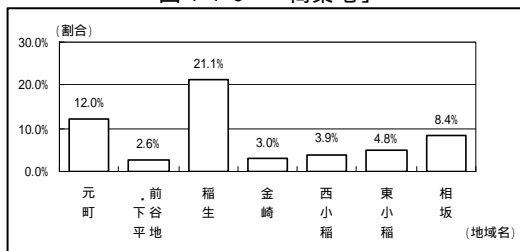


図 4-1-7 「工業地」

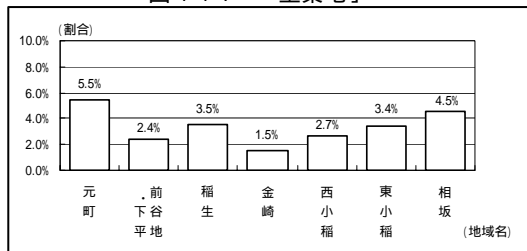


図 4-1-8 「道路」

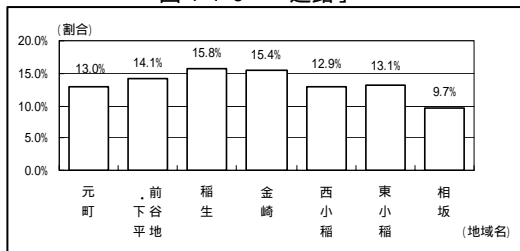


図 4-1-9 「道路以外の交通用地」

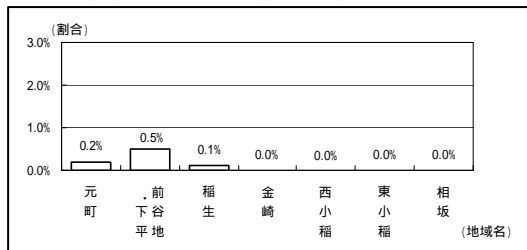


図 4-1-10 「公園・緑地」

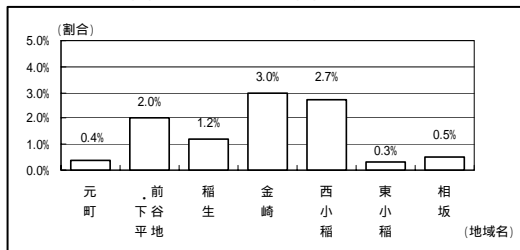


図 4-1-11 「公共・公益施設」

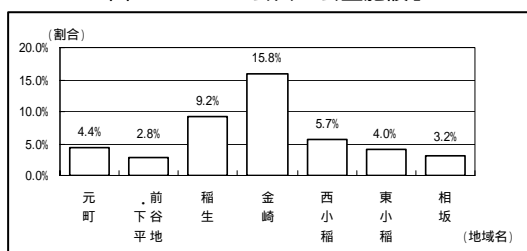
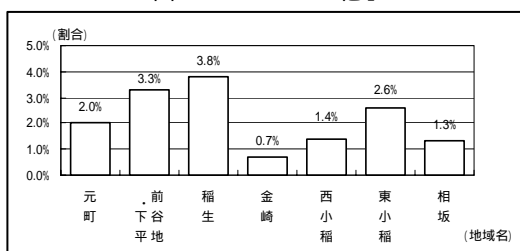
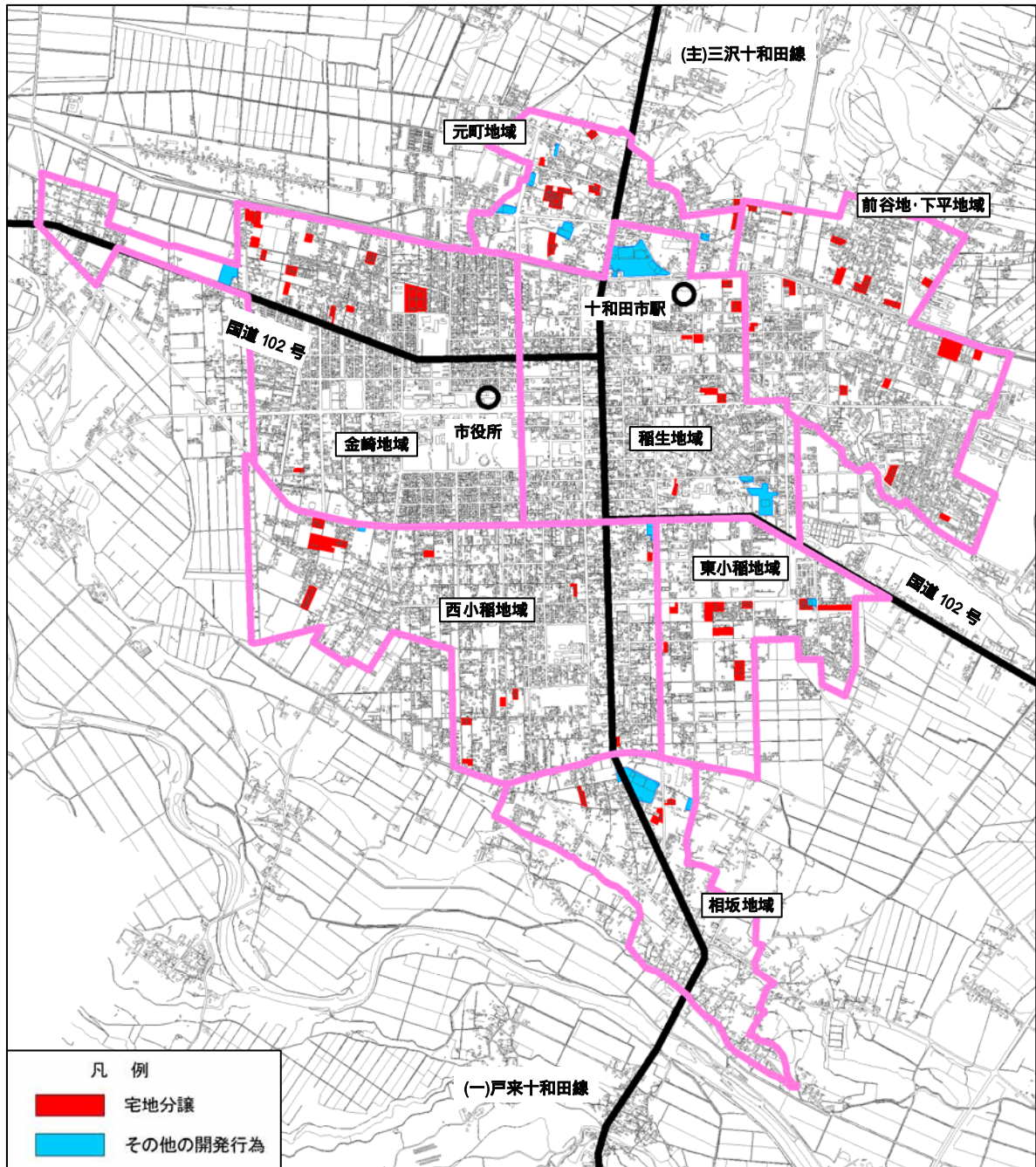


図 4-1-12 「その他」



市街地エリアの開発行為
 (平成11年度～平成21年度)

図4-2 市街地エリアの開発行為状況



地域別 開発行為（宅地分譲）における住宅立地の割合
（平成11年度～平成21年度）

図 4-3-1 元町地域

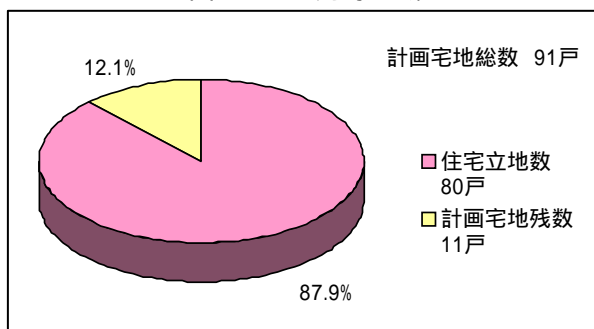


図 4-3-2 前谷地・下平地域

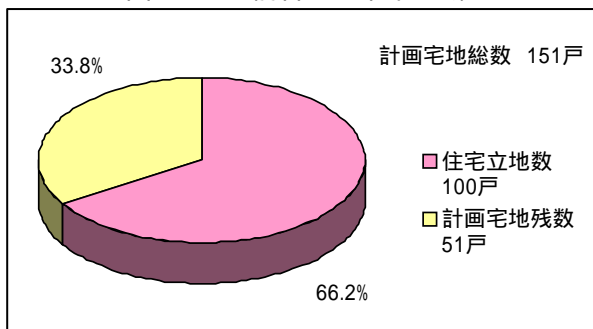


図 4-3-3 稲生地域

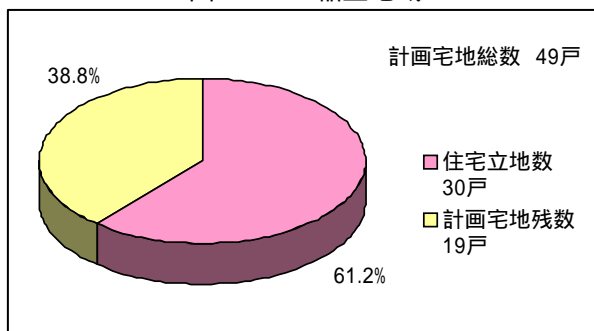


図 4-3-4 金崎地域

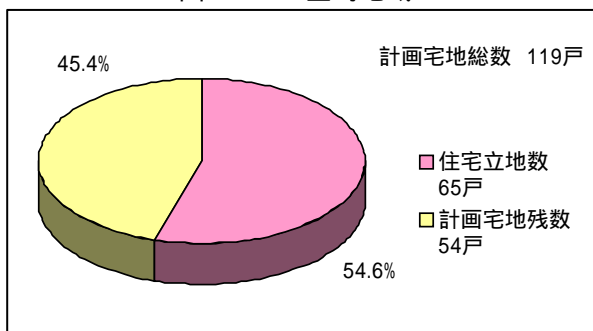


図 4-3-5 西小稲地域

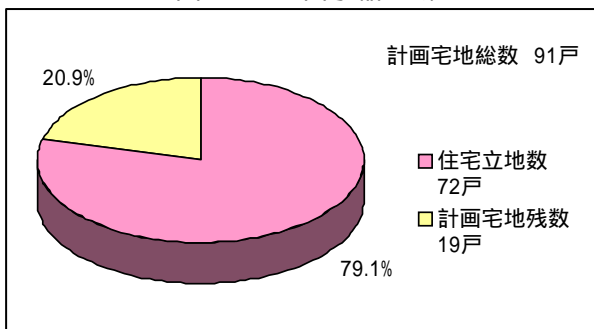


図 4-3-6 東小稲地域

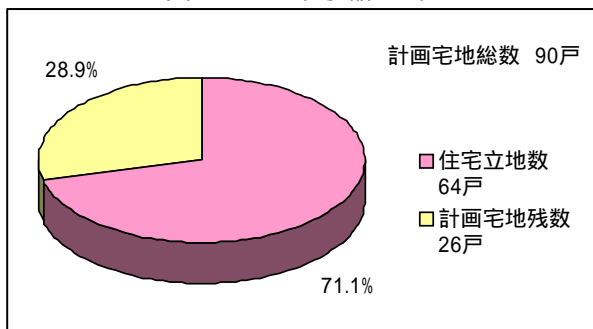
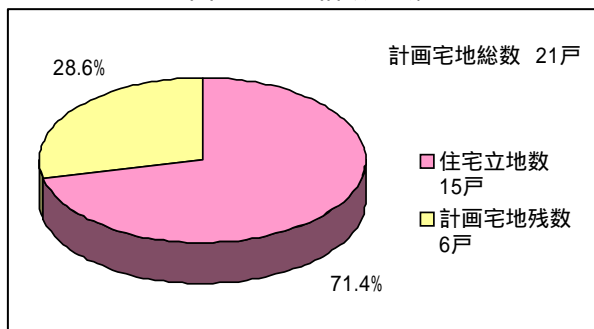


図 4-3-7 相坂地域



資料 - 2 市民アンケート調査結果

(1) 市民アンケート調査実施概要

実施年月日：平成 21 年 8 月 18 日（火）～平成 21 年 8 月 31 日（月）

配布・回収方法：郵送

配布票数：2000 票

回収票数：864 票（回収率：43.2%）

(2) 集計にあたっての地区区分

市民アンケート調査集計結果は、用途地域内の 7 地区、旧十和田市用途地域外地区及び旧十和田湖町地区の 9 つの地区区分単位でまとめます。

元町地区

東小稲地区

前谷地・下平地区

相坂地区

稲生地区

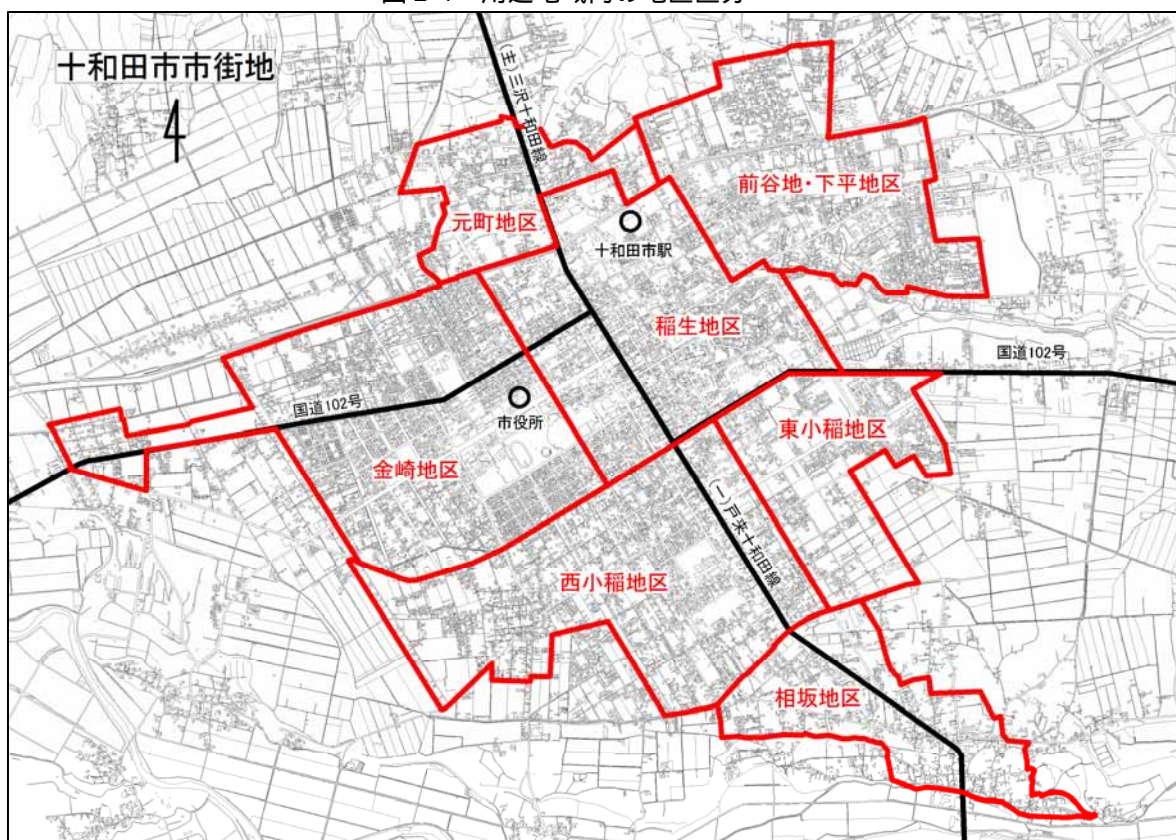
旧十和田市用途地域外地区

金崎地区

旧十和田湖町地区

西小稲地区

図 2-1 用途地域内の地区区分



(3) 評価の方法

住民意向調査集計結果から地区別に、以前の居住地、最寄り品・買回品の主な買い物場所、飲食に利用する場所、通勤先、居住環境、市の将来イメージ、市のまちづくりで重要なこと、まちづくりに重要な地区、居住地区の将来イメージ、地区のまちづくりで重要なこと、市民のまちづくり参画などの項目にそって、意向概要のまとめとその評価を行います。

本調査では、アンケート集計結果の割合が、原則として、10%以上で上位3位までのものを対象として抜粋し、評価しています。

アンケート集計結果の割合は、地区ごとの回収票総数を母数として算出しています。このため複数回答の設問では、割合の合計が100%を超えるものがあります。

(4) 地区別集計結果概要と評価

- 1 元町地区

項目	集計結果概要	評価								
以前の居住地	<p>現在地に生来居住 10.3%</p> <p>元町地区 6.9%</p> <p>元町地区を除く市内 41.4%</p> <p>(相坂地区、用途地域外共に 13.8%)</p> <p>青森県内 27.6% (三沢市 6.9%)</p> <p>青森県外 13.8%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当地区の継続的居住者の割合は、生来居住と地区内転居を合わせ、2割に満たない。(17.2%) ・転居者の従前居住地は、市内(41.4%)及び市外(41.4%)が半々である。 ・市内居住では、相坂地区及び旧十和田市用途地域外地区が上位を占める。 ・転入者が多くコミュニティ形成が課題になる。 								
最寄品の主な買い物場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>最寄店</th> <th>郊外大型店</th> <th>中心街店</th> <th>市外店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>89.7%</td> <td>41.4%</td> <td>13.8%</td> <td>10.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・利用交通手段：自家用車 82.8%</p>	最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店	89.7%	41.4%	13.8%	10.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品等最寄品は、最寄店利用が多く 89.7%、郊外大型店利用は 41.4%、中心街店利用は 13.8%である。市外店利用は 10.3%と中心街店利用に迫る。 ・交通手段は 8割強が自家用車利用である。 ・車利用に対応した魅力ある店舗への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店							
89.7%	41.4%	13.8%	10.3%							
買回品の主な買い物場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>最寄店</th> <th>郊外大型店</th> <th>中心街店</th> <th>市外店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>34.5%</td> <td>41.4%</td> <td>3.4%</td> <td>106.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・利用交通手段：自家用車 93.1%</p>	最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店	34.5%	41.4%	3.4%	106.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・服、ファッション品等買回品は、市外店利用が 106.9%、郊外大型店利用が 41.4%あるのに対し、中心街店利用は 3.4%にすぎない。 ・交通手段はほとんどが自家用車利用である。 ・車利用に対応した魅力ある店舗への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店							
34.5%	41.4%	3.4%	106.9%							
飲食に利用する場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>稲生地区</th> <th>相坂地区</th> <th>用途地域外</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>37.9%</td> <td>24.1%</td> <td>31.0%</td> <td>62.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・利用交通手段：自家用車 82.8%</p>	稲生地区	相坂地区	用途地域外	市外	37.9%	24.1%	31.0%	62.1%	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食に利用する場所は、市外が 62.1%、相坂地区や用途地域外等の郊外が 55.1%であるのに対し、中心街のある稲生地区は 37.9%と利用率が低めである。 ・車利用に対応した魅力ある店舗・業種への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
稲生地区	相坂地区	用途地域外	市外							
37.9%	24.1%	31.0%	62.1%							
通勤先	<p>通勤先が市内 62.1% (市外 37.9%)</p> <p>稲生地区、用途外共に 17.2%、金崎地区 10.3%</p> <p>利用交通手段 自家用車 86.2%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内が通勤先は 62.1%で、稲生地区、用途地域外、金崎地区が主である。市外通勤は 37.9%である。 								
居住環境等の「良いところ」	<ul style="list-style-type: none"> ・自然・歴史環境など 179.3% ・緑豊かな山や自然 58.6% ・空気がきれい 34.5% ・親族や知人が多い 31.0% ・生活環境など 155.2% ・日常の買い物便利 44.8% ・公園・広場が整備されている 27.6% ・病院、医院が多い 24.1% ・防犯・防災・救急など 65.5% ・災害が少ない 44.8% ・治安が良い 13.8% 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然・歴史環境や生活環境、防犯・防災・救急などに対する評価が高い。 ・自然・歴史環境では「緑豊かな山や自然」に対する評価が高い。 ・生活環境では「日常の買い物の利便性」が評価されている。 ・防犯・防災・救急などでは、災害が少ない点が評価されている。これは他地区でも共通して評価されている点である。 ・これら指摘された良い点を今後も保全・維持しながら、まちづくりを進めていくことが必要である。 								
居住環境等の「良くないところ」	<ul style="list-style-type: none"> ・交通など 127.6% ・鉄道が不便である 41.4% ・バス交通が不便である 34.5% ・他都市への幹線道路が不便である 31.0% ・生活環境など 100.0% ・スポーツ施設がない 24.1% ・日常の買い物不便 13.8% ・下水道が整備されていない 13.8% ・図書館や文化施設が少ない 13.8% ・職場など 62.1% ・就職の機会が少ない 44.8% ・通勤のための交通が不便である 13.8% 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通や生活環境、職場などに対する評価が低い。 ・交通では、鉄道・バス等の公共交通機関の不便さに不満が高い。また他都市と連絡する広域幹線道路の不便さにも不満が高く、改善が課題となっている。 ・生活環境面では、運動施設の整備不足に対する不満が高く、下水道の未整備や図書館・文化施設のサービス水準の低さに対する不満が多く、改善が課題となっている。日常の買い物の利便性が評価される反面、不便さも指摘され、サービス偏向の是正が課題である。 ・職場などに関しては、総合的な就業の機会拡大への取り組みが課題となる。 								
十和田市の将来都市像	<ul style="list-style-type: none"> ・安全、快適、住みやすい住宅中心都市 44.8% ・賑わいのある商業が展開する都市 41.4% ・保健、福祉が充実した都市 34.5% 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、福祉が充実し、商業地が賑わう、安全で快適な、住みやすい住宅地が中心となる都市形成が、十和田市の将来都市像として考えられている。 								
十和田市のまちづくりで重要なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・生活関連施設など 65.5% ・病院など医療施設を整備する 24.1% ・教育施設を整備する 10.3% ・幼児・学童の保育施設を充実する 10.3% ・就業・産業など 51.7% ・市内に企業(就業の場)を誘致する 27.6% ・観光産業を育成する 10.3% ・交通など 37.9% ・バス交通を充実する 17.2% ・生活道路を整備する 13.8% 	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体のまちづくりに対しては、医療施設、教育施設、保育施設等の医療・社会福祉や教育関連施設の充実が重要と認識していることが伺える。 ・また就業の場の確保や、公共交通機関の利便性向上及び生活道路の整備など日常生活における足の確保の重要性についても認識していることが伺える。 ・今後、これらの医療・社会福祉や教育関連施設や公共交通機関、生活道路といった都市基盤施設等をバランス良く充実させ、安全・安心、利便性の高い都市環境を形成していくことが課題である。 								

- 2 元町地区

項目	集計結果概要	評価
まちづくりに重要な地区	十和田駅周辺 62.1% 官庁街通り及びその周辺 55.2% アーケード商店街（稲生町周辺） 41.4%	・市の玄関口、顔となる十和田駅周辺地区の再構築、アーケード商店街の活性化、官庁街通りの特徴をまちづくりに活かすことが重要である。
居住地区の将来像	安全、快適な住宅中心の地区 75.9% 保健・福祉が充実した地区 27.6% 賑わいのある商業が展開する地区 24.1%	・安全で快適な、住みやすい住宅地形成を軸として、保健、福祉が充実し、賑わう商業地がある地区形成が、地区の将来像として考えられている。
居住地区のまちづくりで重要な視点	生活関連施設など 69.0% ・公園、広場を整備する 24.1% ・病院など医療施設を整備する 17.2% ・下水道を整備する 10.3% 交通など 37.9% ・生活道路を整備する 24.1% ・バス交通を充実する 13.8% 住宅など 34.5% ・建物や街並みの景観を良くする 17.2% ・現在の住宅地を再整備する 10.3%	・居住地区のまちづくりでは、公園・広場、生活道路、病院、下水道等の都市基盤施設や医療施設整備の重要性を認識していることが伺える。 ・またバスなどの公共交通機関の利便性確保についての重要性を認識していることも伺える。 ・他地区には見られないことで、建物・街並み景観、住宅地の再整備に対する必要性の認識があることが注目される。 ・今後、これら都市基盤施設や医療施設をバランス良く充実させ、安全・安心、利便性の高い都市環境を形成していくことが課題である。 ・また今後地区住民の参画を図りながら地区の課題を精査し、景観形成や住宅地再整備の検討を行い、諸制度を活用してまちづくりを実現していくことも考えられる。
市民のまちづくり参画	市が中心、市民の合意を得て進める 48.3% 市民と市が協働で進める 34.5% 市民が中心、市が必要な部分を支援 13.8%	・まちづくりへの市民参加に対しては、半数の人は市が中心となり、市民の合意を得て進めることを望んでいる。 ・市民と市が協働で進めるとの意見は3割強あり、今後の市民の活力によるまちづくりに期待が持てそうである。 ・今後市民参加によるまちづくりが順調かつ活発に進められる上で基となる支援制度や体制づくりが課題である。

- 1 前谷地・下平地区

項目	集計結果概要	評価								
以前の居住地	<p>現在地に生来居住 6.1%</p> <p>前谷地・下平地区 8.1%</p> <p>前谷地・下平地区を除く市内 44.4%</p> <p>(稲生地区 12.1%、金崎地区、用途外共に 9.1%)</p> <p>青森県内 28.3% (三沢市、七戸町 5.1%)</p> <p>青森県外 11.1%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当地区の継続的居住者の割合は、生来居住と地区内転居を合わせ、2割に満たない。(14.2%) ・転居者の従前居住地は、市内(44.4%)が市外(39.4%)を上回る。 ・地区内転居の従前居住地は、稲生地区、金崎地区、旧十和田市用途地域外地区が上位を占める。 ・転入者が多くコミュニティ形成が課題になる。 								
最寄品の主な買い物場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>最寄店</th> <th>郊外大型店</th> <th>中心街店</th> <th>市外店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>88.9%</td> <td>48.5%</td> <td>11.1%</td> <td>17.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・最寄品の利用交通手段：自家用車 89.9%</p>	最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店	88.9%	48.5%	11.1%	17.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品等最寄品は、最寄り店利用が多く88.9%、郊外大型店利用は48.5%、中心街店利用は11.1%である。市外店利用は17.2%あり、中心街店を上回る。 ・交通手段は9割弱が自家用車利用である。 ・車利用に対応した魅力ある店舗への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店							
88.9%	48.5%	11.1%	17.2%							
買回品の主な買い物場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>最寄店</th> <th>郊外大型店</th> <th>中心街店</th> <th>市外店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28.3%</td> <td>46.5%</td> <td>11.1%</td> <td>87.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・買回品の利用交通手段：自家用車 90.9%</p>	最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店	28.3%	46.5%	11.1%	87.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・服、ファッション品等買回品は、市外店利用が87.9%、郊外大型店利用が46.5%あるのに対し、中心街店利用は11.1%にすぎない。 ・交通手段はほとんどが自家用車利用である。 ・車利用に対応した魅力ある店舗への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店							
28.3%	46.5%	11.1%	87.9%							
飲食に利用する場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>稲生地区</th> <th>相坂地区</th> <th>用途地域外</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20.2%</td> <td>10.1%</td> <td>15.2%</td> <td>64.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・利用交通手段：自家用車 83.8%</p>	稲生地区	相坂地区	用途地域外	市外	20.2%	10.1%	15.2%	64.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食に利用する場所は、市外が64.6%、相坂地区や用途地域外等の郊外が25.3%あるのに対し、中心街のある稲生地区は20.2%と利用率が低めである。 ・車利用に対応した魅力ある店舗・業種への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
稲生地区	相坂地区	用途地域外	市外							
20.2%	10.1%	15.2%	64.6%							
通勤先	<p>通勤先が市内 64.6% (市外 53.5%)</p> <p>稲生地区 21.2%、前谷地・下平地区 18.2%</p> <p>利用交通手段 自家用車 75.8%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内が通勤先は64.6%で、稲生地区、前谷地・下平地区が主である。市外通勤は53.5%である。 ・交通手段は8割弱が自家用車利用である。 								
居住環境等の「良いところ」	<p>自然・歴史環境など 183.8%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな山や自然 56.6% ・空気がきれい 41.4% ・親族や知人が多い 30.3% 生活環境など 131.3% ・日常の買い物が便利 45.5% ・病院、医院が多い 20.2% ・下水道が整備されている 17.2% 防犯・防災・救急など 93.9% ・災害が少ない 59.6% ・治安が良い 24.2% 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然・歴史環境や生活環境、防犯・防災・救急などに対する評価が高い。 ・自然・歴史環境では「緑豊かな山や自然」に対する評価が高い。 ・生活環境では「日常の買い物の利便性」が評価されている。 ・防犯・防災・救急などでは、災害が少ない点が評価されている。これは他地区でも共通して評価されている点である。 ・これら指摘された良い点を今後も保全・維持しながら、まちづくりを進めていくことが必要である。 								
居住環境等の「良くないところ」	<p>交通など 123.2%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道が不便である 43.4% ・バス交通が不便である 34.3% ・他都市への幹線道路が不便である 24.2% 生活環境など 120.2% ・スポーツ施設がない 26.3% ・図書館や文化施設が少ない 18.2% ・日常の買い物が不便、公園、広場が未整備 16.2% 職場など 59.6% ・就職の機会が少ない 45.5% ・通勤のための交通が不便である 9.1% 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通や生活環境、職場などに対する評価が低い。 ・交通では、鉄道・バス等の公共交通機関の不便さに不満が高い。また他都市と連絡する広域幹線道路の不便さにも不満が高く、改善が課題となっている。 ・生活環境面では、運動施設の整備不足に対する不満、下水道の未整備や図書館・文化施設のサービス水準の低さに対する不満が多く、改善が課題となっている。日常の買い物の利便性が評価される反面、不便さも指摘され、サービス偏向の是正が課題である。 ・職場などに関しては、総合的な就業の機会拡大への取り組みが課題となる。 								
十和田市の将来都市像	<p>保健、福祉が充実した都市 56.6%</p> <p>自然、歴史伝統を活かした観光都市 39.4%</p> <p>賑わいのある商業が展開する都市 34.3%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、福祉が充実し、商業地が賑わう、自然、歴史伝統を活かした観光都市の形成が、十和田市の将来都市像として考えられている。 								
十和田市のまちづくりで重要なこと	<p>生活関連施設など 73.7%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院など医療施設を整備する 19.2% ・幼児・学童の保育施設を充実する 14.1% ・高齢者の支援施設を充実する 14.1% 就業・産業など 52.5% ・市内に企業(就業の場)を誘致する 31.3% ・観光産業を育成する 10.1% 買い物など 34.3% ・市の中心商業地を充実する 24.2% 	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体のまちづくりに対しては、医療施設、教育施設、保育施設、高齢者施設等の医療・社会福祉や教育関連施設の充実が重要と認識していることが伺える。 ・また就業の場の確保と、中心商業地の利便性の向上あるいは活性化の重要性を認識していることが伺える。 ・今後これらの医療・社会福祉などの都市基盤等をバランス良く充実させると共に、中心市街地の活性化を図り、安全・安心、利便性の高い都市環境を形成していくことが課題である。 								

- 2 前谷地・下平地区

項目	集計結果概要	評価
まちづくりに重要な地区	十和田駅周辺 76.8% アーケード商店街（稲生町周辺） 60.6% 官庁街通り及びその周辺 29.3%	・市の玄関口、顔となる十和田駅周辺地区の再構築、アーケード商店街の活性化、官庁街通りの特徴をまちづくりに活かすことが重要である。
居住地区の将来像	安全、快適な住宅中心の地区 69.7% 保健・福祉が充実した地区 43.4% 自然が豊かな地区 33.3%	・安全で快適な、住みやすい住宅地形成を軸として、保健、福祉が充実し、自然が豊かな地区形成が、地区の将来像として考えられている。
居住地区のまちづくりに重要な視点	生活関連施設など 70.7% ・公園、広場を整備する 22.2% ・スポーツ施設を整備する 11.1% ・高齢者の支援施設を充実する 10.1% 交通など 46.5% ・生活道路を整備する 27.3% ・バス交通を充実する 13.1% 防犯・防災など 40.4% ・防犯対策を充実する 24.2%	・居住地区のまちづくりでは、公園・広場、生活道路、スポーツ、高齢者支援等の都市基盤施設や社会福祉施設整備の重要性を認識していることが伺える。 ・またバスなどの公共交通機関の利便性確保や、街路灯の設置などによる防犯対策に対する重要性を認識していることも伺える。 ・今後、これらの都市基盤施設や社会福祉施設をバランス良く充実させ、安全・安心、利便性の高い都市環境を形成していくことが課題である。
市民のまちづくり参画	市民と市が協働で進める 39.4% 市が中心、市民の合意を得て進める 32.3% 市民が中心、市が必要な部分を支援 18.2%	・市民と市が協働で進めるとの意見は4割強あり、今後のまちづくりでの市民の活力に期待が持てそうである。 ・今後市民参加によるまちづくりが順調かつ活発に進められる上で基となる支援制度や体制づくりが課題である。

- 1 稲生地区

項目	集計結果概要	評価								
以前の居住地	<p>現在地に生来居住 17.6%</p> <p>稲生地区 9.5%</p> <p>稲生地区を除く市内 24.3%</p> <p>(前谷地・下平、金崎地区、用途外、旧十和田湖町共に 5.4%)</p> <p>青森県内 25.7%</p> <p>青森県外 21.6%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当地区の継続的居住者の割合は、生来居住と地区内転居を合わせ、3割に満たない。(27.1%) ・転居者の従前居住地は、市外(47.3%)が市内を(24.3%)大きく上回る。 ・地区内転居の従前居住地は、前谷地・下平、金崎地区及び旧十和田市用途地域外地区、旧十和田湖町地区が上位を占める。 ・転入者が多くコミュニティの形成が課題になる。 								
最寄品の主な買い物場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>最寄店</th> <th>郊外大型店</th> <th>中心街店</th> <th>市外店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>86.5%</td> <td>40.5%</td> <td>14.9%</td> <td>13.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・最寄品の利用交通手段：自家用車 85.1%</p>	最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店	86.5%	40.5%	14.9%	13.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品等最寄品は、最寄り店利用が多く86.5%、郊外大型店利用は40.5%、中心街店利用は14.9%である。市外店利用は13.5%あり、中心街店と同程度である。 ・交通手段は8割強が自家用車利用である。 ・車利用に対応した魅力ある店舗への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店							
86.5%	40.5%	14.9%	13.5%							
買回品の主な買い物場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>最寄店</th> <th>郊外大型店</th> <th>中心街店</th> <th>市外店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20.3%</td> <td>50.0%</td> <td>13.5%</td> <td>93.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・買回品の利用交通手段：自家用車 87.8%</p>	最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店	20.3%	50.0%	13.5%	93.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・服、ファッション品等買回品は、市外店利用が93.2%、郊外大型店利用が50.0%あるのに対し、中心街店利用は13.5%と低調である。 ・交通手段はほとんどが自家用車利用である。 ・車利用に対応した魅力ある店舗への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店							
20.3%	50.0%	13.5%	93.2%							
飲食に利用する場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>稲生地区</th> <th>相坂地区</th> <th>用途地域外</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29.7%</td> <td>13.5%</td> <td>21.6%</td> <td>52.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・利用交通手段：自家用車 68.9%</p>	稲生地区	相坂地区	用途地域外	市外	29.7%	13.5%	21.6%	52.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食に利用する場所は、市外が52.7%、相坂地区や用途地域外等の郊外が35.1%である。中心街のある稲生地区は29.7%と利用率が低めである。 ・車利用に対応した魅力ある店舗・業種への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
稲生地区	相坂地区	用途地域外	市外							
29.7%	13.5%	21.6%	52.7%							
通勤先	<p>・通勤先が市内 81.1% (市外 25.7%)</p> <p>稲生地区 47.3%、前谷地・下平、用途外共に 9.5%</p> <p>・利用交通手段 自家用車 62.9%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内が通勤先は81.1%で、稲生地区、前谷地・下平地区が主である。市外通勤は25.7%である。 ・交通手段は6割強が自家用車利用である。 								
居住環境等の「良いところ」	<p>自然・歴史環境 193.2%</p> <p>・緑豊かな山や自然 67.6%</p> <p>・空気がきれい 44.6%</p> <p>・親族や知人が多い 33.8%</p> <p>生活環境 150.0%</p> <p>・日常の買い物が便利 31.1%</p> <p>・下水道が整備されている 31.1%</p> <p>・公園が整備されている 21.6%</p> <p>防犯・防災・救急 97.3%</p> <p>・災害が少ない 51.4%</p> <p>・治安が良い 33.8%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然・歴史環境や生活環境、防犯・防災・救急などに対する評価が高い。 ・自然・歴史環境では「緑豊かな山や自然」に対する評価が高い。 ・生活環境では「日常の買い物の利便性」「下水道整備」が評価されている。 ・防犯・防災・救急などでは、災害が少ない点が評価されている。これは他地区でも共通して評価されている点である。 ・これら指摘された良い点を今後も保全・維持しながら、まちづくりを進めていくことが必要である。 								
居住環境等の「良くないところ」	<p>交通 120.3%</p> <p>・鉄道が不便である 50.0%</p> <p>・バス交通が不便である 33.8%</p> <p>・他都市への幹線道路が不便である 24.3%</p> <p>生活環境 109.5%</p> <p>・日常の買い物が不便 25.7%</p> <p>・公園、広場が整備されていない 17.6%</p> <p>・高校などの学校が選びにくい 16.2%</p> <p>職場など 64.9%</p> <p>・就職の機会が少ない 45.9%</p> <p>・通勤のための交通が不便である 12.2%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通や生活環境、職場などに対する評価が低い。 ・交通では、鉄道・バス等の公共交通機関の不便さに不満が高い。他都市と連絡する広域幹線道路の不便さにも不満が高く、改善が課題となっている。 ・生活環境面では、日常の買い物の利便性が評価される反面、不便さも指摘され、サービス偏向の是正が課題である。公園、広場の未整備、高校など学校選択への不満があり、改善が課題となっている。 ・職場などに関しては、総合的な就業の機会拡大への取り組みが課題となる。 								
十和田市の将来都市像	<p>保健、福祉が充実した都市 50.0%</p> <p>賑わいのある商業が展開する都市 43.2%</p> <p>自然、歴史伝統を活かした観光都市 36.5%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、福祉が充実し、商業地が賑わう、自然、歴史伝統を活かした観光都市の形成が、十和田市の将来都市像として考えられている。 								

- 2 稲生地区

項目	集計結果概要	評価
十和田市のまちづくりで重要なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業・産業など 59.5% ・ 市内に企業（就業の場）を誘致する 36.5% ・ 観光産業を育成する 9.5% ・ 生活関連施設など 47.3% ・ 病院など医療施設を整備する 17.6% ・ 高齢者の支援施設を充実する 14.9% ・ 買い物など 45.9% ・ 市の中心商業地を充実する 39.2% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市全体のまちづくりに対しては、企業誘致などによる就業の場の確保と、地域資源を活かした観光産業の育成が重要と認識していることが伺える。 ・ また医療、高齢者支援等の医療・社会福祉の充実が重要と認識していることが伺える。 ・ さらに中心商業地の利便性の向上、あるいは活性化の重要性を認識していることも伺える。 ・ 今後、これら社会福祉施設と都市基盤施設等をバランス良く充実させると共に、中心市街地の活性化や観光産業の育成により就業の場の創出を図り、安全・安心、利便性の高い都市環境を形成していくことが課題である。
まちづくりに重要な地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ アーケード商店街（稲生町周辺） 63.5% ・ 十和田駅周辺 63.5% ・ 官庁街通り及びその周辺 37.8% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の玄関口、顔となる十和田駅周辺地区の再構築、アーケード商店街の活性化、官庁街通りの特徴をまちづくりに活かすことが重要である。
居住地区の将来像	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全、快適な住宅中心の地区 62.2% ・ 保健・福祉が充実した地区 35.1% ・ 賑わいのある商業が展開する地区 35.1% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で快適な、住みやすい住宅地形成を軸として、保健、福祉が充実し、賑わう商業地がある地区形成が、地区の将来像として考えられている。
居住地区のまちづくりで重要な視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活関連施設など 54.1% ・ 病院など医療施設を整備する 12.2% ・ 公園、広場を整備する 10.8% ・ 防犯・防災など 39.2% ・ 防犯対策を充実する 17.6% ・ 地震や台風、大雨などの防災対策を充実する 10.8% ・ 交通安全対策、消防を充実する 10.8% ・ 就業・産業など 39.2% ・ 市内に企業（就業の場）を誘致する 14.9% ・ 観光産業を育成する 14.9% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住地区のまちづくりでは、公園・広場、病院等の都市基盤施設や医療施設拡充の重要性を認識していることが伺える。 ・ また街路灯の設置などによる防犯対策、地震や台風などの防災対策、交通安全対策、消防の重要性を認識していることが伺える。 ・ 企業誘致などによる就業の場の確保と、地域資源を活かした観光産業の育成が重要と認識していることも伺える。 ・ 今後、これらの都市基盤施設や社会福祉施設をバランス良く充実させ、安全・安心、利便性の高い都市環境を形成していくことが課題である。
市民のまちづくり参画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民と市が協働で進める 40.5% ・ 市が中心、市民の合意を得て進める 29.7% ・ 市民が中心、市が必要な部分を支援 12.2% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民と市が協働で進めるとの意見は5割弱あり、今後のまちづくりにおける市民の活力に期待できそうである。 ・ 今後市民参加によるまちづくりが順調かつ活発に進められる上で基となる支援制度や体制づくりが課題である。

- 1 金崎地区

項目	集計結果概要	評価								
以前の居住地	<p>現在地に生来居住 12.1%</p> <p>金崎地区 13.5%</p> <p>金崎地区を除く市内 26.2%</p> <p>(稲生地区 5.7%、前谷地・下平、相坂地区共に 5.0%)</p> <p>青森県内 29.8%</p> <p>青森県外 16.3%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当地区の継続的居住者の割合は、生来居住と地区内転居を合わせ、3割に満たない。(25.6%) ・転居者の従前居住地は、市外(46.1%)が市内(26.2%)を大きく上回る。 ・地区内転居の従前居住地は、稲生、前谷地・下平、相坂地区が上位を占める。 ・転入者が多くコミュニティ形成が課題になる。 								
最寄品の主な買い物場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>最寄店</th> <th>郊外大型店</th> <th>中心街店</th> <th>市外店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>92.2%</td> <td>41.8%</td> <td>9.2%</td> <td>17.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・利用交通手段：自家用車 88.7%</p>	最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店	92.2%	41.8%	9.2%	17.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品等最寄品は、最寄りの店舗利用が多く92.2%である。郊外大型店舗利用は41.8%、中心街の店舗利用は9.2%である。市外店利用は17.7%あり、中心街店の2倍弱の利用率である。 ・交通手段は9割弱が自家用車利用である。 ・車利用に対応した魅力ある店舗への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店							
92.2%	41.8%	9.2%	17.7%							
買回品の主な買い物場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>最寄店</th> <th>郊外大型店</th> <th>中心街店</th> <th>市外店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24.1%</td> <td>45.4%</td> <td>12.8%</td> <td>95.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・利用交通手段：自家用車 90.1%</p>	最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店	24.1%	45.4%	12.8%	95.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・服、ファッション品等買回品は、市外店利用が95.7%、郊外大型店利用が45.4%あるのに対し、中心街の店舗利用は12.8%と低調である。 ・交通手段はほとんどが自家用車利用である。 ・車利用に対応した魅力ある店舗への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店							
24.1%	45.4%	12.8%	95.7%							
飲食に利用する場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>稲生地区</th> <th>相坂地区</th> <th>用途地域外</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38.3%</td> <td>16.3%</td> <td>23.4%</td> <td>59.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・利用交通手段：自家用車 84.8%</p>	稲生地区	相坂地区	用途地域外	市外	38.3%	16.3%	23.4%	59.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食に利用する場所は、市外が59.6%、相坂地区や用途地域外等の郊外が39.7%である。中心街のある稲生地区は38.3%と郊外と同程度である。 ・車利用に対応した魅力ある店舗・業種への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
稲生地区	相坂地区	用途地域外	市外							
38.3%	16.3%	23.4%	59.6%							
通勤先	<p>通勤先が市内 81.6% (市外 34.7%)</p> <p>主な通勤地：金崎地区 29.1%、稲生地区 21.3%、</p> <p>利用交通手段 自家用車 61.3%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内が通勤先は81.6%で、金崎地区、稲生地区が主である。市外通勤は34.7%である。 ・交通手段は6割強が自家用車利用である。 								
居住環境等の「良いところ」	<p>自然・歴史環境など 200.0%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな山や自然 66.0% ・空気がきれい 48.2% ・親族や知人が多い 30.5% 生活環境など 154.6% ・日常の買い物が便利 34.8% ・下水道が整備されている 28.4% ・公園が整備されている 22.7% 防犯・防災・救急など 106.4% ・災害が少ない 63.8% ・治安が良い 25.5% 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然・歴史環境や生活環境、防犯・防災・救急などに対する評価が高い。 ・自然・歴史環境では「緑豊かな山や自然」に対する評価が高い。 ・生活環境では「日常の買い物の利便性」「下水道整備」が評価されている。 ・防犯・防災・救急などでは、災害が少ない点が評価されている。これは他地区でも共通して評価されている点である。 ・これら指摘された良い点を今後も保全・維持しながら、まちづくりを進めていくことが必要である。 								
居住環境等の「良くないところ」	<p>交通など 159.6%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道が不便である 57.4% ・バス交通が不便である 48.2% ・自宅付近の道路が未整備 27.0% ・他都市への幹線道路が不便である 27.0% 生活環境など 137.6% ・日常の買い物が不便 24.1% ・高校などの学校が選びにくい 21.3% ・公園、広場が未整備、図書館文化施設が少ない 19.1% 職場など 70.2% ・就職の機会が少ない 51.8% ・勤め先が自宅から遠い 9.9% 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通や生活環境、職場などに対する評価が低い。 ・交通では、鉄道・バス等の公共交通機関の不便さに不満が高い。他都市と連絡する広域幹線道路の不便さにも不満が高く、改善が課題となっている。 ・生活環境面では、日常の買い物の利便性が評価される反面、不便さも指摘され、サービス偏向の是正が課題である。公園、広場の未整備、高校など学校選択への不満があり、改善が課題となっている。 ・職場などに関しては、総合的な就業の機会拡大への取り組みが課題となる。 								
十和田市の将来都市像	<p>自然、歴史伝統を活かした観光都市 48.2%</p> <p>保健、福祉が充実した都市 41.1%</p> <p>農業を活かし産業が展開する都市 41.1%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、福祉が充実し、農業を活かした産業が展開する、自然、歴史伝統を活かした観光都市の形成が十和田市の将来都市像として考えられている。 								

- 2 金崎地区

項目	集計結果概要	評価
十和田市のまちづくりで重要なこと	生活関連施設など 56.7% ・病院など医療施設を整備する 14.2% ・高齢者の支援施設を充実する 12.1% 就業・産業など 52.5% ・市内に企業（就業の場）を誘致する 31.2% ・観光産業を育成する 16.3% 買い物など 36.2% ・市の中心商業地を充実する 30.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体のまちづくりに対しては、医療、高齢者支援等の医療・社会福祉施設の充実が重要と認識していることが伺える。 ・また生活関連施設を整備・拡充と同程度の比重で、企業誘致などによる就業の場の確保と、地域資源を活かした観光産業の育成が重要と認識していることも伺える。 ・さらに中心商業地の利便性向上あるいは活性化の重要性を認識していることも伺える。 ・今後、これら医療・社会福祉施設や都市基盤施設等をバランス良く充実させると共に、中心市街地の活性化や観光産業の育成により就業の場の創出を図り、安全・安心、利便性の高い都市環境を形成していくことが課題である。
まちづくりに重要な地区	アーケード商店街（稲生町周辺） 64.5% 十和田駅周辺 55.3% 官庁街通り及びその周辺 51.1%	<ul style="list-style-type: none"> ・市の玄関口、顔となる十和田駅周辺地区の再構築、アーケード商店街の活性化、官庁街通りの特徴をまちづくりに活かすことが重要である。
居住地区の将来像	安全、快適な住宅中心の地区 75.2% 保健・福祉が充実した地区 35.5% 自然が豊かな地区 27.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な、住みやすい住宅地形成を軸として、保健、福祉が充実し、自然が豊かな地区形成が、地区の将来像として考えられている。
居住地区のまちづくりで重要な視点	生活関連施設など 66.0% ・公園、広場を整備する 18.4% ・病院など医療施設を整備する 13.5% 防犯・防災など 37.6% ・防犯対策を充実する 17.0% ・地震や台風、大雨などの防災対策を充実する 14.9% 交通など 35.5% ・生活道路を整備する 20.6% ・バス交通を充実する 10.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地区のまちづくりでは、公園・広場、生活道路、病院等の都市基盤施設や医療施設拡充の重要性を認識していることが伺える。 ・街路灯の設置などによる防犯対策、地震や台風などの防災対策の重要性を認識していることも伺える。 ・またバスなどの公共交通機関の利便性確保に対する重要性を認識していることも伺える。 ・今後、これらの都市基盤施設や医療施設をバランス良く充実させ、安全・安心、利便性の高い都市環境を形成していくことが課題である。
市民のまちづくり参画	市民と市が協働で進める 43.3% 市が中心、市民の合意を得て進める 36.2% 市民が中心、市が必要な部分を支援 12.1%	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と市が協働で進めるとの意見は5割弱あり、今後のまちづくりにおける市民の活力に期待できそうである。 ・今後市民参加によるまちづくりが順調かつ活発に進められる上で基となる支援制度や体制づくりが課題である。

- 1 西小稲地区

項目	集計結果概要	評価								
以前の居住地	<p>現在地に生来居住 15.7%</p> <p>西小稲地区 11.1%</p> <p>西小稲地区を除く市内 42.6%</p> <p>(金崎地区 12.0%、相坂地区 9.3%)</p> <p>青森県内 19.4%</p> <p>青森県外 10.2%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当地区の継続的居住者の割合は、生来居住と当地区内転居を合わせ 26.8%である。 ・転居者の従前居住地は、市内(42.6%)が市外(29.6%)を大きく上回る。 ・地区内転居の従前居住地は、金崎、相坂地区が上位を占める。 ・転入者が多くコミュニティ形成が課題になる。 								
最寄品の主な買い物場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>最寄店</th> <th>郊外大型店</th> <th>中心街店</th> <th>市外店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>86.1%</td> <td>37.0%</td> <td>15.7%</td> <td>13.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・利用交通手段：自家用車 90.7%</p>	最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店	86.1%	37.0%	15.7%	13.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品等最寄品は、最寄りの店舗利用が多く 86.1%である。郊外大型店舗利用は 37.0%、中心街の店舗利用は 15.7%である。市外店利用は 13.0%あり、中心街店と同程度である。 ・交通手段は9割が自家用車利用である。 ・車利用に対応した魅力ある店舗への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店							
86.1%	37.0%	15.7%	13.0%							
買回品の主な買い物場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>最寄店</th> <th>郊外大型店</th> <th>中心街店</th> <th>市外店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15.7%</td> <td>57.4%</td> <td>13.0%</td> <td>109.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・利用交通手段：自家用車 96.3%</p>	最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店	15.7%	57.4%	13.0%	109.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・服、ファッション品等買回品は、市外店利用が 109.3%、郊外大型店利用が 57.4%あるのに対し、中心街店利用は 13.0%と低調である。 ・交通手段はほとんどが自家用車利用である。 ・車利用に対応した魅力ある店舗への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店							
15.7%	57.4%	13.0%	109.3%							
飲食に利用する場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>稲生地区</th> <th>相坂地区</th> <th>用途地域外</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21.3%</td> <td>18.5%</td> <td>8.3%</td> <td>75.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・利用交通手段：自家用車 81.5%</p>	稲生地区	相坂地区	用途地域外	市外	21.3%	18.5%	8.3%	75.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食に利用する場所は、市外が 75.0%、相坂地区や用途地域外等の郊外が 26.8%である。中心街がある稲生地区は 21.3%とやや利用率が低い。 ・車利用に対応した魅力ある店舗・業種への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
稲生地区	相坂地区	用途地域外	市外							
21.3%	18.5%	8.3%	75.0%							
通勤先	<p>通勤先が市内 77.8% (市外 32.4%)</p> <p>主な通勤地：稲生地区 21.3%、西小稲地区 18.5%、金崎地区 16.7%</p> <p>利用交通手段：自家用車 78.7%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内が通勤先は 77.8%で、稲生地区、西小稲地区、金崎地区が主である。市外通勤は 32.4%である。 ・交通手段は7割強が自家用車利用である。 								
居住環境等の「良いところ」	<p>自然・歴史環境など 186.1%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな山や自然 53.7% ・空気がきれい 42.6% ・親族や知人が多い 41.7% <p>生活環境など 180.6%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常の買い物が便利 38.9% ・下水道が整備されている 38.9% ・病院、医院が多い 24.1% ・防犯・防災・救急など 116.7% ・災害が少ない 69.4% ・治安が良い 29.6% 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然・歴史環境や生活環境、防犯・防災・救急などに対する評価が高い。 ・自然・歴史環境では「緑豊かな山や自然」「空気」「血縁・地縁」に対する評価が高い。 ・生活環境では「日常の買い物の利便性」「下水道整備」が評価されている。 ・防犯・防災・救急などでは、災害が少ない点が評価されている。これは他地区でも共通して評価されている点である。 ・これら指摘された良い点を今後も保全・維持しながら、まちづくりを進めていくことが必要である。 								
居住環境等の「良くないところ」	<p>生活環境など 133.3%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設がない 20.4% ・日常の買い物が不便、病院、医院が少ない 19.4% ・公園、広場が未整備 17.6% ・高校などの学校が選びにくい 17.6% <p>交通など 129.6%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道が不便である 55.6% ・バス交通が不便である 33.3% ・他都市への幹線道路が不便である 27.8% ・職場などなど 63.9% ・就職の機会が少ない 41.7% ・通勤のための交通が不便である 13.0% 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境や交通、職場などに対する評価が低い。 ・生活環境面では、運動施設の未整備や、日常の買い物の利便性が評価される反面、不便さが指摘されるなど、サービス偏向の是正が課題である。公園、広場の未整備、医療施設の整備水準への不満もあり、改善が課題になっている。 ・交通では、鉄道・バス等の公共交通機関の不便さに不満が高い。改善が課題となっている。 ・職場などに関しては、総合的な就業の機会拡大への取り組みが課題となる。 								
十和田市の将来都市像	<p>保健、福祉が充実した都市 48.1%</p> <p>賑わいのある商業が展開する都市 41.7%</p> <p>自然、歴史伝統を活かした観光都市 41.7%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、福祉が充実し、農業を活かした産業が展開する、自然、歴史伝統を活かした観光都市の形成が十和田市の将来都市像として考えられている。 								

- 2 西小稲地区

項目	集計結果概要	評価
十和田市のまちづくりで重要なこと	生活関連施設など 69.4% ・病院など医療施設を整備する 23.1% ・高齢者の支援施設を充実する 17.6% 就業・産業など 60.2% ・市内に企業（就業の場）を誘致する 37.0% ・観光産業を育成する 16.7% 買い物など 43.5% ・市の中心商業地を充実する 33.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体のまちづくりに対しては、医療、高齢者支援等の医療・社会福祉施設の充実が重要と認識していることが伺える。 ・また生活関連施設の整備・拡充と同程度の比重で、企業誘致などによる就業の場の確保と、市の資源を活かした観光産業の育成が重要と認識していることが伺える。 ・さらに中心商業地の利便性向上あるいは活性化の重要性を認識していることも伺える。 ・今後、これら社会福祉施設や都市基盤施設等をバランス良く充実させると共に、中心市街地の活性化や観光産業の育成により就業の場の創出を図り、安全・安心、利便性の高い都市環境を形成していくことが課題である。
まちづくりに重要な地区	アーケード商店街（稲生町周辺） 69.4% 十和田駅周辺 52.8% 官庁街通り及びその周辺 35.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・市の玄関口、顔となる十和田駅周辺地区の再構築、アーケード商店街の活性化、官庁街通りの特徴をまちづくりに活かすことが重要である。
居住地区の将来像	安全、快適な住宅中心の地区 72.2% 保健・福祉が充実した地区 30.6% 自然が豊かな地区 25.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な、住みやすい住宅地形成を軸として、保健、福祉が充実し、自然が豊かな地区形成が、地区の将来像として考えられている。
居住地区のまちづくりで重要な視点	生活関連施設など 84.3% ・公園、広場を整備する 25.0% ・病院など医療施設を整備する 20.4% ・高齢者の支援施設を充実する 13.0% 防犯・防災など 38.0% ・防犯対策を充実する 18.5% ・地震や台風、大雨などの防災対策を充実する 13.9% 交通など 37.0% ・生活道路を整備する 15.7% ・バス交通を充実する 14.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地区のまちづくりでは、公園・広場、病院、高齢者支援、生活道路等の都市基盤施設や医療・福祉施設整備の重要性を認識していることが伺える。 ・街路灯の設置などによる防犯対策、地震や台風などの防災対策の重要性を認識していることが伺える。 ・またバスなどの公共交通機関の利便性確保に対する重要性を認識していることも伺える。 ・今後、これらの都市基盤施設や医療施設をバランス良く充実させ、安全・安心、利便性の高い都市環境を形成していくことが課題である。
市民のまちづくり参画	市民と市が協働で進める 49.1% 市が中心、市民の合意を得て進める 21.3% 市民が中心、市が必要な部分を支援 15.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と市が協働で進めるとの意見は5割強あり、今後のまちづくりにおける市民の活力に期待できそうである。 ・今後市民参加によるまちづくりが順調かつ活発に進められる上で基となる支援制度や体制づくりが課題である。

- 1 東小稲地区

項目	集計結果概要	評価								
以前の居住地	<p>現在地に生来居住 10.0%</p> <p>東小稲地区 6.7%</p> <p>東小稲地区を除く市内 63.3%</p> <p>(金崎地区、相坂地区共に 20.0%)</p> <p>青森県内 16.7%</p> <p>青森県外 3.3%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当地区の継続的居住者の割合は、生来居住と当地区内転居を合わせ、2割に満たない。(16.7%) ・転居者の従前居住地は、市内(63.3%)が市外(20.0%)を大きく上回る。 ・地区内転居の従前居住地は、金崎、相坂地区が上位を占める。 ・転入者が多くコミュニティの形成が課題になる。 								
最寄品の主な買い物場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>最寄店</th> <th>郊外大型店</th> <th>中心街店</th> <th>市外店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90.0%</td> <td>50.0%</td> <td>20.0%</td> <td>23.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・利用交通手段：自家用車 93.3%</p>	最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店	90.0%	50.0%	20.0%	23.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品等最寄品は、最寄りの店舗利用が多く9割ある。郊外大型店舗利用は5割あるが、中心街の店舗利用は2割である。市外店利用は2割強あり、中心街店利用よりも多い。 ・交通手段はほとんどが自家用車利用である。 ・車利用に対応した魅力ある店舗への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店							
90.0%	50.0%	20.0%	23.3%							
買回品の主な買い物場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>最寄店</th> <th>郊外大型店</th> <th>中心街店</th> <th>市外店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33.3%</td> <td>63.3%</td> <td>10.0%</td> <td>113.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・利用交通手段：自家用車 96.7%</p>	最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店	33.3%	63.3%	10.0%	113.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・服、ファッション品等買回品は、市外店利用が113.3%、郊外大型店利用が63.3%あるのに対し、中心街の店舗利用は10.0%と低い。 ・交通手段はほとんどが自家用車利用である。 ・車利用に対応した魅力ある店舗への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店							
33.3%	63.3%	10.0%	113.3%							
飲食に利用する場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>稲生地区</th> <th>相坂地区</th> <th>用途地域外</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30.0%</td> <td>23.3%</td> <td>16.7%</td> <td>93.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・利用交通手段：自家用車 90.0%</p>	稲生地区	相坂地区	用途地域外	市外	30.0%	23.3%	16.7%	93.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食に利用する場所は、市外が93.3%、相坂地区や用途地域外等の郊外が40.0%である。中心街がある稲生地区は30.0%と利用率が低い。 ・車利用に対応した魅力ある店舗・業種への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
稲生地区	相坂地区	用途地域外	市外							
30.0%	23.3%	16.7%	93.3%							
通勤先	<p>通勤先が市内 73.3% (市外 56.6%)</p> <p>主な通勤地：稲生、金崎地区、用途地域外共に 20.0%</p> <p>利用交通手段：自家用車 86.7%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内が通勤先は73.3%で、稲生地区、金崎地区、用途地域外が主である。市外通勤は56.6%である。 ・交通手段は86.7%が自家用車利用である。 								
居住環境等の「良いところ」	<p>自然・歴史環境など 186.7%</p> <p>・緑豊かな山や自然 63.3%</p> <p>・空気がきれい 40.0%</p> <p>・親族や知人が多い 26.7%</p> <p>生活環境など 180.0%</p> <p>・日常の買い物便利 50.0%</p> <p>・下水道が整備されている 36.7%</p> <p>・病院、医院が多い 30.0%</p> <p>防犯・防災・救急など 140.0%</p> <p>・災害が少ない 86.7%</p> <p>・治安が良い 30.0%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然・歴史環境や生活環境、防犯・防災・救急などに対する評価が高い。 ・自然・歴史環境では「緑豊かな山や自然」「空気」「血縁・地縁」に対する評価が高い。 ・生活環境では「日常の買い物の利便性」「下水道整備」「医療施設の充実」が評価されている。 ・防犯・防災・救急などでは、災害が少ない点が評価されている。これは他地区でも共通して評価されている点である。 ・これら指摘された良い点を今後も保全・維持しながら、まちづくりを進めていくことが必要である。 								
居住環境等の「良くないところ」	<p>生活環境など 133.3%</p> <p>・高校などの学校が選びにくい 26.7%</p> <p>・図書館、文化施設が少ない 23.3%</p> <p>・病院、医院が少ない 20.0%</p> <p>交通など 126.7%</p> <p>・鉄道が不便である 56.7%</p> <p>・バス交通が不便である 40.0%</p> <p>・他都市への幹線道路が不便である 16.7%</p> <p>職場など 83.3%</p> <p>・就職の機会が少ない 50.0%</p> <p>・勤め先が自宅から遠い 20.0%</p> <p>・通勤のための交通が不便である 13.3%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境や交通、職場などに対する評価が低い。 ・生活環境面では、高校など学校選択への不満、図書館・文化施設のサービス水準の低さに対する不満、医療施設の整備水準への不満が高く、改善が課題になっている。 ・交通では、鉄道・バス等の公共交通機関の不便さに不満が高い。改善が課題となっている。 ・職場などに関しては、総合的な就業の機会拡大への取り組みが課題となる。 								
十和田市の将来都市像	<p>農業を活かし産業が展開する都市 46.7%</p> <p>賑わいのある商業が展開する都市 40.0%</p> <p>保健、福祉が充実した都市 33.3%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、福祉が充実し、賑わう商業地がある、農業を活かした産業が展開する都市の形成が十和田市の将来都市像として考えられている。 								

- 2 東小稲地区

項目	集計結果概要	評価
十和田市のまちづくりで重要なこと	生活関連施設など 80.0% ・病院など医療施設を整備する 33.3% ・高齢者の支援施設を充実する 20.0% ・幼児・学童の保育施設を充実する 13.3% 就業・産業など 40.0% ・市内に企業（就業の場）を誘致する 33.3% 買い物など 40.0% ・市の中心商業地を充実する 26.7% ・幹線道路沿道の商業地を形成する 13.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体のまちづくりに対しては、医療、高齢者支援、保育等といった医療・社会福祉施設の充実が重要と認識していることが伺える。 ・また企業誘致による就業の場の確保と、中心商業地の利便性向上あるいは活性化、幹線道路沿道の商業地形成の重要性を認識していることも伺える。 ・今後、これら社会福祉施設や都市基盤施設等をバランス良く充実させると共に、中心市街地の活性化による就業の場の創出を図り、安全・安心、利便性の高い都市環境を形成していくことが課題である。
まちづくりに重要な地区	アーケード商店街（稲生町周辺） 83.3% 十和田駅周辺 53.3% 官庁街通り及びその周辺 33.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・市の玄関口、顔となる十和田駅周辺地区の再構築、アーケード商店街の活性化、官庁街通りの特徴をまちづくりに活かすことが重要である。
居住地区の将来像	安全、快適な住宅中心の地区 46.7% 保健・福祉が充実した地区 33.3% 自然が豊かな地区 30.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な、住みやすい住宅地形成を軸として、保健、福祉が充実し、自然が豊かな地区形成が、地区の将来像として考えられている。
居住地区のまちづくりで重要な視点	生活関連施設など 76.7% ・病院など医療施設を整備する 26.7% ・公園、広場を整備する 16.7% ・下水道を整備する 10.0% ・高齢者の支援施設を充実する 10.0% 交通など 30.0% ・生活道路を整備する 16.7% ・バス交通を充実する 13.3% 就業・産業など 33.3% ・市内に企業（就業の場）を誘致する 26.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地区のまちづくりでは、病院、公園・広場、下水道、高齢者支援、生活道路等の都市基盤施設や医療・福祉施設整備の重要性を認識していることが伺える。 ・またバスなどの公共交通機関の利便性確保や、企業誘致による雇用機会の確保の重要性を認識していることも伺える。 ・今後、これらの都市基盤施設や医療施設をバランス良く充実させ、安全・安心、利便性の高い都市環境を形成していくことが課題である。
市民のまちづくり参画	市民と市が協働で進める 36.7% 市が中心、市民の合意を得て進める 33.3% 市民が中心、市が必要な部分を支援 20.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民と市が協働」と「市が中心、市民の合意を得る」が拮抗しており、今後のまちづくりに対する市民への啓蒙活動が課題である。 ・今後市民参加によるまちづくりが順調かつ活発に進められる上で基となる支援制度や体制づくりが課題である。

- 1 相坂地区

項目	集計結果概要	評価								
以前の居住地	<p>現在地に生来居住 17.4%</p> <p>相坂地区 21.7%</p> <p>相坂地区を除く市内 26.1%</p> <p>(前谷地・下平、金崎、西小稲、東小稲、用途外共に 4.3%)</p> <p>青森県内 13.0%</p> <p>青森県外 21.7%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当地区の継続的居住者の割合は、生来居住と当地区内転居を合わせ、4割弱になる。(39.1%) ・転居者の以前の居住地は、市外(34.7%)が市内(26.1%)を大きく上回る。 ・地区内転居の従前居住地は、金崎、相坂地区が上位を占める。 ・転入者が多くコミュニティ形成が課題になる。 								
最寄品の主な買い物場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>最寄店</th> <th>郊外大型店</th> <th>中心街店</th> <th>市外店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>73.9%</td> <td>47.8%</td> <td>8.7%</td> <td>8.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・交通手段：自家用車 87.0%</p>	最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店	73.9%	47.8%	8.7%	8.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品等最寄品は、最寄りの店舗利用が多く7強ある。郊外大型店舗利用は5割弱あるが、中心街の店舗利用は1割に満たない。市外店利用と中心街店利用が同じ率である。 ・交通手段は87.0%が自家用車利用である。 ・車利用に対応した魅力ある店舗への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店							
73.9%	47.8%	8.7%	8.7%							
買回品の主な買い物場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>最寄店</th> <th>郊外大型店</th> <th>中心街店</th> <th>市外店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17.4%</td> <td>56.5%</td> <td>13.0%</td> <td>113.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・利用交通手段：自家用車 87.0%</p>	最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店	17.4%	56.5%	13.0%	113.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・服、ファッション品等買回品は、市外店利用が113.0%、郊外大型店利用が56.5%あるのに対し、中心街の店舗利用は13.0%と低い。 ・交通手段はほとんどが自家用車利用である。 ・車利用に対応した魅力ある店舗への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店							
17.4%	56.5%	13.0%	113.0%							
飲食に利用する場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>稲生地区</th> <th>相坂地区</th> <th>用途地域外</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26.1%</td> <td>17.4%</td> <td>8.7%</td> <td>69.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・利用交通手段：自家用車 69.6%</p>	稲生地区	相坂地区	用途地域外	市外	26.1%	17.4%	8.7%	69.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食に利用する場所は、市外が69.6%、相坂地区や用途地域外等の郊外が26.1%である。中心街がある稲生地区は26.1%で郊外と同程度である。 ・車利用に対応した魅力ある店舗・業種への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
稲生地区	相坂地区	用途地域外	市外							
26.1%	17.4%	8.7%	69.6%							
通勤先	<p>通勤先が市内 82.6% (市外 4.3%)</p> <p>主な通勤地：相坂地区 30.4%、稲生地区 13.0%</p> <p>利用交通手段：自家用車 73.9%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内が通勤先は82.6%で、相坂地区、稲生地区が主である。市外通勤は4.3%と低い。 ・交通手段は7割強が自家用車利用である。 								
居住環境等の「良いところ」	<p>自然・歴史環境など 226.1%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな山や自然 73.9% ・空気がきれい 52.2% ・親族や知人が多い 39.1% 生活環境など 147.8% ・日常の買い物が便利 56.5% ・下水道が整備されている 34.8% ・病院、医院が多い 26.1% 防犯・防災・救急など 91.3% ・災害が少ない 60.9% ・治安が良い 17.4% 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然・歴史環境や生活環境、防犯・防災・救急などに対する評価が高い。 ・自然・歴史環境では「緑豊かな山や自然」「空気」「血縁・地縁」に対する評価が高い。 ・生活環境では「日常の買い物の利便性」「下水道整備」「医療施設の充実」が評価されている。 ・防犯・防災・救急などでは、災害が少ない点が評価されている。これは他地区でも共通して評価されている点である。 ・これら指摘された良い点を今後も保全・維持しながら、まちづくりを進めていくことが必要である。 								
居住環境等の「良くないところ」	<p>交通など 95.7%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道が不便である 39.1% ・バス交通が不便である 39.1% ・自宅付近の道路が整備されていない 13.0% 生活環境など 73.9% ・高校などの学校が選びにくい 13.0% ・公園、広場が整備されていない 13.0% ・下水道が整備されていない 13.0% 職場など 65.2% ・就職の機会が少ない 47.8% ・通勤のための交通が不便である 17.4% 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通や生活環境、職場などに対する評価が低い。 ・交通では、鉄道・バス等の公共交通機関の不便さに不満が高い。また低い生活道路の整備水準にも不満がある。これらの改善が課題となっている。 ・生活環境面では、高校など学校選択への不満、低い整備水準の公園・広場に対する不満、下水道未整備への不満があり、これらの改善が課題になっている。 ・職場などに関しては、総合的な就業の機会拡大への取り組みが課題となる。 								
十和田市の将来都市像	<p>保健、福祉が充実した都市 43.5%</p> <p>自然、歴史伝統を活かした観光都市 43.5%</p> <p>農業を活かし産業が展開する都市 43.5%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、福祉が充実し、農業を活かした産業が展開する自然、歴史伝統を活かした観光都市の形成が十和田市の将来都市像として考えられている。 								

- 2 相坂地区

項目	集計結果概要	評価
十和田市のまちづくりで重要なこと	就業・産業など 60.9% ・市内に企業（就業の場）を誘致する 52.2% 買い物など 47.8% ・市の中心商業地を充実する 43.5% 生活関連施設など 43.5% ・病院など医療施設を整備する 21.7% ・下水道を整備する 17.4% ・高齢者の支援施設を充実する 13.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体のまちづくりに対しては、企業誘致による就業の場の確保と、中心商業地の利便性向上あるいは活性化の重要性を認識していることが伺える。 ・また医療、高齢者支援といった医療・社会福祉施設の充実や下水道の整備が重要と認識していることも伺える。 ・今後、これら社会福祉施設や下水道などの都市基盤をバランス良く充実させると共に、中心市街地の活性化による就業の場の創出を図り、安全・安心、利便性の高い都市環境を形成していくことが課題である。
まちづくりに重要な地区	アーケード商店街（稲生町周辺） 65.2% 十和田駅周辺 52.2% 官庁街通り及びその周辺 39.1%	<ul style="list-style-type: none"> ・市の玄関口、顔となる十和田駅周辺地区の再構築、アーケード商店街の活性化、官庁街通りの特徴をまちづくりに活かすことが重要である。
居住地区の将来像	農業を活かし産業が展開する地区 56.5% 安全、快適な住宅中心の地区 43.5% 賑わいのある商業が展開する地区 34.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な、住みやすい住宅地形成を軸として、賑わう商業地があり、農業を活かし産業が展開する地区形成が、地区の将来像として考えられている。
居住地区のまちづくりで重要な視点	生活関連施設など 52.2% ・下水道を整備する 13.0% ・公園、広場を整備する 13.0% ・病院など医療施設を整備する 13.0% 交通など 39.1% ・バス交通を充実する 17.4% ・生活道路を整備する 17.4% 就業・産業など 34.8% ・市内に企業（就業の場）を誘致する 30.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地区のまちづくりでは、下水道、公園・広場、病院、生活道路等の都市基盤施設や医療・福祉施設整備の重要性を認識していることが伺える。 ・またバスなどの公共交通機関の利便性確保や、企業誘致による雇用機会の確保の重要性を認識していることも伺える。 ・今後、これらの都市基盤施設や医療施設をバランス良く充実させ、安全・安心、利便性の高い都市環境を形成していくことが課題である。
市民のまちづくり参画	市民と市が協働で進める 52.2% 市が中心、市民の合意を得て進める 21.7% 市民が中心、市が必要な部分を支援 17.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と市が協働で進めるとの意見は5割強あり、今後のまちづくりにおける市民の活力に期待が持てそうである。 ・今後順調かつ活発なまちづくりに対する市民参加を支える支援制度や体制づくりが課題である。

- 1 旧十和田市用途地域外地区

項目	集計結果概要	評価								
以前の居住地	<p>現在地に生来居住 21.0%</p> <p>用途地域外 6.6%</p> <p>用途地域外を除く市内 41.3%</p> <p>(相坂地区 12.5%、金崎地区 7.9%)</p> <p>青森県内 21.6%</p> <p>青森県外 8.2%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当地区の継続的居住者の割合は、生来居住と当地区内転居を合わせ、3割弱になる。(27.6%) ・転居者の以前の居住地は、市内(41.3%)が市外(29.8%)を上回る。 ・地区内転居の従前居住地は、相坂、金崎地区が上位を占める。 ・転入者が多くるコミュニティ形成が課題になる。 								
最寄品の主な買い物場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>最寄店</th> <th>郊外大型店</th> <th>中心街店</th> <th>市外店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>82.3%</td> <td>45.9%</td> <td>16.7%</td> <td>16.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・利用交通手段：自家用車 93.8%</p>	最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店	82.3%	45.9%	16.7%	16.1%	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品等最寄品は、最寄りの店舗利用が多く82.3%である。郊外大型店舗利用は49.5%あるが、中心街の店舗利用は16.7%で、市外店利用16.1%と同程度である。 ・交通手段はほとんどが自家用車利用である。 ・車利用に対応した魅力ある店舗への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店							
82.3%	45.9%	16.7%	16.1%							
買回品の主な買い物場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>最寄店</th> <th>郊外大型店</th> <th>中心街店</th> <th>市外店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25.9%</td> <td>58.4%</td> <td>10.8%</td> <td>81.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・利用交通手段：自家用車 95.1%</p>	最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店	25.9%	58.4%	10.8%	81.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・服、ファッション品等買回品は、市外店利用が81.3%、郊外大型店利用が58.4%あるのに対し、中心街の店舗利用は10.8%とかなり低い。 ・交通手段はほとんどが自家用車利用である。 ・車利用に対応した魅力ある店舗への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店							
25.9%	58.4%	10.8%	81.3%							
飲食に利用する場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>稲生地区</th> <th>相坂地区</th> <th>用途地域外</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24.9%</td> <td>16.1%</td> <td>19.7%</td> <td>67.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・利用交通手段：自家用車 88.5%</p>	稲生地区	相坂地区	用途地域外	市外	24.9%	16.1%	19.7%	67.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食に利用する場所は、市外が67.2%、相坂地区や用途地域外等の郊外が35.8%あるのに対し、中心街がある稲生地区は24.9%にとどまっている。 ・車利用に対応した魅力ある店舗・業種への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
稲生地区	相坂地区	用途地域外	市外							
24.9%	16.1%	19.7%	67.2%							
通勤先	<p>通勤先が市内 72.5% (市外 35.8%)</p> <p>主な通勤地：稲生地区 19.0%、金崎地区 13.4%</p> <p>利用交通手段：自家用車 83.1%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤先が市内は72.5%で、相坂地区、金崎地区が主である。市外通勤は35.8%と低い。 ・交通手段は8割強が自家用車利用である。 								
居住環境等の「良いところ」	<p>自然・歴史環境など 197.0%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな山や自然 60.3% ・空気がきれい 41.6% ・農地が多く、景色や環境が良い 33.1% <p>生活環境など 120.0%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常の買い物が便利 39.3% ・病院、医院が多い 21.6% ・下水道が整備されている 14.1% ・防犯・防災・救急など 110.5% ・災害が少ない 68.2% ・治安が良い 27.9% 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然・歴史環境や生活環境、防犯・防災・救急などに対する評価が高い。 ・自然・歴史環境では「緑豊かな山や自然」「空気」「景観・環境」に対する評価が高い。 ・生活環境では「日常の買い物の利便性」「医療施設の充実」「下水道整備」が評価されている。 ・防犯・防災・救急などでは、災害が少ない点が評価されている。これは他地区でも共通して評価されている点である。 ・これら指摘された良い点を今後も保全・維持しながら、まちづくりを進めていくことが必要である。 								
居住環境等の「良くないところ」	<p>生活環境など 131.8%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道が整備されていない 20.3% ・スポーツ施設がない 20.3% ・図書館や文化施設が少ない 17.7% ・公園、広場が整備されていない 17.4% <p>交通など 121.0%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス交通が不便である 44.6% ・鉄道が不便である 37.4% ・自宅付近の道路が整備されていない 20.3% <p>職場など 77.0%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職の機会が少ない 49.8% ・勤め先が自宅から遠い 13.8% ・通勤のための交通が不便である 13.4% 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境や交通、職場などに対する評価が低い。 ・生活環境面では、下水道未整備への不満、運動施設や公園・広場の低い整備水準に対する不満、図書館や文化施設の低い整備水準への不満があり、これらの改善が課題になっている。 ・交通では、バス・鉄道等の公共交通機関の不便さに不満が高い。また低い生活道路の整備水準にも不満がある。これらの改善が課題となっている。 ・職場などに関しては、総合的な就業の機会拡大への取り組みが課題となる。 								
十和田市の将来都市像	<p>農業を活かし産業が展開する都市 51.5%</p> <p>保健、福祉が充実した都市 48.2%</p> <p>賑わいのある商業が展開する都市 35.1%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、福祉が充実し、賑わう商業地がある農業を活かした産業が展開する都市の形成が十和田市の将来都市像として考えられている。 								

- 2 旧十和田市用途地域外地区

項目	集計結果概要	評価
十和田市のまちづくりで重要なこと	生活関連施設など 57.7% ・高齢者の支援施設を充実する 21.0% ・病院など医療施設を整備する 14.4% 就業・産業など 51.8% ・市内に企業（就業の場）を誘致する 30.2% ・観光産業を育成する 11.5% 買い物など 32.1% ・市の中心商業地を充実する 24.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体のまちづくりに対しては、医療、高齢者支援といった医療・社会福祉施設の充実が重要と認識していることが伺える。 ・また企業誘致による就業の場の確保と、市の資源を活かした観光産業の育成による就業の機会の確保が重要と認識していることが伺える。 ・中心商業地の利便性向上あるいは活性化の重要性も認識していることが伺える。 ・今後、これら社会福祉施設と都市基盤施設をバランス良く充実させると共に、中心市街地の活性化による就業の場の創出を図りながら、安全・安心、利便性の高い都市環境を形成していくことが課題である。
まちづくりに重要な地区	十和田駅周辺 70.2% アーケード商店街（稲生町周辺） 60.7% 官庁街通り及びその周辺 34.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・アーケード商店街の活性化、市の玄関口、顔となる十和田駅周辺地区の再構築、官庁街通りの特徴をまちづくりに活かすことが重要である。
居住地区の将来像	安全、快適な住宅中心の地区 46.9% 農業を活かし産業が展開する地区 38.4% 自然が豊かな地区 35.1%	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な、住みやすい住宅地形成を軸として、農業を活かし産業が展開する自然豊かな地区形成が、地区の将来将来像として考えられている。
居住地区のまちづくりで重要な視点	生活関連施設など 69.2% ・高齢者の支援施設を充実する 13.1% ・下水道を整備する 12.5% ・公園・広場を整備する 12.1% ・病院など医療施設を整備する 12.1% 交通など 33.1% ・生活道路を整備する 16.4% ・バス交通を充実する 13.4% 農業など 26.9% ・農村環境を充実する 11.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地区のまちづくりでは、高齢者支援、下水道、公園・広場、病院、生活道路等の都市基盤施設や医療・福祉施設整備の重要性を認識していることが伺える。 ・バスなどの公共交通機関の利便性確保の重要性を認識していることも伺える。 ・また農業生産と農村生活の向上を図る農村環境の充実を重要視していることも伺える。 ・今後、これらの都市基盤施設や医療・福祉施設をバランス良く充実させ、安全・安心、利便性の高い農業生産環境と共生する都市環境を形成していくことが課題である。
市民のまちづくり参画	市民と市が協働で進める 47.9% 市が中心、市民の合意を得て進める 25.2% 市民が中心、市が必要な部分を支援 15.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と市が協働で進めるとの意見は5割強あり、今後のまちづくりにおける市民の活力に期待が持てそうである。 ・今後順調かつ活発なまちづくりに対する市民参加を支える支援制度や体制づくりが課題である。

- 1 旧十和田湖町地区

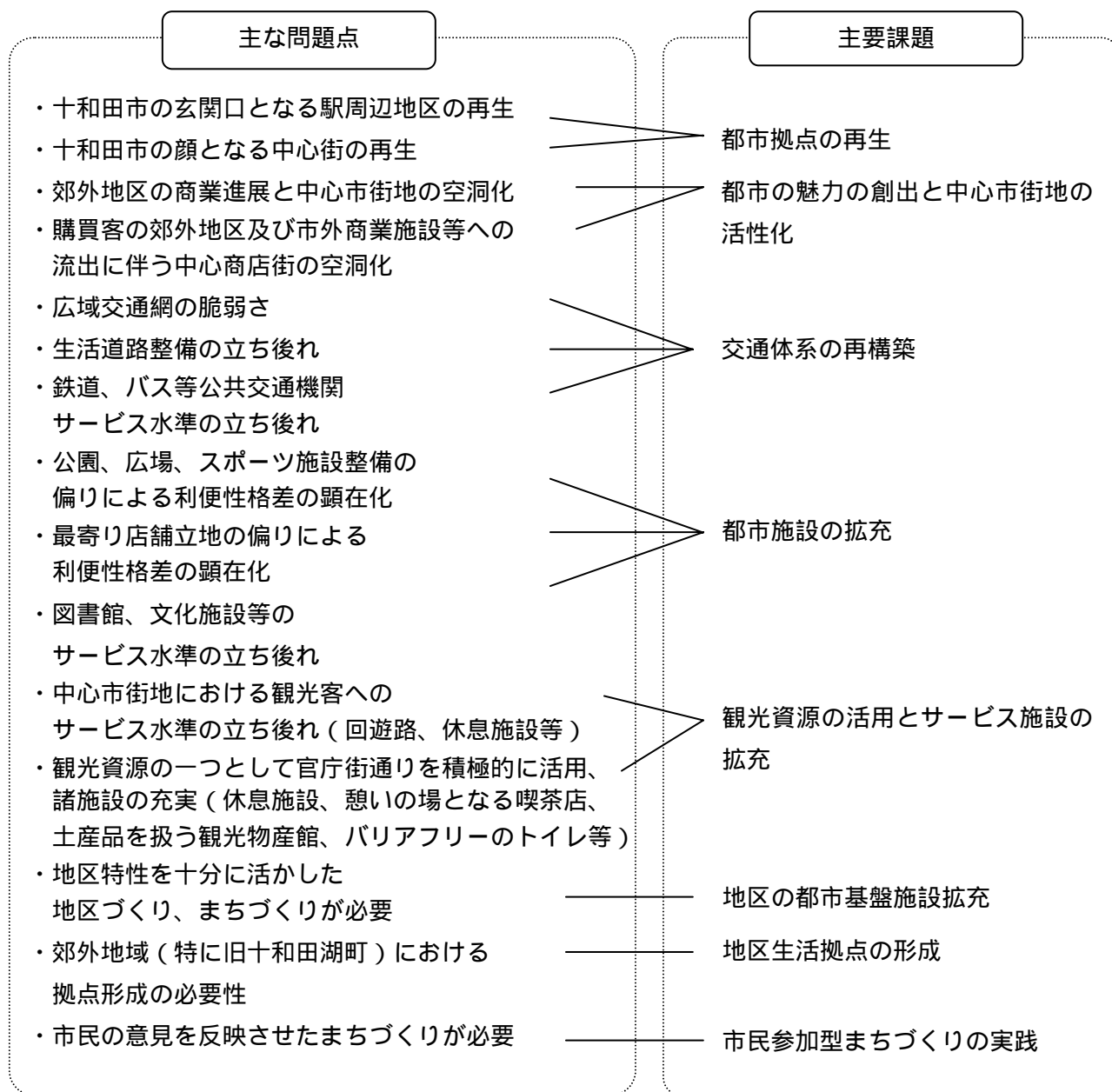
項目	集計結果概要	評価								
以前の居住地	現在地に生来居住 40.0% 旧十和田湖町地区 20.0% 旧十和田湖町地区を除く市内 16.0% (相坂地区 10.0%) 青森県内 10.0% 青森県外 10.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・当地区の継続的居住者の割合は、生来居住と当地区内転居を合わせ、6割になる。(60.0%) ・転居者の以前の居住地は、市外(20.0%)市内を(16.0%)を上回る。 ・地区内転居の従前居住地は、相坂地区が主である。 ・転入者は少ないがコミュニティ維持が課題になる。 								
最寄品の主な買い物場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>最寄店</th> <th>郊外大型店</th> <th>中心街店</th> <th>市外店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>68.0%</td> <td>54.0%</td> <td>24.0%</td> <td>4.0%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・利用交通手段：自家用車 98.0% 	最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店	68.0%	54.0%	24.0%	4.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品等最寄品は、最寄りの店舗利用が多く68.0%である。郊外大型店舗利用は54.0%あり、中心街店利用は24.0%である。市外店利用は4.0%と低い。 ・交通手段はほとんどが自家用車利用である。 ・車利用に対応した魅力ある店舗への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店							
68.0%	54.0%	24.0%	4.0%							
買回品の主な買い物場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>最寄店</th> <th>郊外大型店</th> <th>中心街店</th> <th>市外店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26.0%</td> <td>62.0%</td> <td>20.0%</td> <td>64.0%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・利用交通手段：自家用車 98.0% 	最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店	26.0%	62.0%	20.0%	64.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・服、ファッション品等買回品は、市外店利用が64.0%、郊外大型店利用が62.0%ある。中心街店利用は20.0%である。 ・交通手段はほとんどが自家用車利用である。 ・車利用に対応した魅力ある店舗への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
最寄店	郊外大型店	中心街店	市外店							
26.0%	62.0%	20.0%	64.0%							
飲食に利用する場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>稲生地区</th> <th>相坂地区</th> <th>用途地域外</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24.0%</td> <td>4.0%</td> <td>12.0%</td> <td>36.0%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・利用交通手段：自家用車 92.0% 	稲生地区	相坂地区	用途地域外	市外	24.0%	4.0%	12.0%	36.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食に利用する場所は、市外が36.0%、相坂地区や用途地域外等の郊外が16.0%である。中心街がある稲生地区は24.0%で、他地区に比べ率が高い。 ・車利用に対応した魅力ある店舗・業種への転換あるいは導入など、中心市街地の再生が課題である。
稲生地区	相坂地区	用途地域外	市外							
24.0%	4.0%	12.0%	36.0%							
通勤先	通勤先が市内 74.0% (市外 14.0%) 主な通勤地：用途地域外 14.0%、西小稲地区 12.0% 利用交通手段：自家用車 76.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤先が市内は74.0%で、用途地域外、西小稲地区が主である。市外通勤は14.0%と低い。 ・交通手段は8割強が自家用車利用である。 								
居住環境等の「良いところ」	自然・歴史環境など 210.0% ・緑豊かな山や自然がある 74.0% ・空気がきれい 44.0% ・農地が多く、景色や環境が良い 30.0% 生活環境など 104.0% ・下水道が整備されている 32.0% ・日常の買い物が便利 16.0% ・病院、医院が多い 16.0% 防犯・防災・救急など 100.0% ・災害が少ない 46.0% ・治安が良い 42.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・自然・歴史環境や生活環境、防犯・防災・救急などに対する評価が高い。 ・自然・歴史環境では「緑豊かな山や自然」「空気」「景観・環境」に対する評価が高い。 ・生活環境では「下水道整備」「日常の買い物の利便性」「医療施設の充実」が評価されている。 ・防犯・防災・救急などでは、災害が少ない点が評価されている。これは他地区でも共通して評価されている点である。 ・これら指摘された良い点を今後も保全・維持しながら、まちづくりを進めていくことが必要である。 								
居住環境等の「良くないところ」	生活環境など 180.0% ・日常の買い物が不便 38.0% ・スポーツ施設がない 32.0% ・病院、医院が少ない 26.0% 交通など 152.0% ・バス交通が不便である 52.0% ・鉄道が不便である 36.0% ・自宅付近の道路が未整備 34.0% 職場など 102.0% ・就職の機会が少ない 52.0% ・通勤のための交通が不便である 26.0% ・勤め先が自宅から遠い 24.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境や交通、職場などに対する評価が低い。 ・生活環境面では、運動施設の未整備や、日常の買い物の利便性が評価される反面、不便さが指摘され、サービス偏向の是正が課題である。医療施設の整備水準への不満もあり、改善が課題になっている。 ・交通では、バス・鉄道等の公共交通機関の不便さに不満が高い。また生活道路の低い整備水準にも不満がある。これらの改善が課題となっている。 ・職場などに関しては、総合的な就業の機会拡大への取り組みが課題となる。 								
十和田市の将来都市像	農業を活かし産業が展開する都市 52.0% 自然、歴史伝統を活かした観光都市 50.0% 保健、福祉が充実した都市 44.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・自然、歴史伝統を活かし、保健、福祉が充実する、農業を活かした産業が展開する都市の形成が十和田市の将来都市像として考えられている。 								

- 2 旧十和田湖町地区

項目	集計結果概要	評価
十和田市のまちづくりで重要なこと	<p>生活関連施設など 68.0%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の支援施設を充実する 20.0% ・病院など医療施設を整備する 18.0% ・幼児・学童の保育施設を充実する 16.0% <p>就業・産業など 42.0%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に企業（就業の場）を誘致する 32.0% ・買い物など 34.0% ・旧十和田湖町の中心地を活性化する 20.0% ・市の中心商業地を充実する 10.0% 	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体のまちづくりに対しては、医療、高齢者支援保育といった医療・社会福祉施設の充実が重要と認識していることが伺える。 ・また企業誘致による就業の場の確保が重要と認識していることが伺える。 ・買い物等では、旧十和田湖町の中心地区の活性化を図ると共に、市の中心商業地の利便性向上あるいは活性化の重要性も認識していることが伺える。 ・今後、これら社会福祉施設との都市基盤施設をバランス良く充実させると共に、地区の生活拠点の形成と拡充を図りながら、市の中心市街地の活性化を図り、安全・安心、利便性の高い都市環境を形成していくことが課題である。
まちづくりに重要な地区	<ul style="list-style-type: none"> ・アーケード商店街（稲生町周辺） 54.0% ・奥入瀬・十和田湖地区 50.0% ・十和田駅周辺 38.0% ・旧十和田湖町の中心地 38.0% 	<ul style="list-style-type: none"> ・アーケード商店街の活性化、市の玄関口、顔となる十和田駅周辺地区の再構築によるまちづくりが重要である。 ・奥入瀬・十和田湖地区の観光機能強化、地区拠点としての旧十和田湖町中心地の機能強化が課題。
居住地区の将来像	<ul style="list-style-type: none"> ・農業を活かし産業が展開する地区 50.0% ・自然が豊かな地区 38.0% ・保健・福祉が充実した地区 34.0% 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然を守り、保健、福祉が充実する、農業を活かした産業が展開する地区形成が、地区の将来像として考えられている。
居住地区のまちづくりで重要な視点	<p>生活関連施設など 50.0%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の支援施設を充実する 16.0% ・病院など医療施設を整備する 10.0% ・幼児・学童の保育施設を充実する 10.0% <p>就業・産業など 42.0%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に企業（就業の場）を誘致する 20.0% ・観光産業を育成する 16.0% ・農業など 42.2% ・農村環境を充実する 22.0% ・農地、農道等の農業基盤を整備する 10.0% ・農地を保全する 10.0% 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地区のまちづくりでは、高齢者支援、病院、保育等の都市基盤施設や医療・福祉施設整備の重要性を認識していることが伺える。 ・また農業生産と農村生活の向上を図る農村環境の充実を重要視していることも伺える。 ・今後、これらの都市基盤施設や医療・福祉施設をバランス良く充実させ、安全・安心、利便性の高い農業生産環境と共生する都市環境を形成していくことが課題である。
市民のまちづくり参画	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と市が協働で進める 38.0% ・市が中心、市民の合意を得て進める 28.0% ・市民が中心、市が必要な部分を支援 20.0% 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と市が協働で進めるとの意見は5割強あり、今後のまちづくりにおける市民の活力に期待が持てそうである。 ・今後市民参加によるまちづくりが順調かつ活発に進められる上で基となる支援制度や体制づくりが課題である。

(5) 問題点と課題の整理

住民意向調査結果を踏まえ、まちづくりにおける問題点を抽出し、それに対応する主要課題を整理します。



資料 - 3 地域別市民懇談会

(1) 市民懇談会の概要

開催年月日：平成 22 年 9 月 28 日（火）（中央公民館）

（開催場所）：平成 22 年 9 月 29 日（水）（南公民館）

：平成 22 年 9 月 30 日（木）（東公民館）

参加者数：35 名（3 日間）

説明内容：マスタープランの概要と地域別まちづくり方針について

資料 - 4 市民説明会及び意見募集

(1) 市民説明会の概要

開催年月日：平成 23 年 2 月 7 日（月）

開催場所：中央公民館

参加者数：8 名

説明内容：十和田市都市計画マスタープラン（素案）について

(2) 意見募集の概要

募集期間：平成 23 年 2 月 7 日（月）～ 17 日（木）

受付方法：郵送、FAX、メール

意見者数：意見の提出はありませんでした

募集内容：十和田市都市計画マスタープラン（素案）について

資料 - 5 十和田市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するため、十和田市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、都市計画マスタープランの策定に関する事項について、広範若しくは専門的な見地から検討及び原案を策定し、市長に報告する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、別表のとおりとする。

3 委員長は、委員の互選により決定し、策定委員会を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から都市計画マスタープランを策定する日までとする。

(会議)

第5条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要と認める場合は、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、都市整備建築課において行う。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月20日から施行する。

資料 - 6 十和田市都市計画マスタープラン策定委員名簿

区 分	氏 名	所属団体・役職
市議会議員	田中 重光	建設常任委員会 委員長
	野月 一正	建設常任委員会 副委員長
学識経験者	小笠原 一幸	(社)青森県建築士会十和田支部 副支部長
	田中 進	十和田商工会議所 常議員
	嶋 栄吉 (服部 俊宏)	北里大学獣医学部 生物環境科学科 教授 (生物環境科学科 環境計画学 講師)
	張摩 博子	十和田市連合婦人会 会長
	畠山 一男	十和田おいらせ農業協働組合 金融部長
	稲本 修明	(社)十和田市観光協会 副会長
	泉 佳樹	(社)十和田青年会議所 理事長
	定 喜久美	セ-7コミュニティとわだをすすめる会 企画委員
	苫米地 祥文	Arts Towada プロジェクト・プラン策定委員会 策定委員
事務局 都市整備建築課	松尾 剛	十和田市建設部長
	石橋 清光 (赤石 幸四郎)	十和田市建設部 都市整備建築課長
	野月 洋明	十和田市建設部 都市整備建築課 課長補佐
	佐々木 康介	十和田市建設部 都市整備建築課 課長補佐
	高村 寿憲	十和田市建設部 都市整備建築課 主任主査
	前山 雄一	十和田市建設部 都市整備建築課 主査
	桜田 宏行 (山本 俊彦)	十和田市建設部 都市整備建築課 主査

()内は前任者で所属は委嘱時のもの 敬称略

十和田市都市計画マスタープラン

平成 23 年 3 月

十和田市 建設部 都市整備建築課

〒034-8615

青森県十和田市西十二番町 6 番 1 号

T E L : 0176-23-5111 (代表)

F A X : 0176-21-3533

e-mail : toshiken@city.towada.lg.jp
